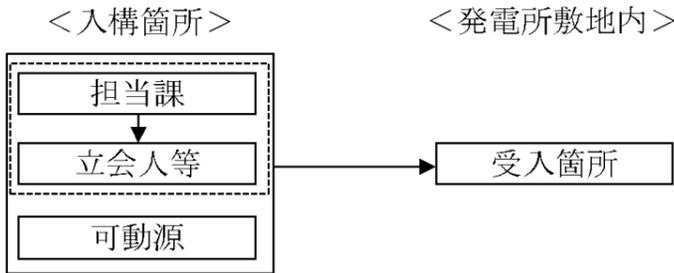
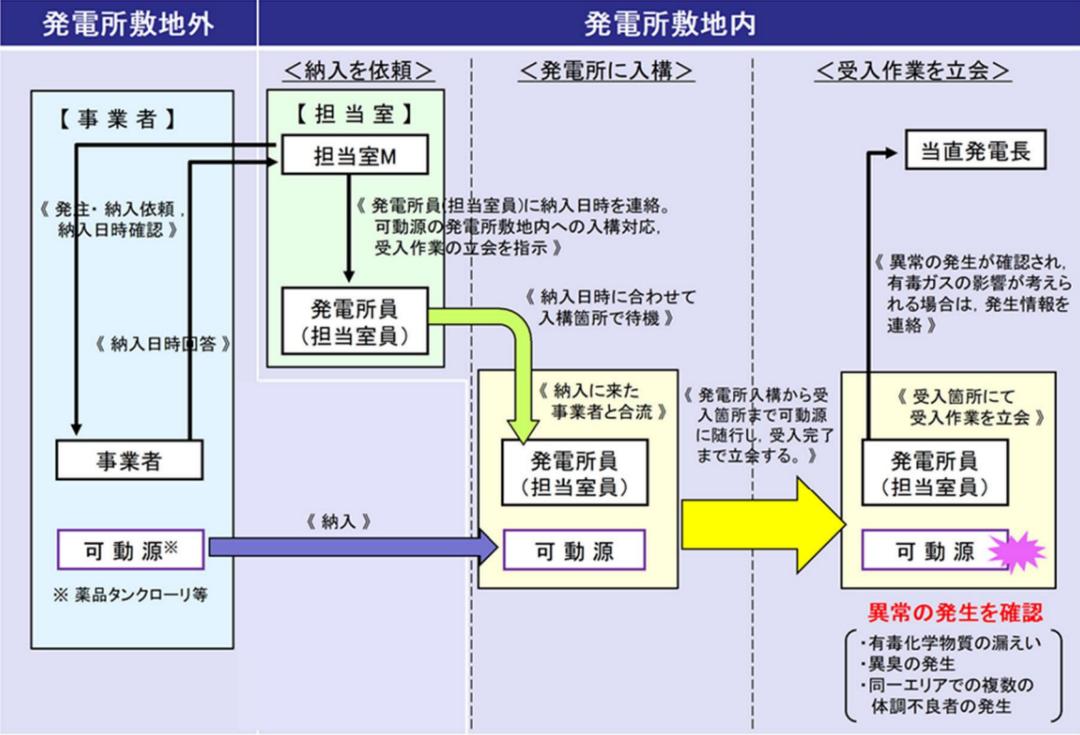


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

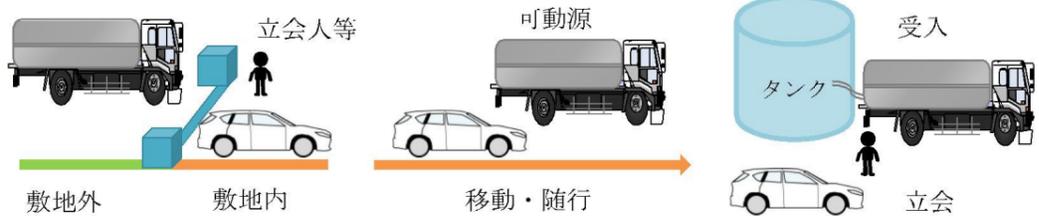
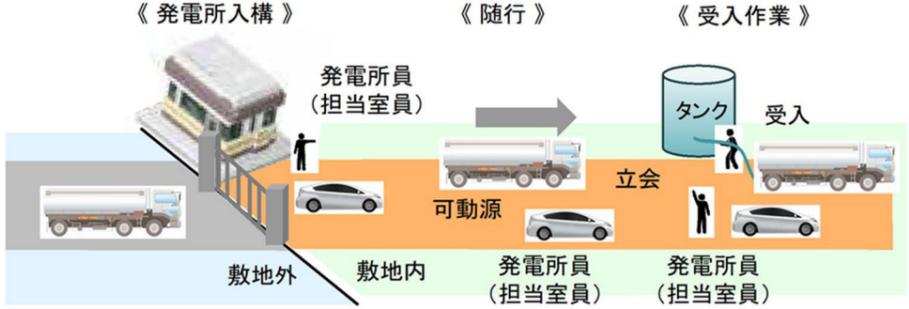
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p data-bbox="219 262 1202 298">(女川は当該の資料はない(入構の可動源がない)ため、島根2号を参照)</p> <p data-bbox="1169 359 1288 394">別紙11-1</p> <p data-bbox="261 447 1172 483">敷地内可動源に対する有毒ガスの発生の検出のための実施体制及び手順</p> <p data-bbox="130 537 311 573">1. 実施体制</p>  <p data-bbox="130 1577 311 1612">2. 実施手順</p>	<p data-bbox="1774 226 2092 262">東海第二発電所 有毒ガス</p> <p data-bbox="2368 359 2507 394">別紙11-1</p> <p data-bbox="1448 447 2418 483">敷地内可動源に対する有毒ガスの発生の検出のための実施体制及び手順</p> <p data-bbox="1359 537 1540 573">1. 実施体制</p> <p data-bbox="1368 579 2507 657">有毒化学物質を積載した薬品タンクローリ等（以下「可動源」という。）の発電所敷地内への受入に際して、有毒ガス発生を検出するための実施体制を第1図に示す。</p>  <p data-bbox="1813 1476 2041 1512">第1図 実施体制</p> <p data-bbox="1359 1566 1540 1602">2. 実施手順</p> <p data-bbox="1368 1608 2507 1686">可動源の発電所敷地内への受入に際して、有毒ガス発生を検出するための実施手順を以下のとおりとする。また、その実施手順のイメージを第2図に示す。</p> <p data-bbox="1368 1692 2507 1770">(1)薬品受入作業をする担当室マネージャー（以下「担当室マネージャー」という。）は、事業者へ納入を依頼し、納入日時の回答を受ける。</p>	<p data-bbox="2567 275 2884 527">・東海第二は、敷地内可動源について、スクリーニング評価を行わず、防護措置をとることとし、その説明資料であり比較対象なし</p> <p data-bbox="2567 583 2766 619">・記載表現の相違</p> <p data-bbox="2567 720 2884 756">・実施体制の記載の充実化</p> <p data-bbox="2567 1619 2766 1654">・記載表現の相違</p> <p data-bbox="2567 1707 2766 1743">・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>(女川は当該の資料はない(入構の可動源がない)ため、島根2号を参照)</p> <p>(1)有毒化学物質を積載した薬品タンクローリー等(以下「可動源」という。)が発電所敷地内へ入構する際、担当課は立会人等を入構箇所へ待機させる。</p> <p>(2)立会人等は、合流後に可動源を敷地内に入構させる</p> <p>(3)立会人等は、受入(納入)箇所まで可動源に随行し、受入(納入)完了まで立会する。立会人等は、薬品防護具を常備する。</p>  <p>3. その他</p> <p>(1)可動源の入構は、原則平日通常勤務時間帯とする。</p> <p>(2)発電所で重大事故等が発生した場合は、既に入構している可動源は、立会人等随行の上速やかに敷地外に退避させ、また、新たな可動源を敷地内に入構させないこととする。</p> <p>(3)立会人等については、化学物質の管理を行う者であって重大事故等対策に必要な要員以外の者が対応する。なお、化学物質の管理にあたっては、保安規定に基づく教育訓練を定期的に行うことにより、立会人等は化学物質の取り扱いに関して十分な力量を有する。</p>	<p>(2)担当室マネージャーは、発電所員(担当室員)に事業者から納入される納入日時を連絡し、可動源の発電所敷地内への入構対応及び受入作業の立会を指示する。</p> <p>(3)発電所員(担当室員)は、納入日時に合わせて入構箇所まで待機し、納入に来た事業者と合流した後、可動源を発電所敷地内に入構させる。</p> <p>(4)発電所員(担当室員)は、受入箇所まで可動源に随行し、受入完了まで立会する。発電所員(担当室員)は、薬品防護具を携行する。</p> <p>(5)発電所員(担当室員)は、受入作業中に異常の発生(有毒化学物質の漏えい、異臭の発生、同一エリアでの複数の体調不良者の発生)が確認され、有毒ガスによる影響が考えられる場合は、携行した薬品防護具を着用し、当直発電長に発生情報を連絡する。</p>  <p>第2図 実施手順のイメージ</p> <p>3. 通信連絡</p> <p>上記2.の連絡については、既存の通信連絡設備の手順*を用いて連絡を行うことから、既許可に影響を及ぼすものではない。</p> <p>* 設置変更許可申請書 添付書類十「第5.1-1表 重大事故等対策における手順書の概要(19/19)」に示す「1.19 通信連絡に関する手順等」</p> <p>4. その他</p> <p>(1)可動源の入構は、原則平日通常勤務時間帯とする。</p> <p>(2)発電所で重大事故等が発生した場合は、既に入構している可動源は、発電所員(担当室員)が随行の上速やかに発電所敷地外に退避させ、また、新たな可動源を発電所敷地内に入構させないこととする。</p> <p>(3)発電所員(担当室員)については、化学物質の管理を行う者であって重大事故等対策に必要な要員以外の者が対応する。なお、化学物質の管理にあたっては、保安規定に基づく教育訓練を定期的に行うことにより、発電所員(担当室員)は化学物質の取り扱いに関して十分な力量を確保する。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・実施体制において用いる通信連絡設備に関する記載を反映</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p data-bbox="210 262 1202 298">(女川は当該の資料はない（入構の可動源がない）ため、島根2号を参照)</p> <div data-bbox="112 304 1299 1060"> <p data-bbox="1130 352 1279 388">別紙11-2</p> <p data-bbox="338 396 1086 432">敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順</p> <p data-bbox="121 489 308 525">1. 実施体制</p> <p data-bbox="1130 808 1279 844">別紙11-3</p> <p data-bbox="201 852 1231 888">敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順</p> <p data-bbox="121 942 278 978">3. その他</p> <p data-bbox="130 987 1207 1022">(1) 終息活動要員については、重大事故等対策に必要な要員以外の者が対応する。</p> </div>	<div data-bbox="1344 304 2525 976"> <p data-bbox="2368 352 2516 388">別紙11-2</p> <p data-bbox="1448 443 2412 478">敷地内可動源からの有毒ガス防護及び終息活動に係る実施体制及び手順</p> <p data-bbox="1353 535 1540 571">1. 実施体制</p> <p data-bbox="1380 579 2525 840">敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制を第1図、防護対象者の要員名称を第1表に示す。また、防護対象者と災害対策本部体制との関係を第2図及び第3図に示す。なお、第1図については、敷地内可動源から有毒ガスが発生することを想定し、「運転員」及び「運転員以外の運転・指示要員」の防護を迅速に行うため、当直発電長及び災害対策本部長（発電所長又はその代行者）が防護措置を指示することを定めたものである。</p> <p data-bbox="1380 848 2525 976">敷地内可動源からの有毒ガスの発生を終息させるための措置に係る実施体制を第4図に示す。終息活動要員については、重大事故等対策に必要な要員以外の者が対応する。</p> </div> <div data-bbox="1344 1003 2525 1753"> <p data-bbox="1418 1696 2359 1724">※：平日勤務時間帯における連絡責任者については、今後の保安規定及び社内規程の整備を踏まえた検討により変更となる可能性がある。</p> </div>	<p data-bbox="2546 315 2878 483">・防護措置及び終息に係る活動の資料を統一化。あわせて、女川2号炉の記載を反映し記載を充実化。</p> <p data-bbox="2546 583 2760 619">・記載表現の相違</p> <p data-bbox="2546 1035 2760 1071">・記載表現の相違</p>
第1図 防護のための実施体制		

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

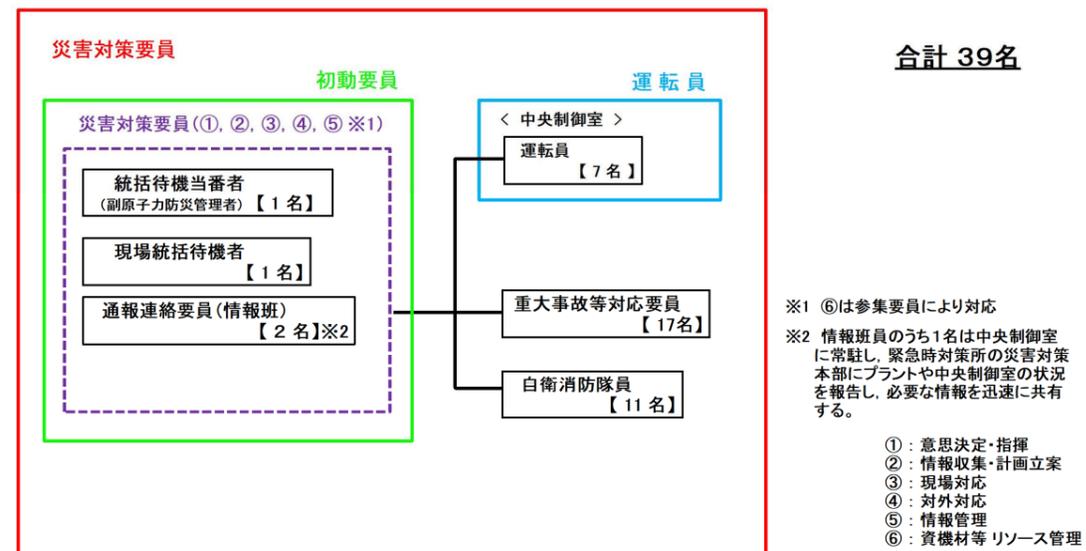
差異理由

・記載表現の相違

第1表 防護対象者の要員名称

ガイドでの呼称	東海第二発電所における 対応要員の呼称	人 数
運転・初動要員	運転員及び災害対策要員 (初動要員)	運転員 : 7人 災害対策要員(初動要員) : 4人
運転・指示要員	運転員及び災害対策要員 (指示要員)	運転員 : 7人 災害対策要員(指示要員) : 49人
運転・対処要員	災害対策要員	運転員 : 7人 災害対策要員(運転員を除く) : 104人 ^{※1}

※1 重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員を含む。



第2図 災害対策本部（初動体制）体制

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

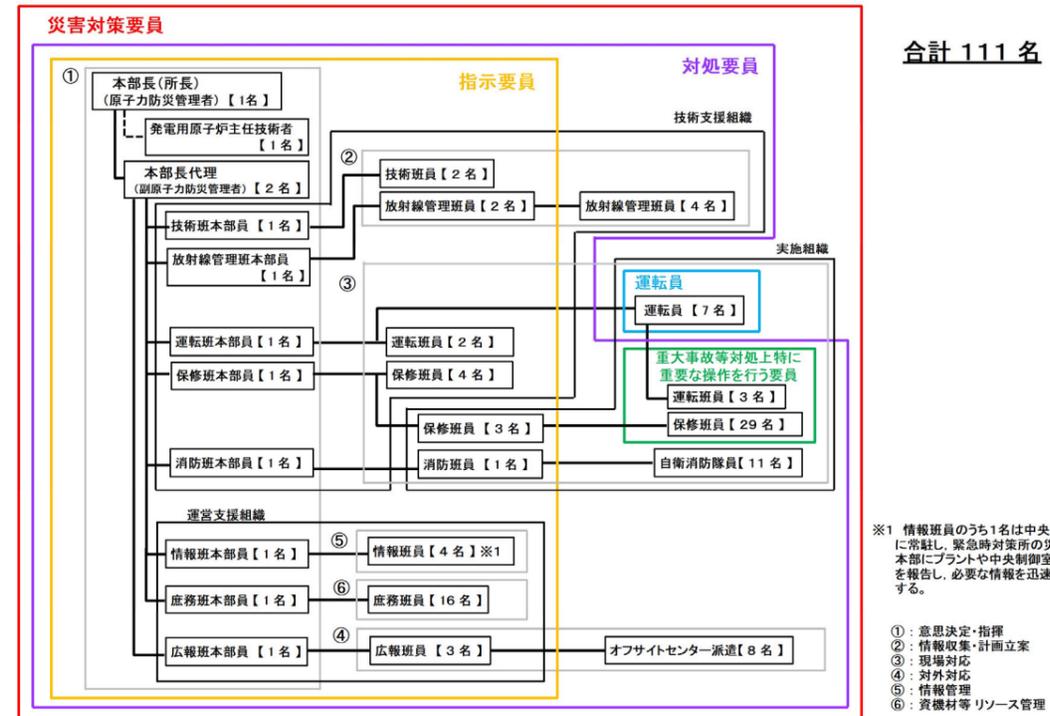
中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由

（女川は当該の資料はない（入構の可動源がない）ため、島根2号を参照）



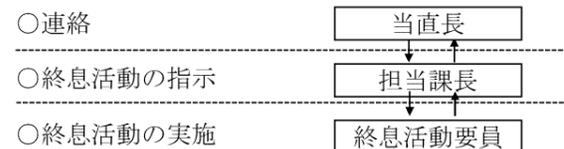
・記載表現の相違

第3図 災害対策本部（全体体制）体制

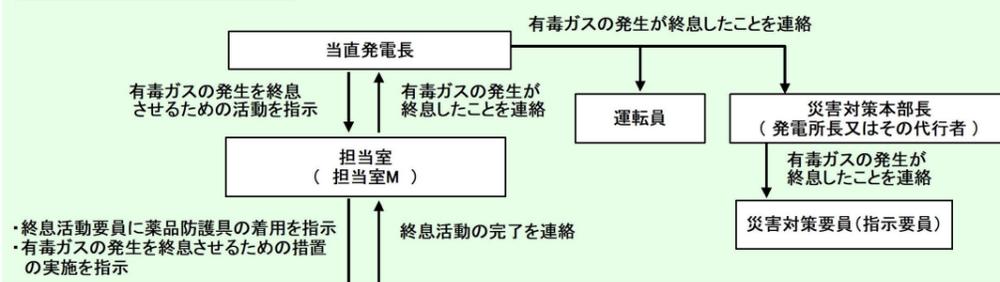
敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順

別紙11-3

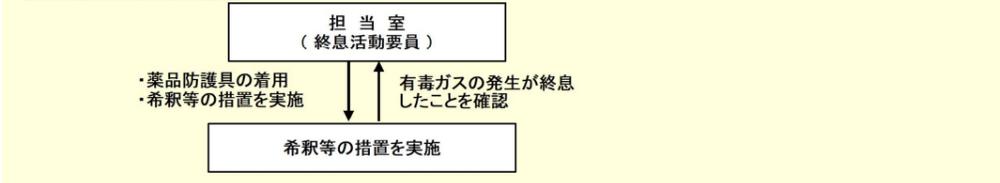
1. 実施体制



【終息活動の指示・連絡】



【終息活動の実施】



第4図 終息活動のための実施体制

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p data-bbox="210 262 1187 298">女川は当該の資料はない（入構の可動源がない）ため、島根2号を参照）</p> <p data-bbox="1130 359 1276 394">別紙11-2</p> <p data-bbox="338 403 1086 438">敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順</p> <p data-bbox="121 493 314 529">2. 実施手順</p> <p data-bbox="136 674 1279 753">(1) 立会人等は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備等により当直長に連絡する。</p> <p data-bbox="136 810 1270 846">(2) 当直長は、運転員に中央制御室換気設備の隔離及び全面マスクの着用を指示する。</p> <p data-bbox="136 856 1288 936">(3) 当直長は、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置されている場合は、通信連絡設備等により本部長に有毒ガスの発生による異常を検知したことを連絡する。</p> <p data-bbox="136 947 1288 1026">(4) 本部長は、緊急時対策本部要員（指示要員）に有毒ガスの発生による異常を検知したことを連絡し、緊急時対策所換気設備の隔離及び全面マスクの着用を指示する。</p> <p data-bbox="136 1083 1279 1163">(5) 運転員は、当直長の指示により、中央制御室換気設備を隔離するとともに、全面マスクを着用する。</p> <p data-bbox="136 1444 1279 1524">(6) 緊急時対策本部要員（指示要員）は、本部長の指示により、緊急時対策所換気設備を隔離するとともに、全面マスクを着用する。</p>	<p data-bbox="1329 493 1522 529">2. 実施手順</p> <p data-bbox="1329 537 1620 573">2.1 防護措置の実施</p> <p data-bbox="1377 581 2356 617">敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施手順を以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="1344 625 1887 661">【中央制御室の運転員に関する実施手順】</p> <p data-bbox="1359 669 2510 795">(1) 発電所員（担当室員）は、異常の発生（有毒化学物質の漏えい、異臭の発生、同一エリアでの複数の体調不良者の発生）を検知し、有毒ガスによる影響が考えられる場合は、送受話器（ページング）等により当直発電長に連絡する。</p> <p data-bbox="1359 806 2510 974">(2) 当直発電長は、連絡を受けた場合は、速やかに中央制御室の換気系を隔離し、運転員に全面マスクの着用を指示するとともに、送受話器（ページング）等により全入域者に対して退避及び立入規制を指示する。また、異常の発生を連絡責任者に連絡する。</p> <p data-bbox="1359 1073 2510 1152">(3) 運転員は定められた手順に従い、中央制御室の換気系を隔離するとともに、全面マスクを着用する。</p> <p data-bbox="1359 1163 1955 1199">(4) 全入域者は立入規制に従い、退避を行う。</p> <p data-bbox="1344 1255 2217 1291">【緊急時対策所の運転員以外の運転・指示要員に関する実施手順】</p> <p data-bbox="1359 1299 2169 1335">(5) 連絡責任者は、運転員以外の運転・指示要員を招集する。</p> <p data-bbox="1359 1346 2510 1425">(6) 原子力防災管理者（平日勤務時間は発電所長又はその代行者）は、有毒ガスによる影響が考えられる場合は、災害対策本部を設置する。</p> <p data-bbox="1359 1436 2510 1516">(7) 災害対策本部長（発電所長又はその代行者）は、速やかに緊急時対策所の換気設備を隔離し、運転員以外の運転・指示要員に対して全面マスク着用を指示する。</p> <p data-bbox="1359 1526 2510 1606">(8) 運転員以外の運転・指示要員は定められた手順に従い、緊急時対策所の換気設備を隔離するとともに、全面マスクを着用する。</p> <p data-bbox="1359 1617 2510 1696">(9) 災害対策本部長（発電所長又はその代行者）は、所内放送等により全入構者に対して退避を指示する。</p> <p data-bbox="1359 1707 1733 1743">(10) 全入構者は退避を行う。</p>	<p data-bbox="2549 537 2858 617">・防護措置及び終息に係る活動の資料を統一化。</p> <p data-bbox="2549 630 2783 665">・記載表現の相違</p> <p data-bbox="2549 676 2724 711">・運用の相違</p> <p data-bbox="2549 722 2783 758">・要員名称の相違</p> <p data-bbox="2549 768 2783 804">・設備名称の相違</p> <p data-bbox="2549 1255 2783 1291">・記載表現の相違</p> <p data-bbox="2549 1302 2724 1337">・運用の相違</p> <p data-bbox="2549 1348 2783 1383">・要員名称の相違</p> <p data-bbox="2549 1394 2783 1430">・設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p data-bbox="210 262 1187 298">女川は当該の資料はない（入構の可動源がない）ため、島根2号を参照）</p> <p data-bbox="1127 352 1276 388">別紙11-3</p> <p data-bbox="222 394 1202 430">敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順</p> <p data-bbox="121 489 311 525">2. 実施手順</p> <ol data-bbox="121 667 1291 1522" style="list-style-type: none">(1) 敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常を検知したことの連絡を受けた当直長は、担当課長に有毒ガスの発生を終息させるための活動を依頼する。(2) 担当課長は、終息活動要員に全面マスクの着用を指示するとともに、有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置を実施するよう指示する。(3) 終息活動要員は、担当課長の指示により、全面マスクを着用するとともに、有毒ガスの発生を終息させるために速やかに希釈等の措置を実施する。(4) 担当課長は、終息活動に時間を要する場合、必要に応じ酸素呼吸器の着用を指示する。終息活動員は、担当課長の指示により、酸素呼吸器を着用する。(5) 終息活動要員は、有毒ガスの発生が終息したことを確認後、担当課長に終息活動完了を連絡する。(6) 担当課長は、有毒ガスの発生が終息したことを当直長に連絡する。(7) 当直長は、運転員に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。また、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置されている場合は、本部長へ有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。(8) 本部長は、緊急時対策本部要員（指示要員）に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。 	<p data-bbox="1329 531 1617 567">2.2 終息活動の実施</p> <p data-bbox="1380 573 2507 657">敷地内可動源からの有毒ガスの発生を終息に係る実施手順を以下のとおりとする。また、終息活動のイメージ図を第5図に示す。</p> <ol data-bbox="1359 667 2507 1459" style="list-style-type: none">(1) 敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常を検知したことの連絡を受けた当直発電長は、担当室マネージャーに有毒ガスの発生を終息させるための活動を指示する。(2) 担当室マネージャーは、終息活動要員に薬品防護具の着用を指示するとともに、有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置を実施するよう指示する。(3) 終息活動要員は、担当室マネージャーの指示により、薬品防護具を着用するとともに、有毒ガスの発生を終息させるための活動を速やかに実施する。(4) 担当室マネージャーは、終息活動に時間を要する場合、必要に応じ自給式呼吸用保護具の着用を指示する。終息活動要員は、担当室マネージャーの指示により、自給式呼吸用保護具を着用する。(5) 終息活動要員は、有毒ガスの発生が終息したことを確認後、担当室マネージャーに終息活動完了を連絡する。(6) 担当室マネージャーは、有毒ガスの発生が終息したことを当直発電長に連絡する。(7) 当直発電長は、運転員に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。また、災害対策本部長へ有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。(8) 災害対策本部長は、災害対策要員（指示要員）に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。  <p data-bbox="1736 1743 2122 1774">第5図 終息活動のイメージ</p>	<p data-bbox="2546 535 2864 619">・防護措置及び終息に係る活動の資料を統一化。</p> <p data-bbox="2546 667 2789 793">・要員名称の相違 ・記載表現の相違 ・設備名称の相違</p> <p data-bbox="2546 1743 2789 1780">・記載表現の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
	<p>3. 通信連絡</p> <p>上記2. の連絡及び指示については，既存の通信連絡設備の手順※を用いて連絡及び指示を行うことから，既許可に影響を及ぼすものではない。</p> <p>※ 設置変更許可申請書 添付書類十「第5.1-1表 重大事故等対策における手順書の概要（19/19）」に示す「1.19 通信連絡に関する手順等」</p>	<p>・実施体制において用いる通信連絡設備に関する記載を反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙9-1</p> <p style="text-align: center;">予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順</p> <p>1. 実施体制</p> <p>予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制を図1及び図2、防護対象者の要員名称を表1に示す。また、防護対象者と原子力防災組織体制との関係を図3及び図4に示す。なお、図1については、発電所周辺監視区域内で予期せず有毒ガスが発生することを想定し、運転員の防護を迅速に行うため、発電課長が防護措置を指示することを定めたものである。また、図2については、発電所周辺監視区域外で予期せず有毒ガスが発生することを想定し、発電所対策本部長が防護措置を指示することを定めたものである。</p> <div data-bbox="92 871 1317 1806" style="border: 2px solid green; padding: 10px;"> <p>【検知】</p> <p>発電所入構者からの異臭・体調不良者発生情報</p> <p>↓</p> <p>発電課長</p> <p>↓ 連絡</p> <p>連絡責任者 (平日勤務時間：技術課長, 休日・夜間：休日当番者)</p> <p>↓ 運転員以外の運転・初動要員招集</p> <p>総括責任者 (平日勤務時間：発電所長又はその代行者, 休日・夜間：休日当番者)</p> <p>↓ 発電所対策本部設置</p> <p>【防護措置の指示・実施】</p> <p>発電所対策本部長 (発電所長又はその代行者)</p> <p>↓ 自給式呼吸器着用の指示</p> <p>↓ 館内放送による退避指示</p> <p>↓ ページング等による退避及び立入規制の指示</p> <p>運転員以外の運転・初動要員 自給式呼吸器着用</p> <p>全入構者</p> <p>↓ 自給式呼吸器着用の指示</p> <p>運転員 自給式呼吸器着用</p> <p style="text-align: center;">図1 実施体制（周辺監視区域内）</p> </div>	<p style="text-align: right;">別紙 12-1</p> <p style="text-align: center;">予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順</p> <p>1. 実施体制</p> <p>予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制を第1図及び第2図、防護対象者の要員名称を第1表に示す。また、防護対象者と災害対策本部体制との関係を図3図及び第4図に示す。</p> <p>なお、第1図については、発電所周辺監視区域内で予期せず有毒ガスが発生することを想定し、運転員の防護を迅速に行うため、当直発電長が防護措置を指示することを定めたものである。また、第2図については、発電所周辺監視区域外で予期せず有毒ガスが発生することを想定し、災害対策本部長が防護措置を指示することを定めたものである。</p> <div data-bbox="1317 871 2540 1806" style="border: 2px solid green; padding: 10px;"> <p>【検知】</p> <p>発電所入構者からの漏えい・異臭・体調不良者発生情報</p> <p>↓ 連絡</p> <p>当直発電長</p> <p>↓ 連絡</p> <p>連絡責任者※ (平日勤務時間：プラント管理M, 休日・夜間：通報連絡要員(情報班))</p> <p>↓ 運転員以外の運転・初動要員招集</p> <p>原子力防災管理者 (平日勤務時間：発電所長又はその代行者, 休日・夜間：統括待機当番者)</p> <p>↓ 災害対策本部設置</p> <p>【防護措置の指示・実施】</p> <p>災害対策本部長 (発電所長又はその代行者)</p> <p>↓ 自給式呼吸用保護具着用の指示</p> <p>↓ 所内放送等により退避の指示</p> <p>↓ 自給式呼吸用保護具着用の指示</p> <p>↓ 送受話器(ページング)等により退避及び立入規制を指示</p> <p>運転員以外の運転・初動要員 自給式呼吸用保護具着用</p> <p>全入構者</p> <p>運転員 自給式呼吸用保護具着用</p> <p>全入域者</p> <p>※：平日勤務時間帯における連絡責任者については、今後の保安規定及び社内規程の整備を踏まえた検討により変更となる可能性がある。</p> <p style="text-align: center;">第1図 防護のための実施体制（周辺監視区域内）</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料番号の相違 ・ 記載表現の相違 ・ 要員名称の相違 ・ 体制名称の相違 ・ 要員名称の相違 ・ 設備名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由																								
<p>図2 実施体制（周辺監視区域外）</p>	<p>第2図 防護のための実施体制（周辺監視区域外）</p> <p>※：平日勤務時間帯における連絡責任者については、今後の保安規定及び社内規程の整備を踏まえた検討により変更となる可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体制名称の相違 ・要員名称の相違 ・設備名称の相違 																								
<p>表1 防護対象者の要員名称</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガイドでの呼称</th> <th>女川原子力発電所における対応要員の呼称</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転・初動要員</td> <td>運転員及び発電所対策本部要員（初動要員）</td> <td>運転員 : 7名 発電所対策本部要員（初動要員） : 6名</td> </tr> <tr> <td>運転・指示要員</td> <td>運転員及び発電所対策本部要員</td> <td>運転員 : 7名 発電所対策本部要員 : 38名</td> </tr> <tr> <td>運転・対処要員</td> <td>重大事故等対策要員</td> <td>運転員 : 7名 発電所対策本部要員（運転員を除く） : 77名※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員を含む。</p>	ガイドでの呼称	女川原子力発電所における対応要員の呼称	人数	運転・初動要員	運転員及び発電所対策本部要員（初動要員）	運転員 : 7名 発電所対策本部要員（初動要員） : 6名	運転・指示要員	運転員及び発電所対策本部要員	運転員 : 7名 発電所対策本部要員 : 38名	運転・対処要員	重大事故等対策要員	運転員 : 7名 発電所対策本部要員（運転員を除く） : 77名※	<p>第1表 防護対象者の要員名称</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ガイドでの呼称</th> <th>東海第二発電所における対応要員の呼称</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転・初動要員</td> <td>運転員及び災害対策要員（初動要員）</td> <td>運転員 : 7人 災害対策要員（初動要員） : 4人</td> </tr> <tr> <td>運転・指示要員</td> <td>運転員及び災害対策要員（指示要員）</td> <td>運転員 : 7人 災害対策要員（指示要員） : 49人</td> </tr> <tr> <td>運転・対処要員</td> <td>災害対策要員</td> <td>運転員 : 7人 災害対策要員（運転員を除く） : 104人※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員を含む。</p>	ガイドでの呼称	東海第二発電所における対応要員の呼称	人数	運転・初動要員	運転員及び災害対策要員（初動要員）	運転員 : 7人 災害対策要員（初動要員） : 4人	運転・指示要員	運転員及び災害対策要員（指示要員）	運転員 : 7人 災害対策要員（指示要員） : 49人	運転・対処要員	災害対策要員	運転員 : 7人 災害対策要員（運転員を除く） : 104人※1	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所名の相違 ・要員名称及び人数の相違 ・記載表現の相違
ガイドでの呼称	女川原子力発電所における対応要員の呼称	人数																								
運転・初動要員	運転員及び発電所対策本部要員（初動要員）	運転員 : 7名 発電所対策本部要員（初動要員） : 6名																								
運転・指示要員	運転員及び発電所対策本部要員	運転員 : 7名 発電所対策本部要員 : 38名																								
運転・対処要員	重大事故等対策要員	運転員 : 7名 発電所対策本部要員（運転員を除く） : 77名※																								
ガイドでの呼称	東海第二発電所における対応要員の呼称	人数																								
運転・初動要員	運転員及び災害対策要員（初動要員）	運転員 : 7人 災害対策要員（初動要員） : 4人																								
運転・指示要員	運転員及び災害対策要員（指示要員）	運転員 : 7人 災害対策要員（指示要員） : 49人																								
運転・対処要員	災害対策要員	運転員 : 7人 災害対策要員（運転員を除く） : 104人※1																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>図3 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (夜間及び休日)</p>	<p>第3図 災害対策本部（初動体制）体制図</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none">・体制の相違・記載表現の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

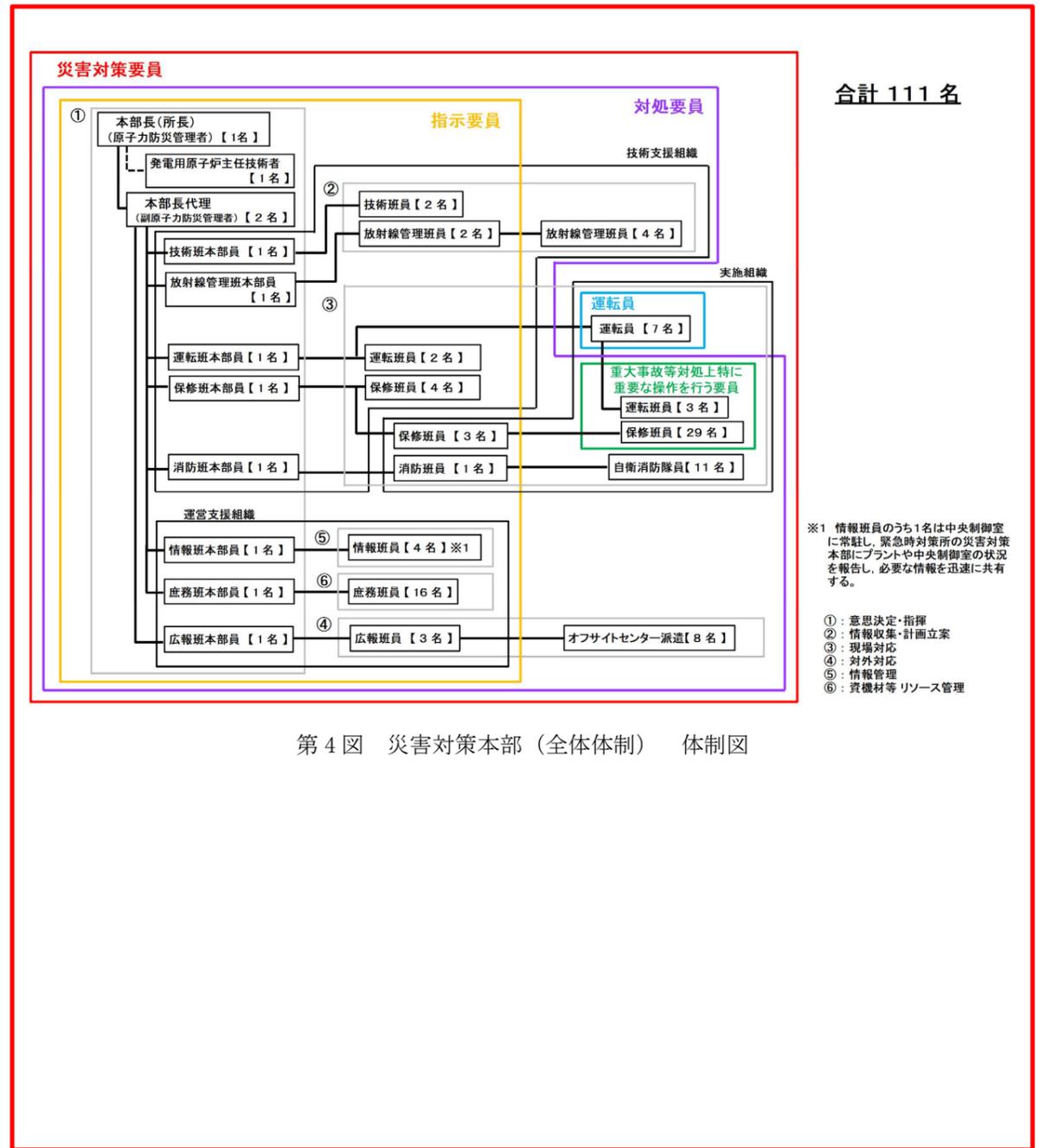
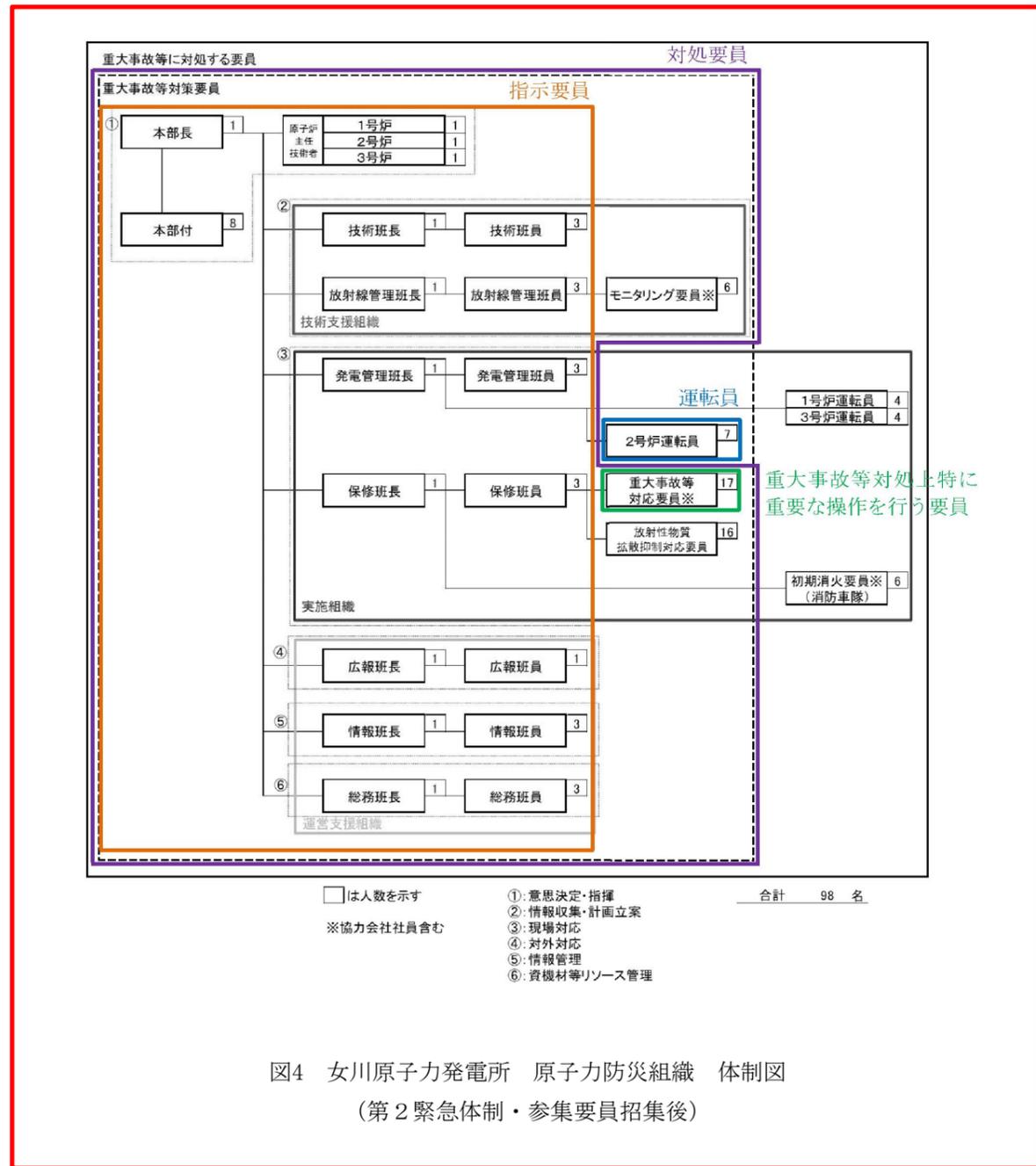
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由



・体制の相違

※1 情報班員のうち1名は中央制御室に常駐し，緊急時対策所の災害対策本部にプラントや中央制御室の状況を報告し，必要な情報を迅速に共有する。
①：意思決定・指揮
②：情報収集・計画立案
③：現場対応
④：対外対応
⑤：情報管理
⑥：資機材等リソース管理

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>2. 実施手順 予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施手順を以下のとおりとする。</p> <p>・周辺監視区域内の場合 【中央制御室の運転員に関する実施手順】</p> <p>(1) 発電課長が発電所入構者より、異臭の連絡又は同一エリアでの複数の体調不良者の発生連絡を受けた際、有毒ガスによる影響が考えられる場合は、運転員に対して、自給式呼吸器着用を指示するとともに、ページング等により全入域者に対して退避及び当該建屋への立入規制を指示し、連絡責任者に連絡する。</p> <p>(2) 運転員は定められた着用手順に従い、自給式呼吸器を着用する。</p> <p>(3) 全入域者は立入規制に従い、退避を行う。</p> <p>【緊急時対策所の運転員以外の運転・初動要員に関する実施手順】</p> <p>(4) 連絡責任者は、運転員以外の運転・初動要員を招集する。</p> <p>(5) 総括責任者（平日勤務時間は発電所長又はその代行者、休日・夜間は休日当番者）は、有毒ガスによる影響が考えられる場合は、発電所対策本部を設置する。</p> <p>(6) 発電所対策本部長（発電所長又はその代行者）は、運転員以外の運転・初動要員に対して自給式呼吸器着用を指示する。</p> <p>(7) 発電所対策本部長（発電所長又はその代行者）は、館内放送により全入構者に対して退避を指示する。</p> <p>(8) 運転員以外の運転・初動要員は定められた着用手順に従い、自給式呼吸器を着用する。</p> <p>(9) 全入構者は退避を行う。</p>	<p>2. 実施手順 予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施手順を以下のとおりとする。</p> <p>・周辺監視区域内の場合 【中央制御室の運転員に関する実施手順】</p> <p>(1) 当直発電長が発電所入構者より、異常の発生（有毒化学物質の漏えい、異臭の発生、同一エリアでの複数の体調不良者の発生）の連絡を受けた際、有毒ガスによる影響が考えられる場合は、運転員に対して、自給式呼吸用保護具着用を指示するとともに、送受話器（ページング）等により全入域者に対して退避及び立入規制を指示し、連絡責任者に連絡する。</p> <p>(2) 運転員は定められた手順に従い、自給式呼吸用保護具を着用する。</p> <p>(3) 全入域者は立入規制に従い、退避を行う。</p> <p>【緊急時対策所の運転員以外の運転・初動要員に関する実施手順】</p> <p>(4) 連絡責任者は、運転員以外の運転・初動要員を招集する。</p> <p>(5) 原子力防災管理者（平日勤務時間は発電所長又はその代行者、休日・夜間は統括待機当番者）は、有毒ガスによる影響が考えられる場合は、災害対策本部を設置する。</p> <p>(6) 災害対策本部長（発電所長又はその代行者）は、運転員以外の運転・初動要員に対して自給式呼吸用保護具着用を指示する。</p> <p>(7) 運転員以外の運転・初動要員は定められた手順に従い、自給式呼吸用保護具を着用する。</p> <p>(8) 災害対策本部長（発電所長又はその代行者）は、所内放送により全入構者に対して退避を指示する。</p> <p>(9) 全入構者は退避を行う。</p>	<p>・要員名称の相違 ・記載表現の相違 ・設備名称の相違</p> <p>・要員名称の相違 ・体制名称の相違 ・設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>・周辺監視区域外の場合</p> <p>【緊急時対策所の運転員以外の運転・初動要員に関する実施手順】</p> <p>(1) 当番者又は発電所員が報道等により発電所周辺における有毒ガス発生情報を入手したら、連絡責任者に連絡する。</p> <p>(2) 連絡責任者は、運転員以外の運転・初動要員を招集する。</p> <p>(3) 総括責任者（平日勤務時間は発電所長又はその代行者、休日・夜間は休日当番者）は、有毒ガスによる影響が考えられる場合は、発電所対策本部を設置する。</p> <p>(4) 発電所対策本部長（発電所長又はその代行者）は、発電課長に対して防護措置を指示するとともに、運転員以外の運転・初動要員に対して自給式呼吸器着用を指示する。</p> <p>(5) 運転員以外の運転・初動要員は定められた着用手順に従い、自給式呼吸器を着用する。</p> <p>(6) 発電所対策本部長（発電所長又はその代行者）は、館内放送により全入構者に対して退避を指示する。</p> <p>【中央制御室の運転員に関する実施手順】</p> <p>(7) 発電課長は運転員に対して、自給式呼吸器着用を指示するとともに、ページング等により全入域者に対して退避を指示する。</p> <p>(8) 運転員は定められた着用手順に従い、自給式呼吸器を着用する。</p> <p>(9) 全入構者及び全入域者は退避を行う。</p>	<p>・周辺監視区域外の場合</p> <p>【緊急時対策所の運転員以外の運転・初動要員に関する実施手順】</p> <p>(1) 監視所又は発電所員が報道等により発電所周辺における有毒ガス発生情報を入手したら、連絡責任者に連絡する。</p> <p>(2) 連絡責任者は、運転員以外の運転・初動要員を招集する。</p> <p>(3) 原子力防災管理者（平日勤務時間は発電所長又はその代行者、休日・夜間は統括待機当番者）は、有毒ガスによる影響が考えられる場合は、災害対策本部を設置する。</p> <p>(4) 災害対策本部長（発電所長又はその代行者）は、当直発電長に対して防護措置を指示するとともに、運転員以外の運転・初動要員に対して自給式呼吸用保護具着用を指示する。</p> <p>(5) 運転員以外の運転・初動要員は定められた着用手順に従い、自給式呼吸用保護具を着用する。</p> <p>(6) 災害対策本部長（発電所長又はその代行者）は、所内放送等により全入構者に対して退避を指示する。</p> <p>【中央制御室の運転員に関する実施手順】</p> <p>(7) 当直発電長は運転員に対して、自給式呼吸用保護具着用を指示するとともに、送受話器（ページング）等により全入域者に対して退避及び立入規制を指示する。</p> <p>(8) 運転員は定められた着用手順に従い、自給式呼吸用保護具を着用する。</p> <p>(9) 全入構者及び全入域者は退避を行う。</p>	<p>・体制の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・体制名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由																																						
<p>3. 酸素ポンベの必要配備数量</p> <p>(1)防護対象者の人数</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所における必要要員数から，防護対象者となる人数を表2のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="163 535 1261 745"> <caption>表2 防護対象者となる人数</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>中央制御室 (運転員)</th> <th>緊急時対策所 (運転員を除く運転・初動要員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>7人</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table>		中央制御室 (運転員)	緊急時対策所 (運転員を除く運転・初動要員)	人数	7人	6人	<p>3. 酸素ポンベの必要配備数量</p> <p>3.1 防護対象者の人数</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所における必要要員数から，防護対象者となる人数を第2表のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1350 535 2507 777"> <caption>第2表 防護対象者となる人数</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="2">中央制御室</th> <th>緊急時対策所</th> </tr> <tr> <th>運転員</th> <th>運転員を除く運転・初動要員</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>7人</td> <td>1人^{※1}</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 運転員を除く運転・初動要員4人のうち情報班の1人は，中央制御室に常駐し，緊急時対策所の災害対策本部にプラントや中央制御室の状況を報告し，必要な情報を迅速に共有する。</p>	要員	中央制御室		緊急時対策所	運転員	運転員を除く運転・初動要員		人数	7人	1人 ^{※1}	3人	<ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違 記載表現の相違 防護対象者となる人数の相違 体制の相違 要員名称及び人数の相違 																					
	中央制御室 (運転員)	緊急時対策所 (運転員を除く運転・初動要員)																																						
人数	7人	6人																																						
要員	中央制御室		緊急時対策所																																					
	運転員	運転員を除く運転・初動要員																																						
人数	7人	1人 ^{※1}	3人																																					
<p>(2)酸素ポンベ配備数量</p> <p>酸素ポンベの仕様から，1人当たりの必要数量を算定し，全要員に対する配備数量を表3のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="163 1123 1261 1701"> <caption>表3 全要員に対する配備数量</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>中央制御室 (運転員)</th> <th>緊急時対策所 (運転員を除く運転・初動要員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td colspan="2">酸素ポンベ</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td colspan="2">公称使用時間：360分/本</td> </tr> <tr> <td>酸素ポンベ必要数量 (1人当たり)</td> <td colspan="2">①酸素ポンベ1本当たりの使用可能時間 360分/本 ②1人当たりの必要酸素ポンベ数(6時間使用する場合) 6時間/人×60分/時間÷360分/本=1本/人</td> </tr> <tr> <td>酸素ポンベ必要数量 (全要員)</td> <td>1本/人×7人=7本</td> <td>1本/人×6人=6本</td> </tr> </tbody> </table>		中央制御室 (運転員)	緊急時対策所 (運転員を除く運転・初動要員)	種類	酸素ポンベ		仕様	公称使用時間：360分/本		酸素ポンベ必要数量 (1人当たり)	①酸素ポンベ1本当たりの使用可能時間 360分/本 ②1人当たりの必要酸素ポンベ数(6時間使用する場合) 6時間/人×60分/時間÷360分/本=1本/人		酸素ポンベ必要数量 (全要員)	1本/人×7人=7本	1本/人×6人=6本	<p>3.2 酸素ポンベの配備数量</p> <p>酸素ポンベの仕様から，1人当たりの必要数量を算定し，全要員に対する配備数量を第3表のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1350 1123 2507 1701"> <caption>第3表 全要員に対する配備数量</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="2">中央制御室</th> <th>緊急時対策所</th> </tr> <tr> <th>運転員</th> <th>運転員を除く運転・初動要員</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td colspan="3">酸素ポンベ</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td colspan="3">公称使用時間：360分/本</td> </tr> <tr> <td>酸素ポンベ必要数量 (1人当たり)</td> <td colspan="3">①酸素ポンベ1本当たりの使用可能時間 360分/本 ②1人当たりの必要酸素ポンベ数(6時間使用する場合) 6時間/人×60分/時間÷360分/本=1本/人</td> </tr> <tr> <td>酸素ポンベ必要数量 (全要員)</td> <td>7人×1本/人 =7本</td> <td>1人^{※1}×1本/人 =1本</td> <td>3人×1本/人 =3本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 運転員を除く運転・初動要員4人のうち情報班の1人は，中央制御室に常駐し，緊急時対策所の災害対策本部にプラントや中央制御室の状況を報告し，必要な情報を迅速に共有する。</p>	要員	中央制御室		緊急時対策所	運転員	運転員を除く運転・初動要員		種類	酸素ポンベ			仕様	公称使用時間：360分/本			酸素ポンベ必要数量 (1人当たり)	①酸素ポンベ1本当たりの使用可能時間 360分/本 ②1人当たりの必要酸素ポンベ数(6時間使用する場合) 6時間/人×60分/時間÷360分/本=1本/人			酸素ポンベ必要数量 (全要員)	7人×1本/人 =7本	1人 ^{※1} ×1本/人 =1本	3人×1本/人 =3本	<ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違 記載表現の相違 防護対象者となる人数の相違 体制の相違 要員名称及び人数の相違
	中央制御室 (運転員)	緊急時対策所 (運転員を除く運転・初動要員)																																						
種類	酸素ポンベ																																							
仕様	公称使用時間：360分/本																																							
酸素ポンベ必要数量 (1人当たり)	①酸素ポンベ1本当たりの使用可能時間 360分/本 ②1人当たりの必要酸素ポンベ数(6時間使用する場合) 6時間/人×60分/時間÷360分/本=1本/人																																							
酸素ポンベ必要数量 (全要員)	1本/人×7人=7本	1本/人×6人=6本																																						
要員	中央制御室		緊急時対策所																																					
	運転員	運転員を除く運転・初動要員																																						
種類	酸素ポンベ																																							
仕様	公称使用時間：360分/本																																							
酸素ポンベ必要数量 (1人当たり)	①酸素ポンベ1本当たりの使用可能時間 360分/本 ②1人当たりの必要酸素ポンベ数(6時間使用する場合) 6時間/人×60分/時間÷360分/本=1本/人																																							
酸素ポンベ必要数量 (全要員)	7人×1本/人 =7本	1人 ^{※1} ×1本/人 =1本	3人×1本/人 =3本																																					

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
	<p>4. 通信連絡</p> <p>上記2. の連絡及び指示については，既存の通信連絡設備の手順※を用いて連絡及び指示を行うことから，既許可に影響を及ぼすものではない。</p> <p>※ 設置変更許可申請書 添付書類十「第5.1-1表 重大事故等対策における手順書の概要（19/19）」に示す「1.19 通信連絡に関する手順等」</p>	<p>・実施体制において用いる通信連絡設備に関する記載を反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版) 別紙9-2

バックアップの供給体制について

1. 供給体制

予期せず発生する有毒ガスに対し、継続的な対応が可能となるよう、発電所敷地外からの酸素ポンベの供給体制を図1のとおり整備する。バックアップの供給イメージを図2に示す。

予期せず発生した有毒ガスに係る対応が発生した場合は、高圧ガス事業者にポンベの運搬を依頼する。連絡を受けた高圧ガス事業者は、酸素ポンベを運搬し、発電所正門等の発電所敷地外の受渡し場所にて発電所員との受渡しを行う。発電所員は発電所敷地外の受渡し場所から発電所敷地内へ運搬する。

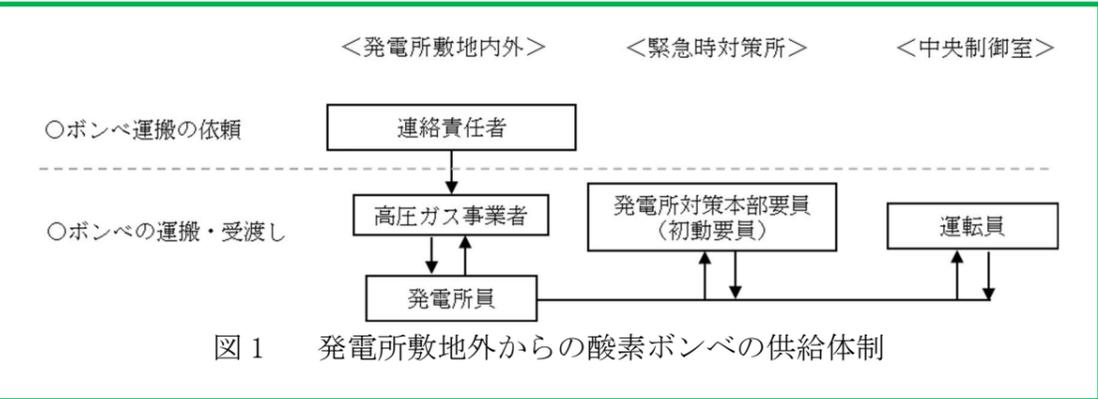


図1は、発電所敷地内外、緊急時対策所、中央制御室の3つの領域を横断する供給体制を示している。ポンベ運搬の依頼は連絡責任者を通じて高圧ガス事業者に行われ、発電所敷地外で発電所員と受渡しが行われる。その後、発電所敷地内へ運搬され、緊急時対策本部要員（初動要員）と運転員が対応する。

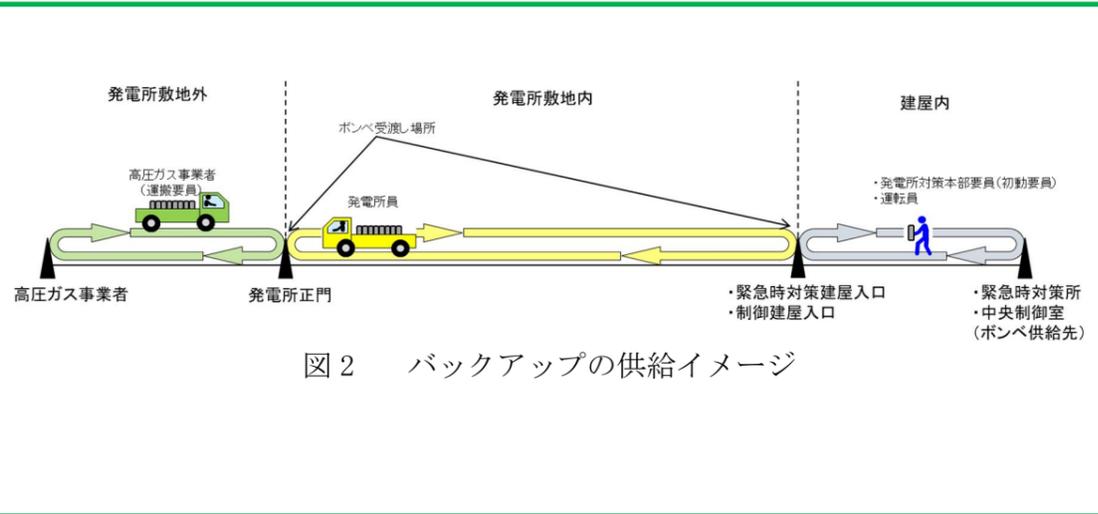


図2は、発電所敷地外、敷地内、建屋内の3つの領域を横断するバックアップの供給イメージを示している。高圧ガス事業者が敷地外でポンベを運搬し、発電所正門で発電所員と受渡しを行う。敷地内では緊急時対策建屋入口や原子炉建屋付属棟入口で受渡しが行われ、建屋内では緊急時対策所や中央制御室（ポンベ供給先）で最終的にポンベが供給される。

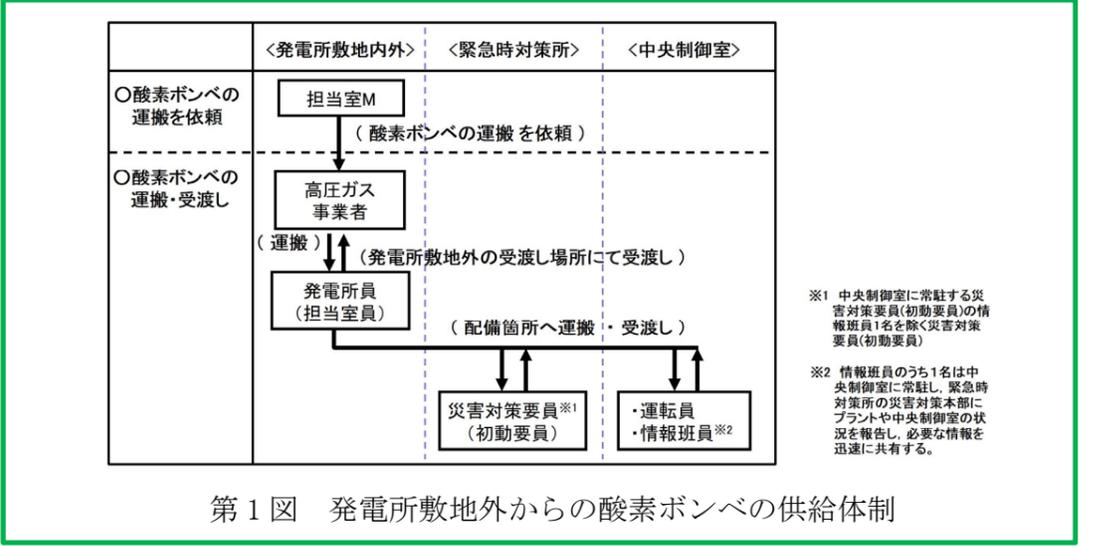
東海第二発電所 有毒ガス 別紙12-2

予期せず発生する有毒ガス防護に係るバックアップの供給体制について

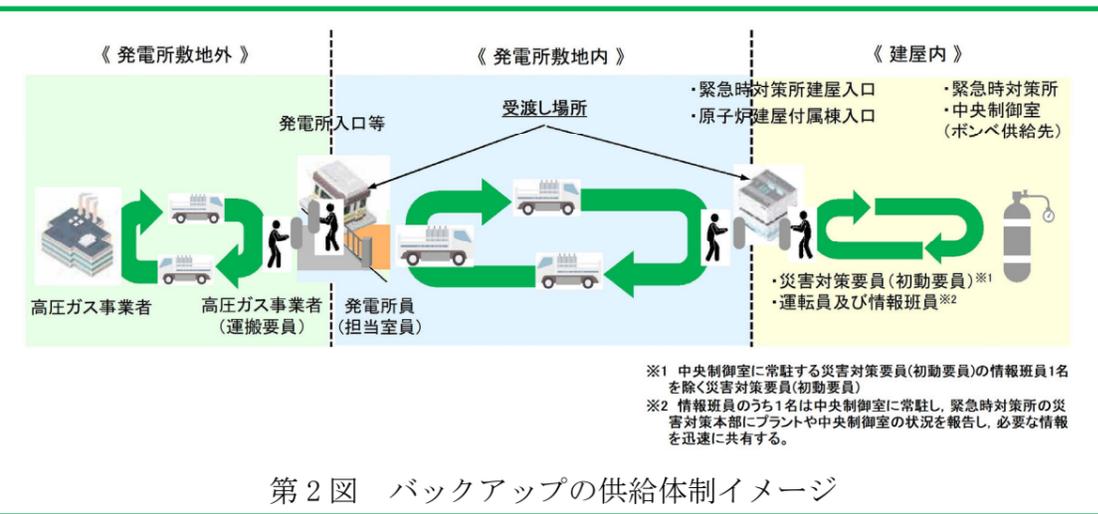
1. バックアップの供給体制

予期せず発生する有毒ガスに対し、継続的な対応が可能となるよう、発電所敷地外からの酸素ポンベの供給体制を第1図のとおり整備する。バックアップの供給イメージを第2図に示す。

予期せず発生した有毒ガスに係る対応が発生した場合は、酸素ポンベを調達する担当室マネージャーは、高圧ガス事業者に酸素ポンベの運搬を依頼する。依頼を受けた高圧ガス事業者は、酸素ポンベを運搬し、発電所入口等の発電所敷地外の受渡し場所にて、発電所員（担当室員）との受渡しを行う。発電所員（担当室員）は、発電所敷地外の受渡し場所から発電所敷地内へ運搬する。



第1図は、発電所敷地内外、緊急時対策所、中央制御室の3つの領域を横断する供給体制を示している。担当室Mが高圧ガス事業者にポンベ運搬を依頼し、発電所敷地外で発電所員（担当室員）と受渡しが行われる。その後、発電所敷地内へ運搬され、災害対策要員（初動要員）と運転員・情報班員が対応する。



第2図は、発電所敷地外、敷地内、建屋内の3つの領域を横断するバックアップの供給体制イメージを示している。高圧ガス事業者が敷地外でポンベを運搬し、発電所入口等で発電所員（担当室員）と受渡しを行う。敷地内では緊急時対策建屋入口や原子炉建屋付属棟入口で受渡しが行われ、建屋内では緊急時対策所や中央制御室（ポンベ供給先）で最終的にポンベが供給される。

差異理由

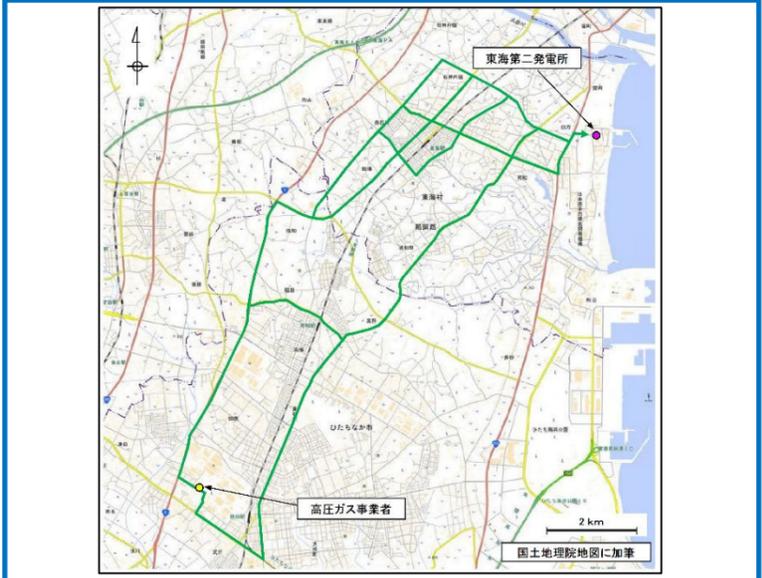
- 資料番号の相違
- 記載表現の相違
- 記載表現の相違
- 要員名称の相違
- 記載表現の相違
- 記載表現の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

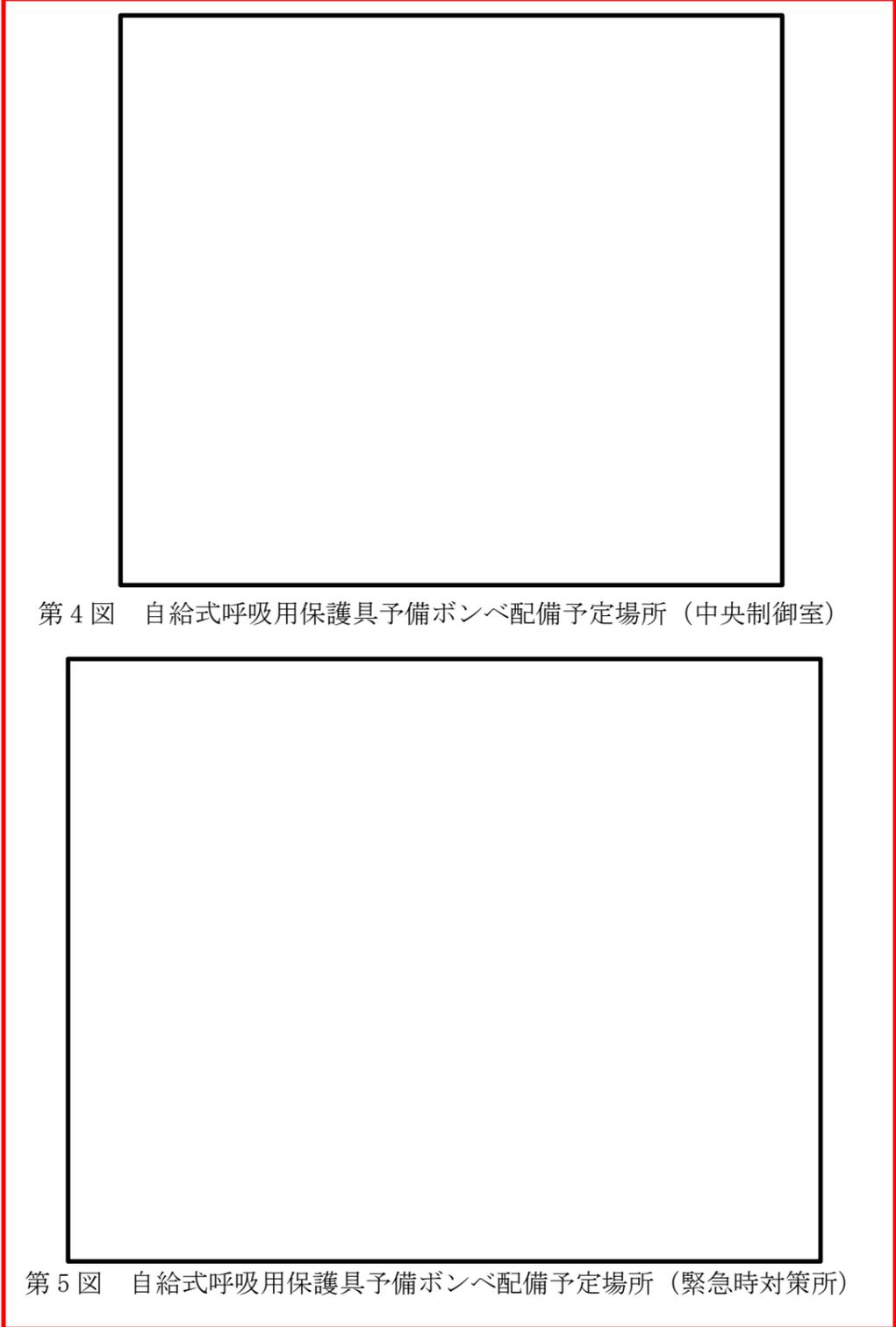
女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p data-bbox="281 310 1133 865"><p data-bbox="489 808 926 844">図3 敷地外からの供給ルート</p><p data-bbox="103 898 296 934">2. 予備ボンベ</p><p data-bbox="103 940 1291 1024">発電所に保管する予備ボンベの数量は，高圧ガス事業者に連絡後，発電所まで何時間で到着できるかによる。</p><p data-bbox="103 1031 1291 1157">石巻市から供給する場合，約1日分のボンベを発電所内及びその近傍に配備し，約12時間おきに高圧ガス事業者から充填された酸素ボンベを受け取ることで対応が可能である。</p><p data-bbox="103 1163 1291 1247">予備ボンベについては，制御建屋及び緊急時対策建屋において，自給式呼吸器とともに転倒防止対策を施したうえで配備する。</p></p>	<p data-bbox="1320 898 1543 934">2. 予備ボンベ</p> <p data-bbox="1320 940 2537 1024">発電所に保管する予備ボンベの数量は，高圧ガス事業者に連絡後，発電所に到着するまでの必要時間を考慮して設定している。</p> <p data-bbox="1320 1031 2537 1157">発電所に保管する予備ボンベは，約1日分を配備し，約12時間おきにひたちなか市の高圧ガス事業者から充填された酸素ボンベを受け取ることで対応が可能である。ひたちなか市の高圧ガス事業者からの供給ルートの例を第3図に示す。</p> <p data-bbox="1320 1163 2537 1247">予備ボンベについては，中央制御室及び緊急時対策所近傍において，転倒防止対策を施した上で配備する。配備予定場所を第4図及び第5図に示す。</p> <p data-bbox="1567 1253 2329 1885"><p data-bbox="1617 1837 2249 1873">第3図 発電所敷地外からの供給ルートの一例</p></p>	<p data-bbox="2567 310 2775 346">・記載箇所の相違</p> <p data-bbox="2567 940 2775 1066">・記載表現の相違 ・立地の相違 ・設備名称の相違</p> <p data-bbox="2567 1253 2775 1289">・記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
	 <p>第4図 自給式呼吸用保護具予備ボンベ配備予定場所（中央制御室）</p> <p>第5図 自給式呼吸用保護具予備ボンベ配備予定場所（緊急時対策所）</p>	<p>・予備ボンベ配備予定場所の記載の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
	<p style="text-align: right;">別紙13</p> <p style="text-align: center;">発電所構内の要員への影響について</p> <p>1. 固定源からの漏えいに対する検知 現状設置されている固定源のアンモニアは、その臭い（刺激臭）のしきい値が5-20ppm¹⁾であり、防護判断基準値（300ppm）と比較して十分に低い濃度の段階でパトロール者を含む所員はアンモニアの漏えいを認知し、退避することができる。また、漏えいの発見者は直ちに当直発電長へ連絡し、連絡を受けた当直発電長はページングにより所内周知することで、所員への影響を防ぐことができる。</p> <p>2. 重大事故等時に使用するアクセスルートへの影響 万が一対象薬品が漏えいした際の重大事故等時に使用するアクセスルートへの影響について、以下のとおり影響がないことを確認した。 仮に、重大事故等時に化学物質の漏えいが発生した場合においても、アクセスルートは短時間で通過することができる。アンモニアの防護判断基準値の根拠であるIDLH値は、「人間が30分間ばく露された場合、その物質が生命及び健康に対して危険な影響を即時に与える、又は避難能力を妨げるばく露レベルの濃度限度値」であることから、短時間通過する者への影響はない。 また、重大事故等時に使用するアクセスルートでの化学物質の漏えいに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認している。さらに、作業現場に向かう際に薬品防護具を携帯することとしており、薬品漏えいが発生していると考えられる場合には、薬品タンクの損壊及び漏えいの状況に応じて薬品防護具を着用し、対応操作現場に向かうこととしていることから、影響はない。</p> <p>3. 薬品防護具について</p> <p>(1) 配備箇所、配備予定数量 中央制御室：17セット 緊急時対策所：30セット</p> <p>(2) セット品（薬品防護具） ○汚染防護服 ○全面マスク ○チャコールフィルタ ○化学防護手袋 ○化学防護長靴 等</p> <p><参考文献> 1) 危険物ハンドブック（ギェンター・ホンメル編，1991）</p>	<p>・東海第二の敷地内固定源における発電所構内の要員への影響についての説明資料であり比較対象なし</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙10</p> <p style="text-align: center;">有毒ガス防護に係る規則等への適合性について</p> <p>1. 改正規則等への適合性について</p> <p>1.1 改正規則等において追加された事項</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）において、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）が、有毒ガスが発生した場合でも必要な操作を行えるよう、吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護判断基準値以下とするために必要な設備を求めることが明確化された。具体的な改正点は、以下の 1.1.1 から 1.1.3 に示すとおり。</p> <p style="color: green;">なお、緊急時制御室の運転員に対する防護については、特定重大事故等対処施設に関連するため、別途説明する。</p> <p>1.1.1 原子炉制御室における有毒ガス防護に係る事項 （改正された規則等）</p> <ul style="list-style-type: none">・設置許可基準規則（第二十六条）・設置許可基準規則の解釈（第 26 条） <p>設置許可基準規則（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>（原子炉制御室等）</p><p>第二十六条</p><p>1～2 （略）</p><p>3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p><p>一 <u>原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置</u></p><p>二 （略）</p></div>	<p style="text-align: right;">別紙 14</p> <p style="text-align: center;">有毒ガス防護に係る規則等への適合性について</p> <p>1. 改正規則等への適合性について</p> <p>1.1 改正規則等において追加された事項</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）において、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）が、有毒ガスが発生した場合でも必要な操作を行えるよう、吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護判断基準値以下とするために必要な設備を求めることが明確化された。具体的な改正点は、以下の 1.1.1 から 1.1.3 に示すとおり。</p> <p>1.1.1 原子炉制御室における有毒ガス防護に係る事項 （改正された規則等）</p> <ul style="list-style-type: none">・設置許可基準規則（第二十六条）・設置許可基準規則の解釈（第 26 条） <p>設置許可基準規則（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>（原子炉制御室等）</p><p>第二十六条</p><p>1～2 （略）</p><p>3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p><p>一 <u>原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置</u></p><p>二 （略）</p></div>	<p style="color: green;">・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>設置許可基準規則の解釈（抜粋）</p> <p>第26条（原子炉制御室等）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 第3項に規定する「従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり」とは、事故発生後、事故対策操作をすべき従事者が原子炉制御室に接近できるよう通路が確保されていること、及び従事者が原子炉制御室に適切な期間滞在できること、並びに従事者の交替等のため接近する場合においては、放射線レベルの減衰及び時間経過とともに可能となる被ばく防護策が採り得ることをいう。<u>「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含む。</u></p> <p>6 第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、<u>運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいう。</u></p> <p>（注）変更又は追加箇所を下線部で示す。</p> <p>1.1.2 緊急時対策所における有毒ガス防護に係る事項 （改正された規則等）</p> <ul style="list-style-type: none">・設置許可基準規則（第三十四条）・設置許可基準規則の解釈（第34条） <p>設置許可基準規則（抜粋）</p> <p>（緊急時対策所）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2 <u>緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</u></p> <p>設置許可基準規則の解釈（抜粋）</p> <p>第34条（緊急時対策所）</p> <p>1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、<u>指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。</u></p> <p>（注）変更又は追加箇所を下線部で示す。</p>	<p>設置許可基準規則の解釈（抜粋）</p> <p>第26条（原子炉制御室等）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 第3項に規定する「従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり」とは、事故発生後、事故対策操作をすべき従事者が原子炉制御室に接近できるよう通路が確保されていること、及び従事者が原子炉制御室に適切な期間滞在できること、並びに従事者の交替等のため接近する場合においては、放射線レベルの減衰及び時間経過とともに可能となる被ばく防護策が採り得ることをいう。<u>「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含む。</u></p> <p>6 第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、<u>運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいう。</u></p> <p>1.1.2 緊急時対策所における有毒ガス防護に係る事項 （改正された規則等）</p> <ul style="list-style-type: none">・設置許可基準規則（第三十四条）・設置許可基準規則の解釈（第34条） <p>設置許可基準規則（抜粋）</p> <p>（緊急時対策所）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2 <u>緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</u></p> <p>設置許可基準規則の解釈（抜粋）</p> <p>第34条（緊急時対策所）</p> <p>1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、<u>指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。</u></p> <p>（注）変更又は追加箇所を下線部で示す。</p>	<p>差異理由</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>・記載方針の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>1.1.3 有毒ガス発生時の原子炉制御室の運転員，緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員の防護に係る事項（改正された規則等）</p> <ul style="list-style-type: none">・実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（以下「技術的能力審査基準」という。） <p>技術的能力審査基準（抜粋）</p> <p>Ⅲ 要求事項の解釈</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項の解釈</p> <p>1.0 共通事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備</p> <p>【要求事項】 (略)</p> <p>【解釈】</p> <p>1 手順書の整備は、以下によること。</p> <p>a)～f) (略)</p> <p>g) <u>有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作（常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続をいう。）を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護に関し、次の①から③までに掲げる措置を講じることが定める方針であること。</u></p> <p>① <u>運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備すること。</u></p> <p>② <u>予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の着用等運用面の対策を行うこと。</u></p> <p>③ <u>設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 体制の整備は、以下によること。</p> <p>a)～k) (略)</p> <p>1) <u>運転・対処要員の防護に関し、次の①及び②に掲げる措置を講じることが定める方針であること。</u></p> <p>① <u>運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備すること。</u></p> <p>② <u>予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備等を行うこと。</u></p>	<p>1.1.3 有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に係る事項（改正された規則等）</p> <ul style="list-style-type: none">・実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（以下「技術的能力審査基準」という。） <p>技術的能力審査基準（抜粋）</p> <p>Ⅲ 要求事項の解釈</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項の解釈</p> <p>1.0 共通事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備</p> <p>【要求事項】 (略)</p> <p>【解釈】</p> <p>1 手順書の整備は、以下によること。</p> <p>a)～f) (略)</p> <p>g) <u>有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作（常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続をいう。）を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護に関し、次の①から③に掲げる措置を講じることが定める方針であること。</u></p> <p>① <u>運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備すること。</u></p> <p>② <u>予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の着用等運用面の対策を行うこと。</u></p> <p>③ <u>設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 体制の整備は、以下によること。</p> <p>a)～k) (略)</p> <p>1) <u>運転・対処要員の防護に関し、次の①及び②に掲げる措置を講じることが定める方針であること。</u></p> <p>① <u>運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備すること。</u></p> <p>② <u>予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備等を行うこと。</u></p>	<p>・適用範囲の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>(注) 変更又は追加箇所を下線部で示す。</p> <p>1.2 改正規則等への適合性</p> <p>1.2.1 原子炉制御室における有毒ガス防護に係る事項</p> <p>設置許可基準規則第二十六条第3項第1号にて、「原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けることが追加要求された。</p> <p>上記規則改正を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドを参照して、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施した。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定した。また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定した。固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価を実施した。その結果、固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が最大方位であっても有毒ガス防護判断基準値を下回り、設置許可基準規則第二十六条第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」がないことを確認した。評価結果は、本文「6. まとめ」に示す。</p> <p>以上のことから、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置しなくても、有毒ガスが発生した場合に、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがなく、改正規則に適合する。</p> <p>1.2.2 原子炉制御室の追加要求事項に対する適合のための設計方針</p> <p>3の一について</p> <p>万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスによる影響により対処能力が著しく低下しないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p>	<p>1.2 改正規則等への適合性</p> <p>1.2.1 原子炉制御室における有毒ガス防護に係る事項</p> <p>設置許可基準規則第二十六条第3項第1号にて、「原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置」を設けることが追加要求された。</p> <p>上記規則改正を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドを参照して、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施した。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定し、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定した。その結果、固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が最大方位であっても有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する割合の和が1を下回り、設置許可基準規則第二十六条第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」がないことを確認した。また、可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気系の隔離、防護具の着用等の対策により運転員を防護することとした。評価結果は、本文「6. まとめ」に示す。</p> <p>以上のことから、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置しなくても、有毒ガスが発生した場合に、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがなく、改正規則に適合する。</p> <p>1.2.2 原子炉制御室の追加要求事項に対する適合のための設計方針</p> <p>第3項第1号について</p> <p>万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。可動源に対しては、中央制御室換気系の隔離等の対策により、運転員</p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・評価結果の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>1.2.3 緊急時対策所における有毒ガス防護に係る事項</p> <p>設置許可基準規則第三十四条第2項にて、「緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備」を設けることが追加要求された。</p> <p>上記規則改正を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドを参照して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定し、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる保管量等は現場の状況を踏まえ評価条件を設定した。その結果、固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度が、最大方位であっても有毒ガス防護判断基準値を下回り、設置許可基準規則第三十四条第2項に規定する「有毒ガスの発生源」がないことを確認した。評価結果は、本文「6.まとめ」に示す。</p> <p>以上のことから、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置しなくても、有毒ガスが発生した場合に、有毒ガスが緊急時対策所の当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがなく、改正規則に適合する。</p> <p>1.2.4 緊急時対策所の追加要求事項に対する適合のための設計方針</p> <p>2について</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>1.2.3 緊急時対策所における有毒ガス防護に係る事項</p> <p>設置許可基準規則第三十四条第2項にて、「緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内の有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備」を設けることが追加要求された。</p> <p>上記規則改正を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドを参照して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定し、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定した。その結果、固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度が最大方位であっても有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する割合の和が1を下回り、設置許可基準規則第三十四条第2項に規定する「有毒ガスの発生源」がないことを確認した。また、可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により当該要員を防護することとした。評価結果は、本文「6.まとめ」に示す。</p> <p>以上のことから、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置しなくても、有毒ガスが発生した場合に、有毒ガスが緊急時対策所の当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがなく、改正規則に適合する。</p> <p>1.2.4 緊急時対策所の追加要求事項に対する適合のための設計方針</p> <p>第2項について</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none">・記載表現の相違・スクリーニング評価の対象の相違・評価結果の相違・スクリーニング評価の対象の相違・記載表現の相違・記載表現の相違・スクリーニング評価の対象の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>1.2.5 有毒ガス発生時の原子炉制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員の防護に係る事項</p> <p>技術的能力審査基準（Ⅲ 要求事項の解釈 1.0 共通事項）にて、有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関して、措置を講じることが追加要求された。</p> <p>規則改正を踏まえ、有毒ガス発生時に、運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることにより、事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう手順と体制を整備するとともに、予期せぬ有毒ガスが発生した場合に事故対策に必要な各種の指示，操作を行うための手順と体制，有毒ガスの発生による異常を検知した場合に有毒ガスの発生を必要な要員に周知するための手順を整備することとしており，改正規則に適合する。</p> <p>1.2.6 技術的能力審査基準の追加要求事項に対する適合性</p> <p>1について</p> <p>有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう，運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備する。固定源及び可動源に対しては，運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても，運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員が防護具を着用することにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう手順を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合に，発電課長等に連絡し，発電課長等は連絡責任者を經由して通信連絡設備により，発電所の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を整備する。</p> <p>3について</p> <p>有毒ガス発生時に，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう，運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備する。固定源及び可動源に対しては，運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても，運転員及び重大事故等対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員に対して防護具を配備することにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう体制を整備する。</p>	<p>1.2.5 有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に係る事項</p> <p>技術的能力審査基準（Ⅲ 要求事項の解釈 1.0 共通事項）にて，有毒ガス発生時の運転・対処要員の防護に関して，措置を講じることが追加要求された。</p> <p>規則改正を踏まえ，有毒ガス発生時に，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう手順と体制を整備するとともに，予期せぬ有毒ガスが発生した場合に事故対策に必要な各種の指示，操作を行うための手順と体制，有毒ガスの発生による異常を検知した場合に有毒ガスの発生を必要な要員に周知するための手順を整備することとしており，改正規則に適合する。</p> <p>1.2.6 技術的能力審査基準の追加要求事項に対する適合性</p> <p>1について</p> <p>有毒ガス発生時に，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備する。固定源に対しては，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては，換気空調設備の隔離等により，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員が防護具を着用することにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう手順を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合，当直発電長に連絡し，当直発電長が通信連絡設備により，発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を整備する。</p> <p>3について</p> <p>有毒ガス発生時に，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるように，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備する。固定源に対しては，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては，換気空調設備の隔離等により，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても，運転員及び災害対策要員（運転員を除く。）のうち初動対応を行う要員に対して防護具を配備することにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう体制を整備する。</p>	<p>・適用範囲の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・要員名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>1.3 変更申請に係る規則への適合性</p> <p>本規則改正に伴う既許可申請書での関係条文を整理した結果を添付資料1に示す。</p> <p>今回申請の関係条文は、第三条～第十三条、第二十六条、第三十四条、第三十五条、第四十二条及び第六十二条であるが、これらのうち第二十六条及び第三十四条への適合性は、1.2に示すとおりである。その他の関係条文については、発電用原子炉施設、設計基準対象施設又は安全施設全般に関係するものであるが、添付資料1に示すとおり、有毒ガス防護に係る本申請においては、既存設備の変更はないことから、既許可申請書の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p> <p>1.4 有毒ガス防護に係る後段規制について</p> <p>有毒ガス防護に係る後段規制について、整理した結果を添付資料2に示す。</p>	<p>1.3 有毒ガス防護に係る規則への適合性</p> <p>本規則改正に伴う既許可申請書での関係条文を整理した結果を添付資料1に示す。</p> <p>今回申請の関係条文は、第三条～第十三条、第二十六条、第三十四条、第三十五条、第四十二条及び第六十二条であるが、これらのうち第二十六条及び第三十四条への適合性は、1.2に示すとおりである。その他の関係条文については、発電用原子炉施設、設計基準対象施設又は安全施設全般に関係するものであるが、添付資料1に示すとおり、有毒ガス防護に係る本申請においては、既存設備の変更はないことから、既許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。</p> <p>1.4 有毒ガス防護に係る後段規制について</p> <p>有毒ガス防護に係る後段規制について、整理した結果を添付資料2に示す。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由																																																																								
<p style="text-align: right;">添付資料 1</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス防護に係る規則等の改正に伴う条文整理表</p> <p>女川原子力発電所 2号炉の有毒ガス防護に係る規則等の改正に伴い、設置許可基準規則の各条文との関係について、下表に整理結果を示す。</p> <p style="text-align: right;">【凡例】○：関係条文 ×：関係なし</p> <table border="1" data-bbox="154 661 1264 1816"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 条文</th> <th>関係性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1条 適用範囲</td> <td>×</td> <td>適用範囲を示したものであり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。</td> </tr> <tr> <td>第2条 定義</td> <td>×</td> <td>用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。</td> </tr> <tr> <td>第3条 設計基準対象施設の地盤</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、設計基準対象施設の地盤に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第4条 地震による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、地震による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第5条 津波による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、津波による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第6条 外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、外部からの衝撃による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</td> <td>○</td> <td>発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、有毒ガス防護に対する運用の変更に伴う変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第8条 火災による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、火災による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第9条 溢水による損傷の防止等</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、溢水による損傷の防止等に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第10条 誤操作の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、誤操作の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第11条 安全避難通路等</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、安全避難通路等に変更はない。</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 条文	関係性	備考	第1条 適用範囲	×	適用範囲を示したものであり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。	第2条 定義	×	用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。	第3条 設計基準対象施設の地盤	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、設計基準対象施設の地盤に変更はない。	第4条 地震による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、地震による損傷の防止に変更はない。	第5条 津波による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、津波による損傷の防止に変更はない。	第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、外部からの衝撃による損傷の防止に変更はない。	第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、有毒ガス防護に対する運用の変更に伴う変更はない。	第8条 火災による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、火災による損傷の防止に変更はない。	第9条 溢水による損傷の防止等	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、溢水による損傷の防止等に変更はない。	第10条 誤操作の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、誤操作の防止に変更はない。	第11条 安全避難通路等	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、安全避難通路等に変更はない。	<p style="text-align: right;">添付資料 1</p> <p style="text-align: center;">東海第二発電所 有毒ガス防護に係る規則等の改正に伴う条文整理表</p> <p>東海第二発電所の有毒ガス防護に係る規則等の改正に伴い、設置許可基準規則の各条文との関係について、下表に整理結果を示す。</p> <p style="text-align: right;">【凡例】○：関係条文 ×：関係なし</p> <table border="1" data-bbox="1374 661 2484 1816"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 条文</th> <th>条文との関係性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1条 適用範囲</td> <td>×</td> <td>適用範囲を示したものであり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。</td> </tr> <tr> <td>第2条 定義</td> <td>×</td> <td>用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。</td> </tr> <tr> <td>第3条 設計基準対象施設の地盤</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、設計基準対象施設の地盤に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第4条 地震による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、地震による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第5条 津波による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、津波による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第6条 外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、外部からの衝撃による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</td> <td>○</td> <td>発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、有毒ガス防護に対する運用の変更に伴う変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第8条 火災による損傷の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、火災による損傷の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第9条 溢水による損傷の防止等</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、溢水による損傷の防止等に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第10条 誤操作の防止</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、誤操作の防止に変更はない。</td> </tr> <tr> <td>第11条 安全避難通路等</td> <td>○</td> <td>有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、安全避難通路等に変更はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">・記載表現の相違</p>	設置許可基準規則 条文	条文との関係性	備考	第1条 適用範囲	×	適用範囲を示したものであり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。	第2条 定義	×	用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。	第3条 設計基準対象施設の地盤	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、設計基準対象施設の地盤に変更はない。	第4条 地震による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、地震による損傷の防止に変更はない。	第5条 津波による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、津波による損傷の防止に変更はない。	第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、外部からの衝撃による損傷の防止に変更はない。	第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、有毒ガス防護に対する運用の変更に伴う変更はない。	第8条 火災による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、火災による損傷の防止に変更はない。	第9条 溢水による損傷の防止等	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、溢水による損傷の防止等に変更はない。	第10条 誤操作の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、誤操作の防止に変更はない。	第11条 安全避難通路等	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、安全避難通路等に変更はない。	
設置許可基準規則 条文	関係性	備考																																																																								
第1条 適用範囲	×	適用範囲を示したものであり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。																																																																								
第2条 定義	×	用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。																																																																								
第3条 設計基準対象施設の地盤	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、設計基準対象施設の地盤に変更はない。																																																																								
第4条 地震による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、地震による損傷の防止に変更はない。																																																																								
第5条 津波による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、津波による損傷の防止に変更はない。																																																																								
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、外部からの衝撃による損傷の防止に変更はない。																																																																								
第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、有毒ガス防護に対する運用の変更に伴う変更はない。																																																																								
第8条 火災による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、火災による損傷の防止に変更はない。																																																																								
第9条 溢水による損傷の防止等	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、溢水による損傷の防止等に変更はない。																																																																								
第10条 誤操作の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、誤操作の防止に変更はない。																																																																								
第11条 安全避難通路等	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、安全避難通路等に変更はない。																																																																								
設置許可基準規則 条文	条文との関係性	備考																																																																								
第1条 適用範囲	×	適用範囲を示したものであり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。																																																																								
第2条 定義	×	用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。																																																																								
第3条 設計基準対象施設の地盤	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、設計基準対象施設の地盤に変更はない。																																																																								
第4条 地震による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、地震による損傷の防止に変更はない。																																																																								
第5条 津波による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、津波による損傷の防止に変更はない。																																																																								
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、外部からの衝撃による損傷の防止に変更はない。																																																																								
第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	発電用原子炉施設全体に係る要求事項であるが、有毒ガス防護に対する運用の変更に伴う変更はない。																																																																								
第8条 火災による損傷の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、火災による損傷の防止に変更はない。																																																																								
第9条 溢水による損傷の防止等	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、溢水による損傷の防止等に変更はない。																																																																								
第10条 誤操作の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、誤操作の防止に変更はない。																																																																								
第11条 安全避難通路等	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが、安全避難通路等に変更はない。																																																																								

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）				東海第二発電所 有毒ガス				差異理由
設置許可基準規則 条文		関係性	備考	設置許可基準規則 条文		条文との関係性	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 ・記載表現の相違
第12条	安全施設	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，安全施設に変更はない。	第12条	安全施設	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，安全施設に変更はない。	
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止に変更はない。	第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止に関する解析及び評価に変更はない。	
第14条	全交流動力電源喪失対策設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから，関係条文ではない。	第14条	全交流動力電源喪失対策設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから，関係条文ではない。	
第15条	炉心等	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，炉心等に該当しないことから，関係条文ではない。	第15条	炉心等	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，炉心等に該当しないことから，関係条文ではない。	
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に該当しないことから，関係条文ではない。	第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に該当しないことから，関係条文ではない。	
第17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから，関係条文ではない。	第17条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから，関係条文ではない。	
第18条	蒸気タービン	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，蒸気タービンに該当しないことから，関係条文ではない。	第18条	蒸気タービン	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，蒸気タービンに該当しないことから，関係条文ではない。	
第19条	非常用炉心冷却設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，非常用炉心冷却設備に該当しないことから，関係条文ではない。	第19条	非常用炉心冷却設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，非常用炉心冷却設備に該当しないことから，関係条文ではない。	
第20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，一次冷却材の減少分を補給する設備に該当しないことから，関係条文ではない。	第20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，一次冷却材の減少分を補給する設備に該当しないことから，関係条文ではない。	
第21条	残留熱を除去することができる設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，残留熱を除去することができる設備に該当しないことから，関係条文ではない。	第21条	残留熱を除去することができる設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，残留熱を除去することができる設備に該当しないことから，関係条文ではない。	
第22条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備に該当しないことから，関係条文ではない。	第22条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備に該当しないことから，関係条文ではない。	
第23条	計測制御系統施設	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，計測制御系統施設に該当しないことから，関係条文ではない。	第23条	計測制御系統施設	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，計測制御系統施設に該当しないことから，関係条文ではない。	
第24条	安全保護回路	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，安全保護回路に該当しないことから，関係条文ではない。	第24条	安全保護回路	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，安全保護回路に該当しないことから，関係条文ではない。	
第25条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから，関係条文ではない。	第25条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから，関係条文ではない。	

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）				東海第二発電所 有毒ガス				差異理由
設置許可基準規則 条文		関係性	備考	設置許可基準規則 条文		条文との関係性	備考	・記載表現の相違
第26条	原子炉制御室等	○	有毒ガス防護に関する規則改正に係る条文であり，機能要求を満足することを確認する必要があることから，適用対象である。	第26条	原子炉制御室等	○	有毒ガス防護に関する規則改正に係る条文であり，機能要求を満足することを確認する必要があることから，適用対象である。	
第27条	放射性廃棄物の処理施設	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，放射性廃棄物の処理施設に該当しないことから，関係条文ではない。	第27条	放射性廃棄物の処理施設	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，放射性廃棄物の処理施設に該当しないことから，関係条文ではない。	
第28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，放射性廃棄物の貯蔵施設に該当しないことから，関係条文ではない。	第28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，放射性廃棄物の貯蔵施設に該当しないことから，関係条文ではない。	
第29条	工場等周辺における直接線等からの防護	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，敷地境界における線量率の変更はないことから，関係条文ではない。	第29条	工場等周辺における直接線等からの防護	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，敷地境界における線量率の変更はないことから，関係条文ではない。	
第30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，放射線からの放射線業務従事者の防護に該当しないことから，関係条文ではない。	第30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，放射線からの放射線業務従事者の防護の変更はないことから，関係条文ではない。	
第31条	監視設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，監視設備の変更はないことから，関係条文ではない。	第31条	監視設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，監視設備の変更はないことから，関係条文ではない。	
第32条	原子炉格納施設	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，原子炉格納施設に該当しないことから，関係条文ではない。	第32条	原子炉格納施設	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，原子炉格納施設に該当しないことから，関係条文ではない。	
第33条	保安電源設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，保安電源設備に該当しないことから，関係条文ではない。	第33条	保安電源設備	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，保安電源設備に該当しないことから，関係条文ではない。	
第34条	緊急時対策所	○	有毒ガス防護に関する規則改正に係る条文であり，機能要求を満足することを確認する必要があることから，適用対象である。	第34条	緊急時対策所	○	有毒ガス防護に関する規則改正に係る条文であり，機能要求を満足することを確認する必要があることから，適用対象である。	
第35条	通信連絡設備	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するため，有毒ガス発生時の連絡手段として通信連絡設備を利用するが，通信連絡設備に変更はない。	第35条	通信連絡設備	○	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するため，有毒ガス発生時の連絡手段として通信連絡設備を利用するが，通信連絡設備に変更はない。	
第36条	補助ボイラー	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，補助ボイラーに該当しないことから，関係条文ではない。	第36条	補助ボイラー	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，補助ボイラーに該当しないことから，関係条文ではない。	
第37条	重大事故等の拡大の防止等	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，重大事故等対処施設ではないことから，関係条文ではない。	第37条	重大事故等の拡大の防止等	×	有毒ガス防護に対する運用変更を実施するが，重大事故等対処施設ではないことから，関係条文ではない。	
第38条	重大事故等対処施設の地盤	×	同上	第38条	重大事故等対処施設の地盤	×	同上	
第39条	地震による損傷の防止	×	同上	第39条	地震による損傷の防止	×	同上	
第40条	津波による損傷の防止	×	同上	第40条	津波による損傷の防止	×	同上	
第41条	火災による損傷の防止	×	同上	第41条	火災による損傷の防止	×	同上	
第42条	特定重大事故等対処施設	○	有毒ガス防護に関する規則改正に係る条文であり，機能要求を満足することを確認する必要があることから，適用対象である。	第42条	特定重大事故等対処施設	○	有毒ガス防護に関する規則改正に係る条文であり，機能要求を満足することを確認する必要があることから，適用対象である。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: center;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">有毒ガス防護に係る後段規制について</p> <p style="text-align: right;">社内文書 品質マネジメント文書</p>	<p style="text-align: center;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">有毒ガス防護に係る後段規制について</p> <p style="text-align: right;">社内文書 品質マネジメント文書</p>	<p style="text-align: center;">差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング評価の対象、運用の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

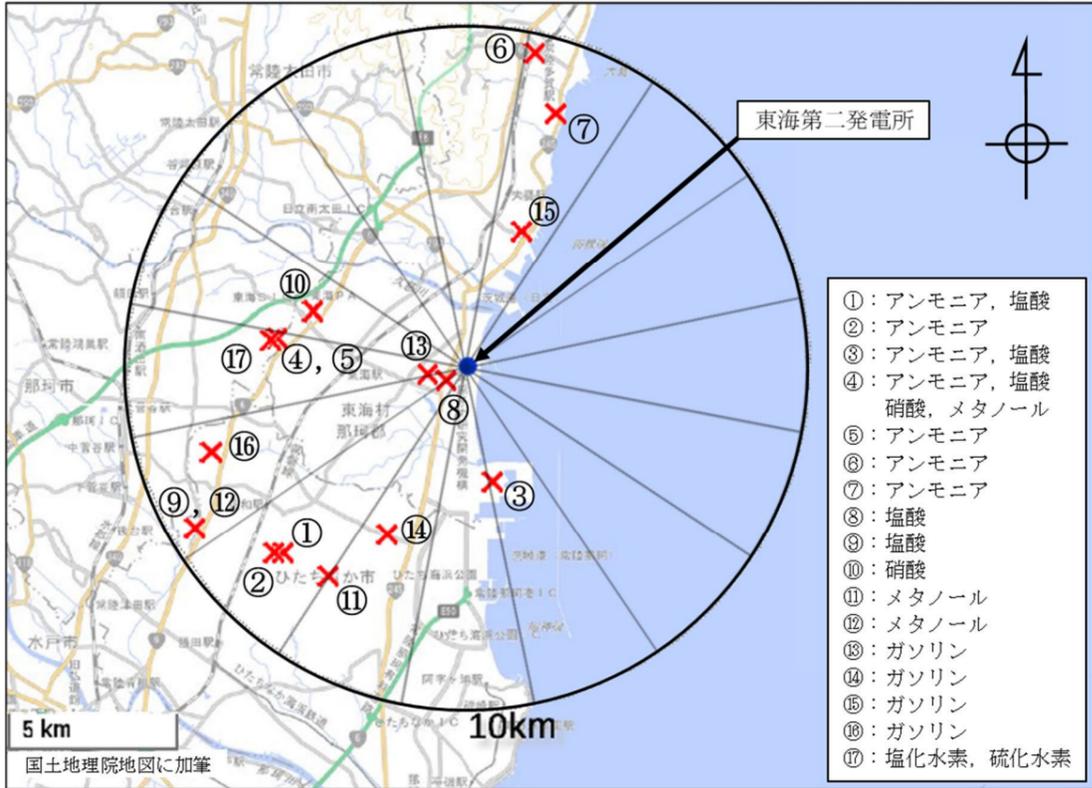
女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙12</p> <p style="text-align: center;">スクリーニング評価に用いる相対濃度について</p> <p>女川原子力発電所のスクリーニング評価においては、評価対象として特定された敷地外固定源であるアンモニアと評価点との位置関係（方位及び距離）及び女川原子力発電所の安全解析に使用している気象（2012年1月～2012年12月）より、評価点における相対濃度を求め、当該相対濃度と敷地外固定源からの有毒ガスの放出率から、評価点における有毒ガス濃度を評価している。</p> <p>以下に、相対濃度の算出に係る条件及び相対濃度評価結果を示す。 なお、スクリーニング評価においては、評価の保守性の観点から、敷地外固定源と評価点との高低差を考慮せず、地上放出として取り扱っている。</p> <p>1. 敷地外固定源と評価点との位置関係について 本評価においては、位置情報は地理情報システム（GIS）を用いて求めている。GISは、地理空間情報の地理的な把握又は分析が可能であることから、国内においてその活用が推進されており、官公庁においても活用されているシステムである。</p>	<p style="text-align: right;">別紙15</p> <p style="text-align: center;">固定源による有毒ガス影響評価について</p> <p>東海第二発電所の有毒ガス濃度の評価においては、スクリーニング評価対象として特定された敷地内外の固定源と評価点との位置関係（方位及び距離）及び2018年9月26日に原子炉設置変更許可を受けた東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の被ばく評価に使用している気象期間（2005年4月～2006年3月）のデータを用い、評価点における相対濃度を求め、当該相対濃度と敷地内外固定源における蒸発率又は放出率から、評価点における有毒ガス濃度を評価している。</p> <p>詳細な評価方法を以下に示す。</p> <p>1. 敷地内外固定源及び有毒ガス濃度評価点について 本評価においては、位置情報は地理情報システム（GIS）を用いて求めている。GISは、地理空間情報の地理的な把握又は分析が可能であることから、国内においてその活用が推進されており、官公庁においても活用されているシステムである。</p> <p>(1) 敷地内固定源について 敷地内固定源については、東海第二発電所に貯蔵保管されている全ての有毒化学物質を調査し、スクリーニング評価の対象となる有毒化学物質を特定した。その結果、スクリーニング評価対象物質としてアンモニアが特定された。 敷地内固定源の位置を第1図に示す。</p> <div data-bbox="1329 1360 2528 1900" style="border: 2px solid red; text-align: center; height: 250px;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 敷地内固定源の位置</p>	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載箇所の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p> <p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

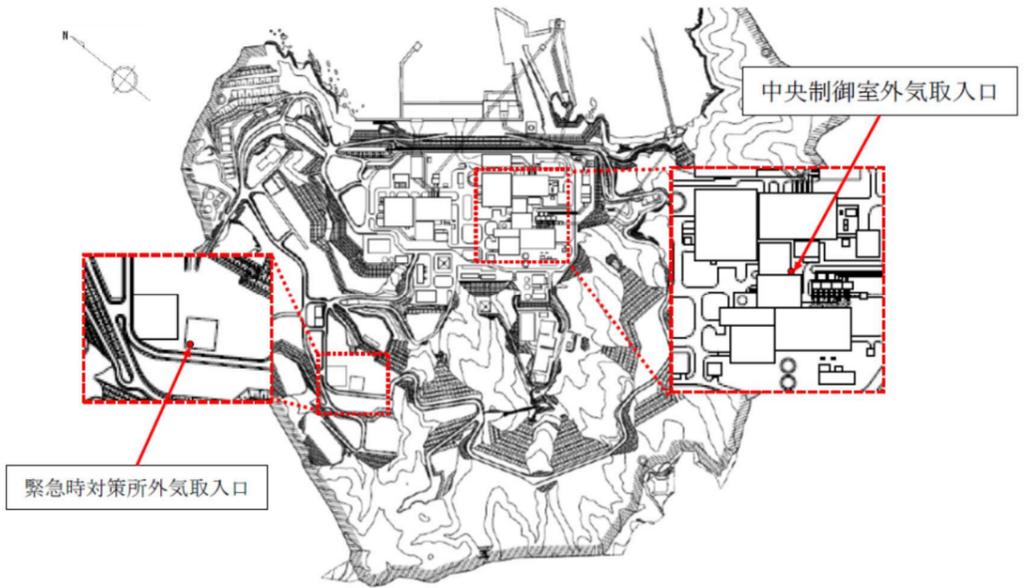
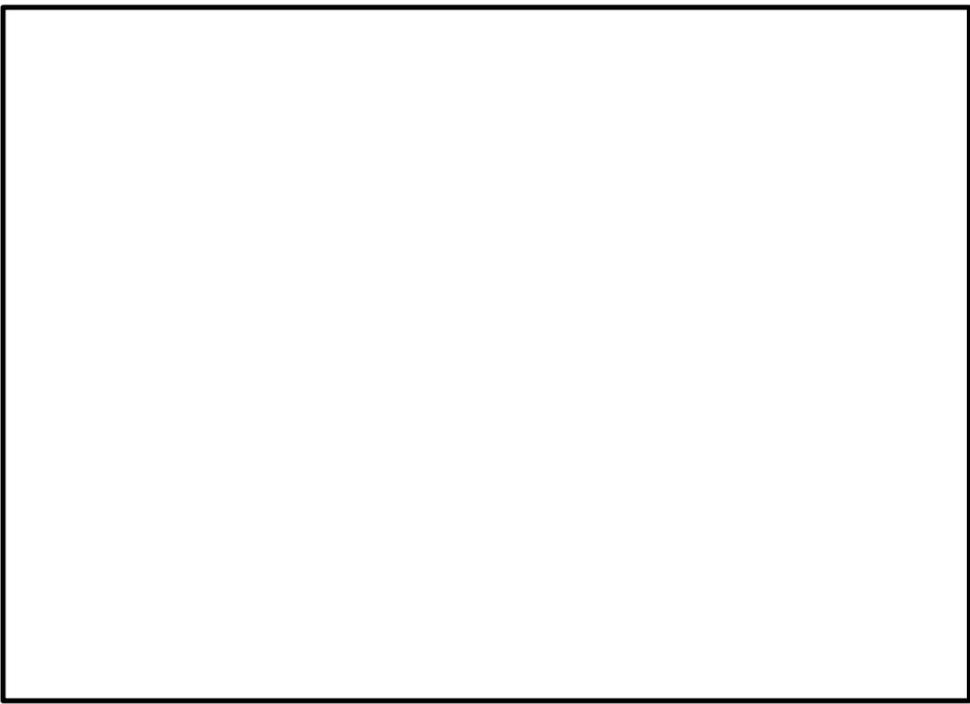
女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>(1) 敷地外固定源の位置</p> <p>女川原子力発電所において、中央制御室から半径 10km 以内の敷地外固定源について調査した結果、高圧ガス保安法に基づく届出情報より、スクリーニング評価の対象としてアンモニアが抽出された。</p> <p>女川原子力発電所の中央制御室と敷地外固定源（アンモニア）の位置関係を図1に示す。</p>  <p>図1 女川原子力発電所と敷地外固定源との位置関係</p>	<p>(2) 敷地外固定源について</p> <p>敷地外固定源については、中央制御室から半径 10 km以内の敷地外固定源について調査した。調査の結果、消防法及び高圧ガス保安法に基づく届出情報より、スクリーニング評価対象物質としてアンモニア、塩酸、硝酸、メタノール、ガソリン、塩化水素、硫化水素が特定された。</p>  <p>第2図 敷地外固定源の位置</p>	<p>・敷地外固定源の調査結果の相違</p>
<p>(2) 有毒ガス濃度の評価点について</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所における有毒ガス濃度の評価では、原子炉制御室等外評価点における濃度の有毒ガスが、原子炉制御室等の換気空調設備の通常運転モードで原子炉制御室等に取り込まれると仮定することから、原子炉制御室等外評価点における有毒ガス濃度を評価するものとし、中央制御室外気取入口及び緊急時対策所外気取入口を評価点としている</p>	<p>(3) 有毒ガス濃度評価点</p> <p>敷地内外固定源から放出される有毒ガス濃度を評価する中央制御室外気取入口及び緊急時対策所外気取入口並びに重要操作地点を第3図に示す。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

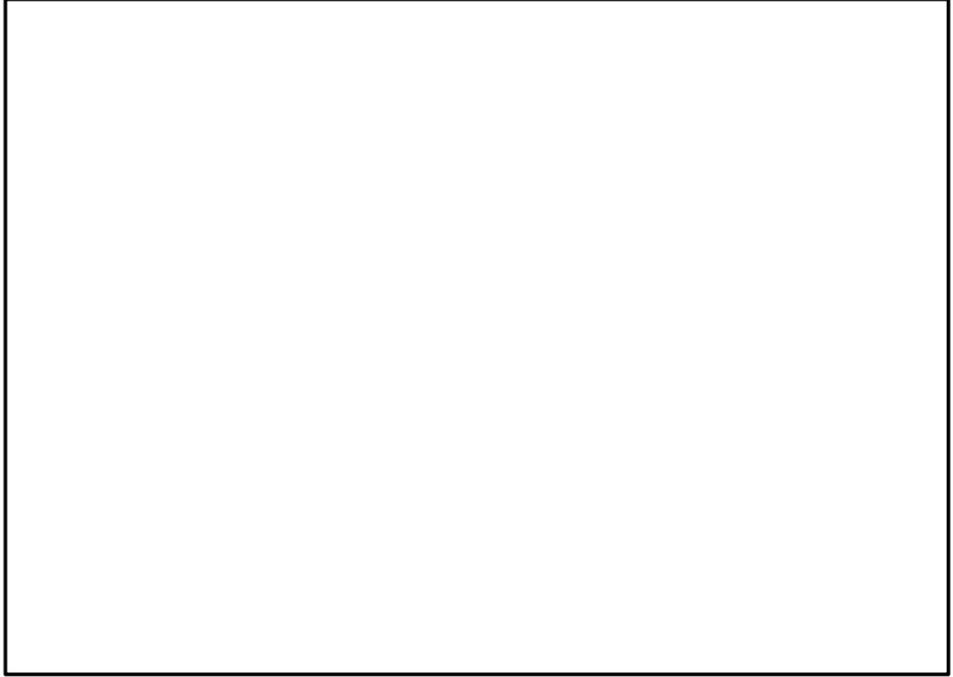
女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
 <p>図2 原子炉制御室等外評価点</p>	 <p>第3図 中央制御室及び緊急時対策所の評価点及び重要操作地点</p> <p>2. 有毒ガス濃度評価点の設定について</p> <p>東海第二発電所については、敷地内固定源（1か所）に加えて多数の敷地外固定源が敷地の近傍から遠方（中央制御室から半径10km以内）に分布しており、遠方の敷地外固定源から放出される有毒ガス濃度の評価は保守的に代表評価点を設定し実施している。代表評価点の設定においては、以下に示すとおり敷地外固定源と評価点の距離に応じて設定方法を定める。</p> <p>中央制御室外気取入口及び緊急時対策所外気取入口間の距離は最大で約 350m であるため、有毒ガス濃度の評価点を固定源と評価点との最短距離となる地点で代表させた場合、発生源から評価点の距離を最大で約 350m 短く設定することになる。発生源から評価点の距離が 10 倍の 3,500m 以上ある場合においても、最短距離となる地点を代表評価点として有毒ガス濃度を評価することで一定の保守性は確保される。以上のことから、3,500m 以遠の発生源に対して有毒ガス濃度評価点は最短距離となる地点で代表する。</p>	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

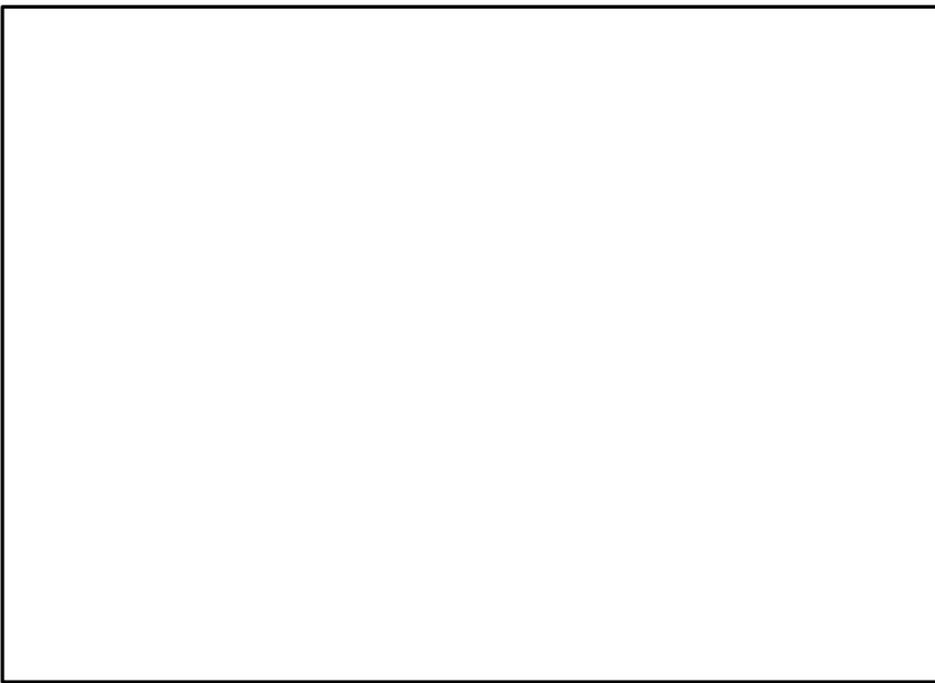
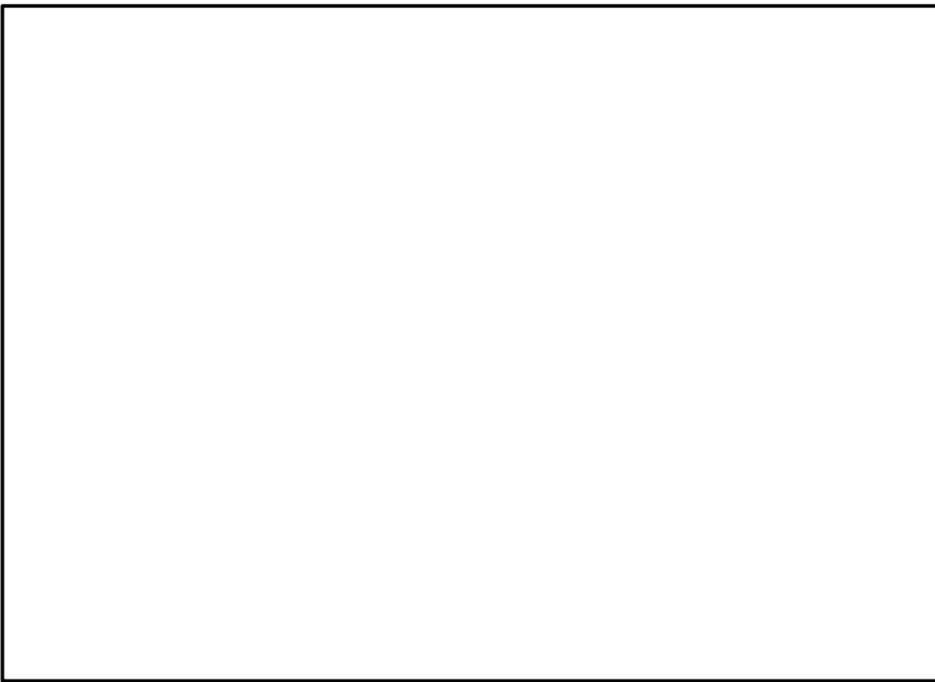
女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>(4) 距離について</p> <p>距離については、開示請求から得られた敷地外固定源の所在地及び国土地理院の地図情報から緯度経度を用いて求めている。</p> <p>距離の算出に当たっては、敷地外固定源の設置位置の不確実性及び大気拡散影響評価における評価の保守性を考慮し、100m未満は切り捨てている。</p> <p>各敷地外固定源のと評価点との距離を評価した結果を図7～図14に示す。</p>	<p>また、敷地内外固定源と有毒ガス濃度評価点の距離が3,500m未満の場合については、中央制御室外気取入口及び緊急時対策所外気取入口並びに重要操作地点それぞれを評価点として、敷地内外固定源との距離を求め、有毒ガス濃度の評価を行う。</p> <p>なお、距離の算定については、敷地内外固定源の所在地及び国土地理院の地図情報から緯度経度を用いて求めた。</p> <p>評価に用いる距離の設定に当たっては、敷地内固定源と評価点の距離は5m未満を切り捨て、敷地外固定源と評価点の距離は100m未満若しくは10m未満を切り捨てている。</p> <p>本資料で示す敷地内外固定源から評価点の距離を第4図から第27図に示す。</p> <div data-bbox="1329 888 2531 1766" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">第4図 敷地内固定源から評価点の距離 (敷地内固定源：アンモニア－評価点：中央制御室外気取入口)</p></div>	<ul style="list-style-type: none">・記載表現の相違・評価方針の相違 ・記載表現の相違・スクリーニング評価の対象の相違・記載表現の相違・スクリーニング評価の対象の相違・記載表現の相違・スクリーニング評価の対象の相違 ・スクリーニング評価の対象の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

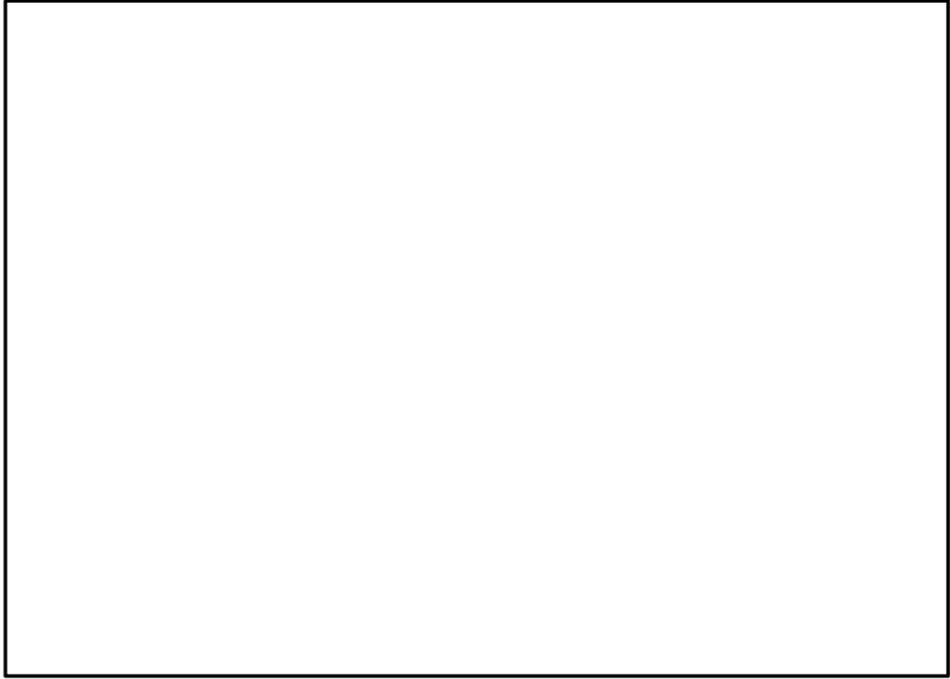
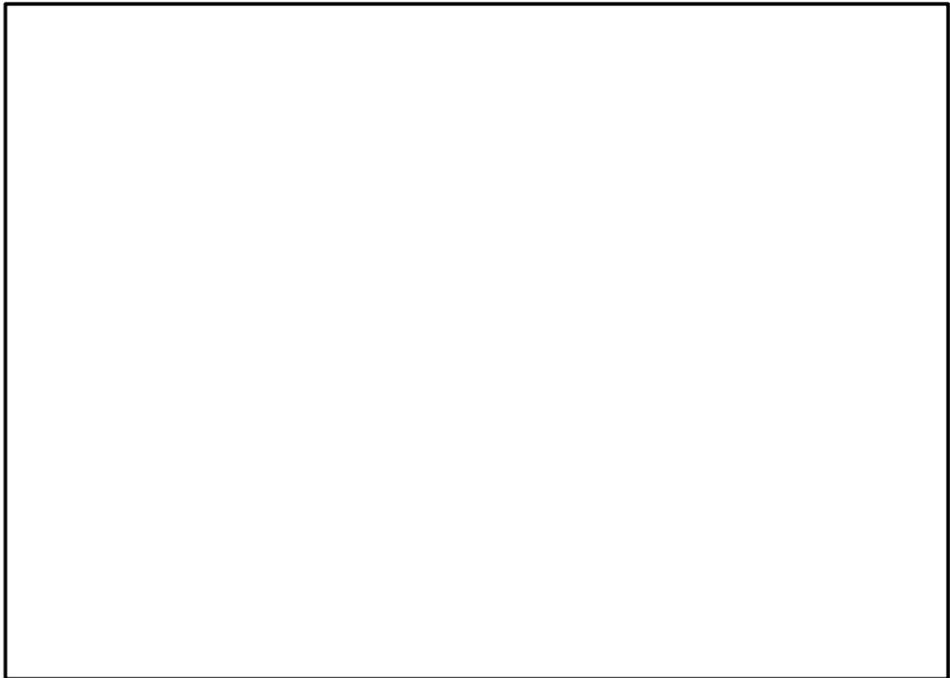
女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
 <p>図7 アンモニア①と中央制御室外気取入口との距離の評価結果</p>  <p>図8 アンモニア②と中央制御室外気取入口との距離の評価結果</p>	 <p>第5図 敷地内固定源から評価点の距離 (敷地内固定源：アンモニア-評価点：緊急時対策所外気取入口)</p>  <p>第6図 敷地内固定源から評価点の距離 (敷地内固定源：アンモニア-評価点：東側接続口①)</p>	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

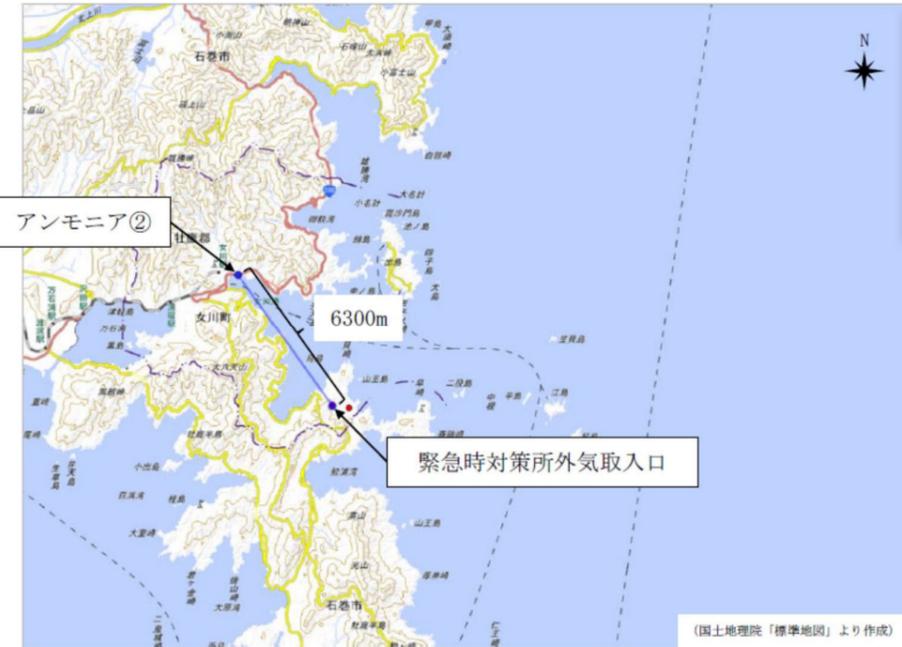
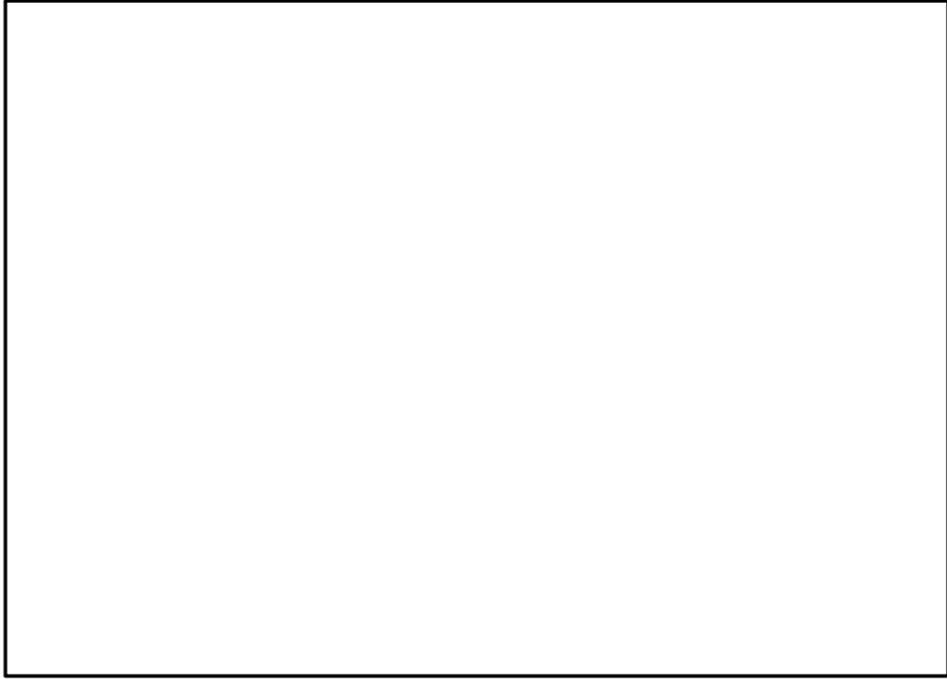
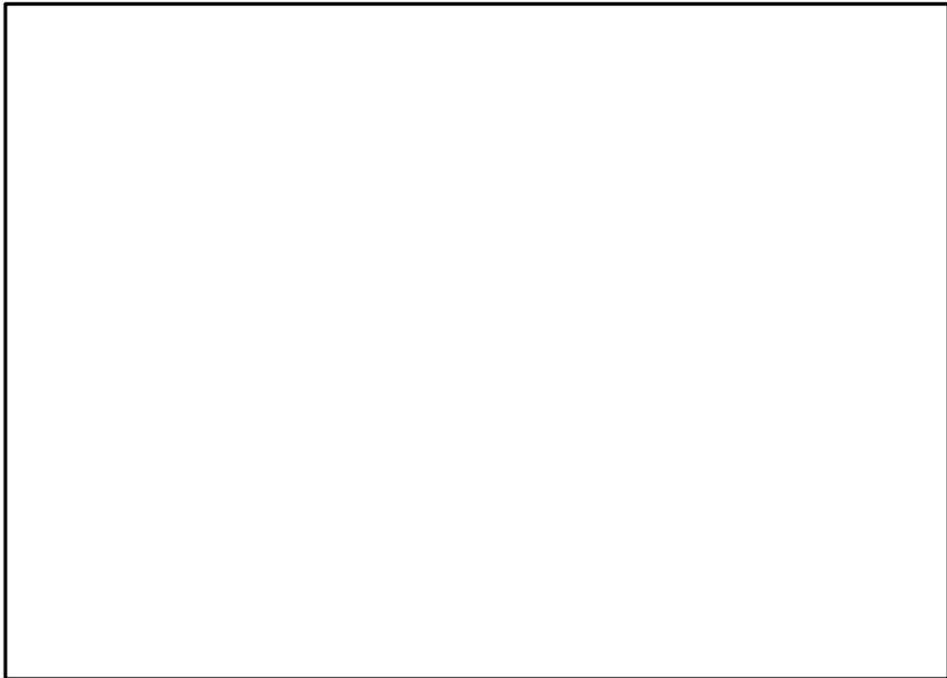
女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
 <p>図9 アンモニア③と中央制御室外気取入口との距離の評価結果</p>  <p>図10 アンモニア④と中央制御室外気取入口との距離の評価結果</p>	 <p>第7図 敷地内固定源から評価点の距離 (敷地内固定源：アンモニア-評価点：東側接続口②)</p>  <p>第8図 敷地内固定源から評価点の距離 (敷地内固定源：アンモニア-評価点：高所東側接続口)</p>	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
 <p>図11 アンモニア①と緊急時対策所外気取入口との距離の評価結果</p>  <p>図12 アンモニア②と緊急時対策所外気取入口との距離の評価結果</p>	 <p>第9図 敷地内固定源から評価点の距離 (敷地内固定源：アンモニア-評価点：西側接続口)</p>  <p>第10図 敷地内固定源から評価点の距離 (敷地内固定源：アンモニア-評価点：高所西側接続口)</p>	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）



図13 アンモニア③と緊急時対策所外気取入口との距離の評価結果



図14 アンモニア④と緊急時対策所外気取入口との距離の評価結果

東海第二発電所 有毒ガス



第11図 敷地外固定源から評価点の距離
(敷地外固定源①：アンモニア①，塩酸①-1，塩酸①-2)



第12図 敷地外固定源から評価点の距離
(敷地外固定源：アンモニア②)

差異理由

・スクリーニング評価の対象の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
	<p>第13図 敷地外固定源から評価点の距離（1/2） （敷地外固定源：アンモニア③，塩酸③-1，塩酸③-2，塩酸③-3） ～ 第27図 敷地外固定源から評価点の距離 （敷地外固定源：塩化水素⑰，硫化水素⑰） まで省略</p>	<p>・第13図 敷地外固定源から評価点の距離（1/2） （敷地外固定源：アンモニア③，塩酸③-1，塩酸③-2，塩酸③-3）～第27図 敷地外固定源から評価点の距離（敷地外固定源：塩化水素⑰，硫化水素⑰）は、まとめ資料「中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」別紙15に示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>(3) 方位について</p> <p>方位については、開示請求から得られた敷地外固定源発生源の所在地及び国土地理院の地図情報から求めている。</p> <p>相対濃度の評価においては、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（以下「気象指針」という。）に基づき、各敷地外固定源について、発生源から評価点を見た方位を評価している。</p> <p>各敷地外固定源について、発生源から評価点を見た方位を評価した結果を図3から図6に示す。</p>	<p>3. 発生源から評価点を見た方位について</p> <p>発生源から評価点を見た方位については、敷地内外固定源の所在地及び国土地理院の地図情報から求めた。</p> <p>相対濃度の評価においては、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（以下「気象指針」という。）に基づき、各敷地外固定源について、発生源から評価点を見た方位を評価している。</p> <p>発生源から評価点を見た方位については第28図のとおり方位角より設定した。</p> <p>本資料で示す敷地内外固定源から評価点を見た方位を第1表及び第29図から第52図に示す。</p> <div data-bbox="1341 751 2493 1833" style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">第28図 方位角と方位の関係</p></div>	<ul style="list-style-type: none">・記載表現の相違・記載表現の相違・スクリーニング評価の対象の相違 ・記載方針の相違・記載表現の相違・記載方針の相違 ・記載方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

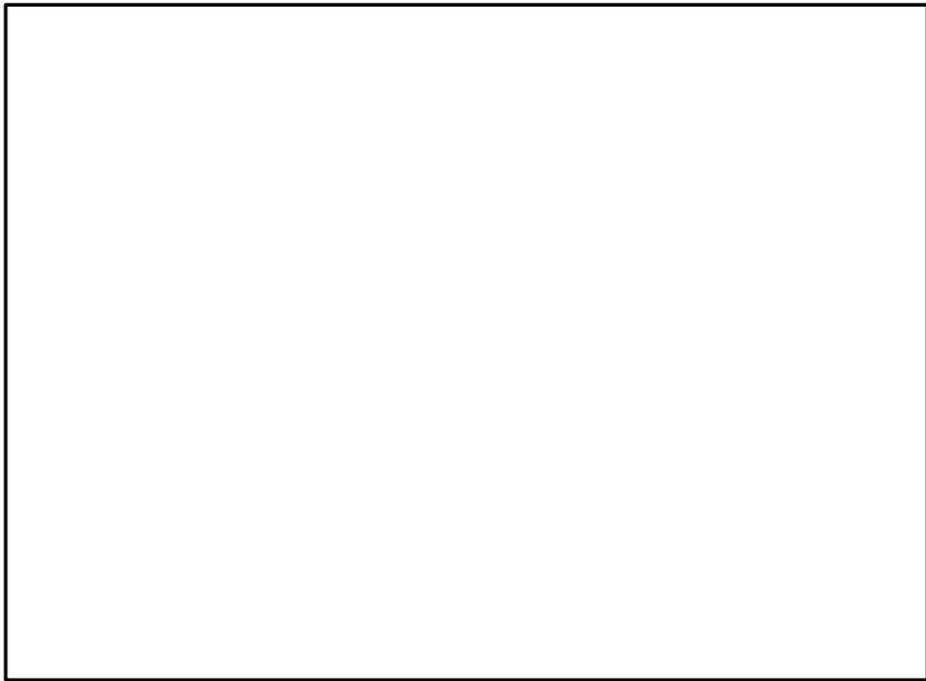
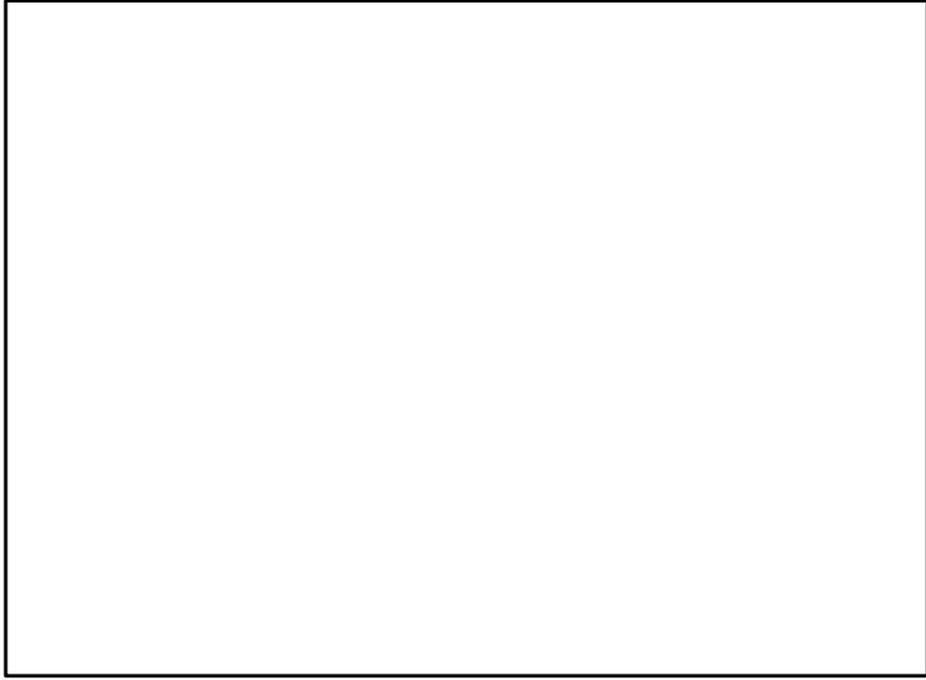
女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス			差異理由																																																																																										
第1表 発生源から評価点を見た方位																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1389 310 1513 409"></th> <th data-bbox="1513 310 1884 409">発生源</th> <th data-bbox="1884 310 2255 409">評価点</th> <th data-bbox="2255 310 2469 409">発生源から評価点を見た方位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1389 409 1513 661" rowspan="7">敷地内 固定源</td> <td data-bbox="1513 409 1884 661" rowspan="7">溶融炉アンモニア タンク</td> <td data-bbox="1884 409 2255 445">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 409 2469 445">WNW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 445 2255 480">緊急時対策所外気取入口</td> <td data-bbox="2255 445 2469 480">W</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 480 2255 516">東側接続口①</td> <td data-bbox="2255 480 2469 516">NW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 516 2255 552">東側接続口②</td> <td data-bbox="2255 516 2469 552">WNW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 552 2255 588">高所東側接続口</td> <td data-bbox="2255 552 2469 588">WSW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 588 2255 623">西側接続口</td> <td data-bbox="2255 588 2469 623">W</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 623 2255 661">高所西側接続口</td> <td data-bbox="2255 623 2469 661">WSW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 661 1513 1967" rowspan="20">敷地外 固定源</td> <td data-bbox="1513 661 1884 739">アンモニア① 塩酸①-1, 塩酸①-2</td> <td data-bbox="1884 661 2255 697">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 661 2469 697" rowspan="2">NE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 697 2255 739">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 739 1884 816">アンモニア②</td> <td data-bbox="1884 739 2255 774">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 739 2469 774" rowspan="2">NE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 774 2255 816">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 816 1884 894">アンモニア③, 塩酸③-1 塩酸③-2, 塩酸③-3</td> <td data-bbox="1884 816 2255 852">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 816 2469 852" rowspan="2">NNW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 852 2255 894">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 894 1884 987">アンモニア④ 塩酸④-1, 塩酸④-2 硝酸④, メタノール④</td> <td data-bbox="1884 894 2255 930">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 894 2469 930" rowspan="2">E</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 930 2255 987">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 987 1884 1064">アンモニア⑤</td> <td data-bbox="1884 987 2255 1022">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 987 2469 1022" rowspan="2">E</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1022 2255 1064">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1064 1884 1142">アンモニア⑥</td> <td data-bbox="1884 1064 2255 1100">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 1064 2469 1100" rowspan="2">SSW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1100 2255 1142">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1142 1884 1220">アンモニア⑦</td> <td data-bbox="1884 1142 2255 1178">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 1142 2469 1178" rowspan="2">SSW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1178 2255 1220">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1220 1884 1297">塩酸⑧-1, 塩酸⑧-2 塩酸⑧-3, 塩酸⑧-4</td> <td data-bbox="1884 1220 2255 1255">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 1220 2469 1255" rowspan="2">ENE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1255 2255 1297">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1297 1884 1375">塩酸⑨-1, 塩酸⑨-2</td> <td data-bbox="1884 1297 2255 1333">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 1297 2469 1333" rowspan="2">ENE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1333 2255 1375">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1375 1884 1453">硝酸⑩-1, 硝酸⑩-2</td> <td data-bbox="1884 1375 2255 1411">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 1375 2469 1411" rowspan="2">ESE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1411 2255 1453">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1453 1884 1530">メタノール⑪</td> <td data-bbox="1884 1453 2255 1488">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 1453 2469 1488" rowspan="2">NNE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1488 2255 1530">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1530 1884 1608">メタノール⑫</td> <td data-bbox="1884 1530 2255 1566">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 1530 2469 1566" rowspan="2">ENE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1566 2255 1608">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1608 1884 1686">ガソリン⑬</td> <td data-bbox="1884 1608 2255 1644">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 1608 2469 1644" rowspan="2">E</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1644 2255 1686">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1686 1884 1764">ガソリン⑭</td> <td data-bbox="1884 1686 2255 1722">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 1686 2469 1722" rowspan="2">NNE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1722 2255 1764">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1764 1884 1841">ガソリン⑮</td> <td data-bbox="1884 1764 2255 1799">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 1764 2469 1799" rowspan="2">SSW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1799 2255 1841">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1841 1884 1919">ガソリン⑯</td> <td data-bbox="1884 1841 2255 1877">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 1841 2469 1877" rowspan="2">ENE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1877 2255 1919">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1919 1884 1967" rowspan="2">塩化水素⑰, 硫化水素⑰</td> <td data-bbox="1884 1919 2255 1955">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2255 1919 2469 1955" rowspan="2">E</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1955 2255 1967">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> </tbody> </table>						発生源	評価点	発生源から評価点を見た方位	敷地内 固定源	溶融炉アンモニア タンク	中央制御室外気取入口	WNW	緊急時対策所外気取入口	W	東側接続口①	NW	東側接続口②	WNW	高所東側接続口	WSW	西側接続口	W	高所西側接続口	WSW	敷地外 固定源	アンモニア① 塩酸①-1, 塩酸①-2	中央制御室外気取入口	NE	緊急時対策所外気取入口	アンモニア②	中央制御室外気取入口	NE	緊急時対策所外気取入口	アンモニア③, 塩酸③-1 塩酸③-2, 塩酸③-3	中央制御室外気取入口	NNW	緊急時対策所外気取入口	アンモニア④ 塩酸④-1, 塩酸④-2 硝酸④, メタノール④	中央制御室外気取入口	E	緊急時対策所外気取入口	アンモニア⑤	中央制御室外気取入口	E	緊急時対策所外気取入口	アンモニア⑥	中央制御室外気取入口	SSW	緊急時対策所外気取入口	アンモニア⑦	中央制御室外気取入口	SSW	緊急時対策所外気取入口	塩酸⑧-1, 塩酸⑧-2 塩酸⑧-3, 塩酸⑧-4	中央制御室外気取入口	ENE	緊急時対策所外気取入口	塩酸⑨-1, 塩酸⑨-2	中央制御室外気取入口	ENE	緊急時対策所外気取入口	硝酸⑩-1, 硝酸⑩-2	中央制御室外気取入口	ESE	緊急時対策所外気取入口	メタノール⑪	中央制御室外気取入口	NNE	緊急時対策所外気取入口	メタノール⑫	中央制御室外気取入口	ENE	緊急時対策所外気取入口	ガソリン⑬	中央制御室外気取入口	E	緊急時対策所外気取入口	ガソリン⑭	中央制御室外気取入口	NNE	緊急時対策所外気取入口	ガソリン⑮	中央制御室外気取入口	SSW	緊急時対策所外気取入口	ガソリン⑯	中央制御室外気取入口	ENE	緊急時対策所外気取入口	塩化水素⑰, 硫化水素⑰	中央制御室外気取入口	E	緊急時対策所外気取入口	<p>・記載方針の相違</p>
	発生源	評価点	発生源から評価点を見た方位																																																																																											
敷地内 固定源	溶融炉アンモニア タンク	中央制御室外気取入口	WNW																																																																																											
		緊急時対策所外気取入口	W																																																																																											
		東側接続口①	NW																																																																																											
		東側接続口②	WNW																																																																																											
		高所東側接続口	WSW																																																																																											
		西側接続口	W																																																																																											
		高所西側接続口	WSW																																																																																											
敷地外 固定源	アンモニア① 塩酸①-1, 塩酸①-2	中央制御室外気取入口	NE																																																																																											
	緊急時対策所外気取入口																																																																																													
	アンモニア②	中央制御室外気取入口	NE																																																																																											
	緊急時対策所外気取入口																																																																																													
	アンモニア③, 塩酸③-1 塩酸③-2, 塩酸③-3	中央制御室外気取入口	NNW																																																																																											
	緊急時対策所外気取入口																																																																																													
	アンモニア④ 塩酸④-1, 塩酸④-2 硝酸④, メタノール④	中央制御室外気取入口	E																																																																																											
	緊急時対策所外気取入口																																																																																													
	アンモニア⑤	中央制御室外気取入口	E																																																																																											
	緊急時対策所外気取入口																																																																																													
	アンモニア⑥	中央制御室外気取入口	SSW																																																																																											
	緊急時対策所外気取入口																																																																																													
	アンモニア⑦	中央制御室外気取入口	SSW																																																																																											
	緊急時対策所外気取入口																																																																																													
	塩酸⑧-1, 塩酸⑧-2 塩酸⑧-3, 塩酸⑧-4	中央制御室外気取入口	ENE																																																																																											
	緊急時対策所外気取入口																																																																																													
	塩酸⑨-1, 塩酸⑨-2	中央制御室外気取入口	ENE																																																																																											
	緊急時対策所外気取入口																																																																																													
	硝酸⑩-1, 硝酸⑩-2	中央制御室外気取入口	ESE																																																																																											
	緊急時対策所外気取入口																																																																																													
メタノール⑪	中央制御室外気取入口	NNE																																																																																												
緊急時対策所外気取入口																																																																																														
メタノール⑫	中央制御室外気取入口	ENE																																																																																												
緊急時対策所外気取入口																																																																																														
ガソリン⑬	中央制御室外気取入口	E																																																																																												
緊急時対策所外気取入口																																																																																														
ガソリン⑭	中央制御室外気取入口	NNE																																																																																												
緊急時対策所外気取入口																																																																																														
ガソリン⑮	中央制御室外気取入口	SSW																																																																																												
緊急時対策所外気取入口																																																																																														
ガソリン⑯	中央制御室外気取入口	ENE																																																																																												
緊急時対策所外気取入口																																																																																														
塩化水素⑰, 硫化水素⑰	中央制御室外気取入口	E																																																																																												
	緊急時対策所外気取入口																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
 <p>図3 アンモニア①から評価点を見た方位の評価結果</p>  <p>図4 アンモニア②から評価点を見た方位の評価結果</p>	 <p>第29図 敷地内固定源から評価点を見た方位 (敷地内固定源：アンモニア-評価点：中央制御室外気取入口)</p>  <p>第30図 敷地内固定源から評価点を見た方位 (敷地内固定源：アンモニア-評価点：緊急時対策所外気取入口)</p>	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

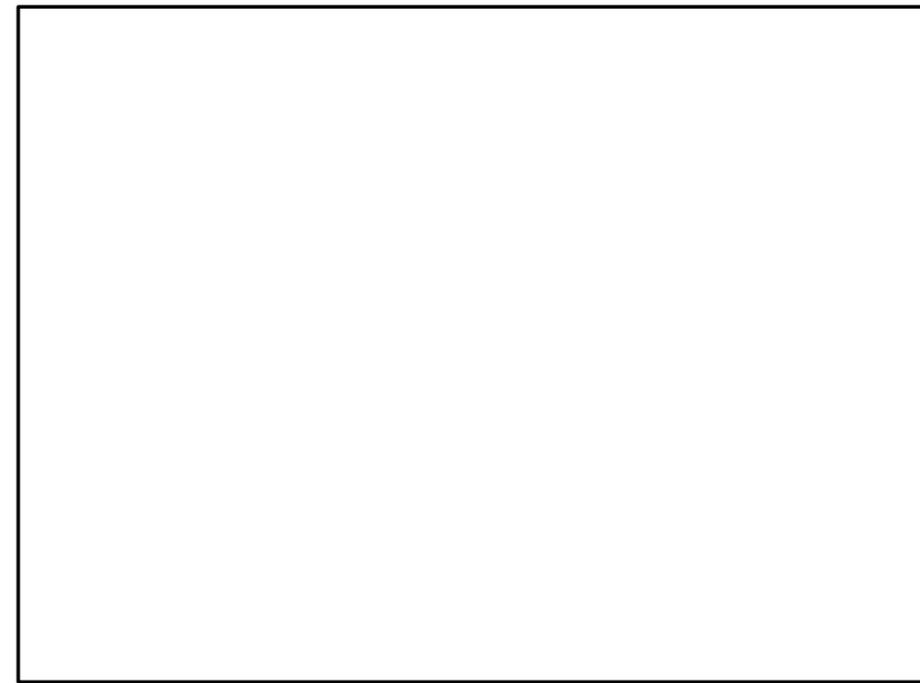
女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由



図5 アンモニア③から評価点を見た方位の評価結果



第31図 敷地内固定源から評価点を見た方位
(敷地内固定源：アンモニア-評価点：東側接続口①)

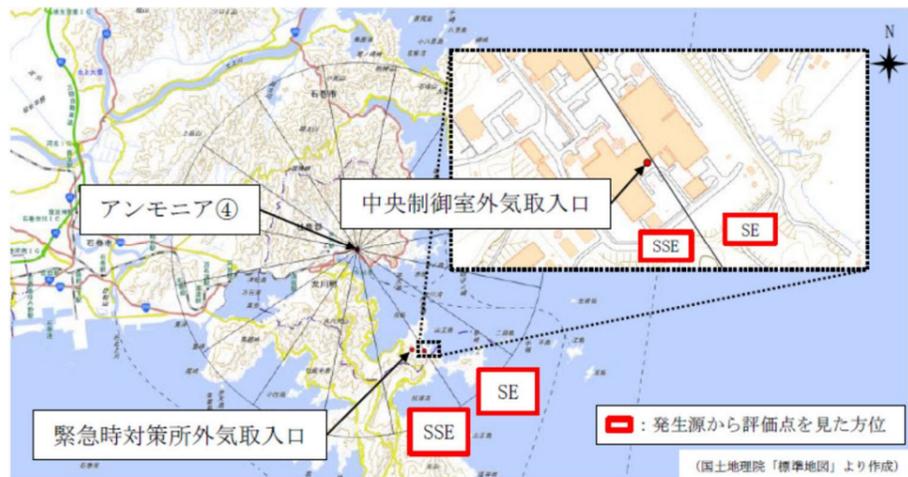
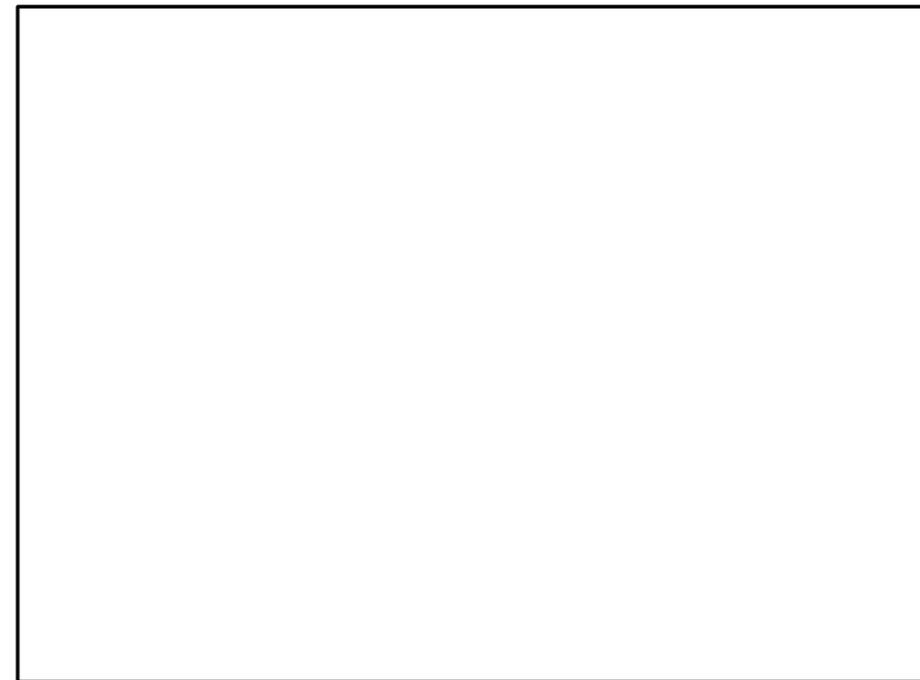


図6 アンモニア④から評価点を見た方位の評価結果



第32図 敷地内固定源から評価点を見た方位
(敷地内固定源：アンモニア-評価点：東側接続口②)

・スクリーニング評価の対象の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>(5) 高低差について 敷地外固定源の標高については確認している（本文 第 3.1.3-1 表を参照）が，スクリーニング評価においては，評価の保守性の観点から，敷地外固定源と評価点との高低差を考慮せず，地上放出として取り扱う。</p> <p>(6) まとめ 各評価点と敷地外固定源との位置関係を表 1 に示す。</p>	<div data-bbox="1329 268 2504 592" style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"><p>第 33 図 敷地内固定源から評価点を見た方位 （敷地内固定源：アンモニア－評価点：高所東側接続口） ～ 第 52 図 敷地外固定源から評価点を見た方位 （敷地外固定源：塩化水素⑰，硫化水素⑰） まで省略</p></div> <p>4. 高低差について 敷地外固定源の標高については確認している（本文 第 3.1.3-1 表を参照）が，スクリーニング評価においては，評価の保守性の観点から，敷地外固定源と評価点との高低差を考慮せず，地上放出として取り扱う。</p> <p>5. 評価設定条件のまとめ 発生源と評価点との位置関係を第 2 表及び第 3 表に示す。</p>	<p>・第 33 図 敷地内固定源から評価点を見た方位（敷地内固定源：アンモニア－評価点：高所東側接続口）～第 52 図 敷地外固定源から評価点を見た方位（敷地外固定源：塩化水素⑰，硫化水素⑰）は，まとめ資料「中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」別紙 15 に示す。</p> <p>・記載表現の相違 ・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由																																																																									
<p style="text-align: center;">表1 各評価点と敷地外固定源との位置関係</p> <table border="1" data-bbox="231 348 1205 726"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>敷地外固定源</th> <th>発生源から評価点を見た方位</th> <th>距離※1 (m)</th> <th>高低差※2 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">中央制御室 外気取入口</td> <td>アンモニア①</td> <td>SE</td> <td>6300</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アンモニア②</td> <td>SE</td> <td>6700</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アンモニア③</td> <td>WNW</td> <td>2400</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アンモニア④</td> <td>SSE</td> <td>6400</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">緊急時対策所 外気取入口</td> <td>アンモニア①</td> <td>SSE</td> <td>5900</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アンモニア②</td> <td>SE</td> <td>6300</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アンモニア③</td> <td>WNW</td> <td>3000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アンモニア④</td> <td>SSE</td> <td>6000</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：100m未満切り捨て ※2：評価点との高低差を考慮せず地上放出として取り扱う</p>	評価点	敷地外固定源	発生源から評価点を見た方位	距離※1 (m)	高低差※2 (m)	中央制御室 外気取入口	アンモニア①	SE	6300	—	アンモニア②	SE	6700	—	アンモニア③	WNW	2400	—	アンモニア④	SSE	6400	—	緊急時対策所 外気取入口	アンモニア①	SSE	5900	—	アンモニア②	SE	6300	—	アンモニア③	WNW	3000	—	アンモニア④	SSE	6000	—	<p style="text-align: center;">第2表 敷地内固定源と評価点との位置関係</p> <table border="1" data-bbox="1394 348 2469 1033"> <thead> <tr> <th>敷地内固定源</th> <th>評価に用いた距離※1 (m)</th> <th>評価点</th> <th>高低差※2 (m)</th> <th>発生源から評価点を見た方位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">熔融炉 アンモニア タンク</td> <td>145</td> <td>中央制御室外気取入口</td> <td>約20</td> <td>WNW</td> </tr> <tr> <td>480</td> <td>緊急時対策所外気取入口</td> <td>約37</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td>95</td> <td>東側接続口①</td> <td>0</td> <td>NW</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td>東側接続口②</td> <td>0</td> <td>WNW</td> </tr> <tr> <td>230</td> <td>高所東側接続口</td> <td>約3</td> <td>WSW</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>西側接続口</td> <td>0</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td>280</td> <td>高所西側接続口</td> <td>約3</td> <td>WSW</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 5m未満を切り捨てた値を記載 ※2 評価点との高低差を考慮せず地上放出として取り扱う。</p>	敷地内固定源	評価に用いた距離※1 (m)	評価点	高低差※2 (m)	発生源から評価点を見た方位	熔融炉 アンモニア タンク	145	中央制御室外気取入口	約20	WNW	480	緊急時対策所外気取入口	約37	W	95	東側接続口①	0	NW	85	東側接続口②	0	WNW	230	高所東側接続口	約3	WSW	150	西側接続口	0	W	280	高所西側接続口	約3	WSW	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>
評価点	敷地外固定源	発生源から評価点を見た方位	距離※1 (m)	高低差※2 (m)																																																																							
中央制御室 外気取入口	アンモニア①	SE	6300	—																																																																							
	アンモニア②	SE	6700	—																																																																							
	アンモニア③	WNW	2400	—																																																																							
	アンモニア④	SSE	6400	—																																																																							
緊急時対策所 外気取入口	アンモニア①	SSE	5900	—																																																																							
	アンモニア②	SE	6300	—																																																																							
	アンモニア③	WNW	3000	—																																																																							
	アンモニア④	SSE	6000	—																																																																							
敷地内固定源	評価に用いた距離※1 (m)	評価点	高低差※2 (m)	発生源から評価点を見た方位																																																																							
熔融炉 アンモニア タンク	145	中央制御室外気取入口	約20	WNW																																																																							
	480	緊急時対策所外気取入口	約37	W																																																																							
	95	東側接続口①	0	NW																																																																							
	85	東側接続口②	0	WNW																																																																							
	230	高所東側接続口	約3	WSW																																																																							
	150	西側接続口	0	W																																																																							
	280	高所西側接続口	約3	WSW																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス					差異理由																																																																																																																	
第3表 敷地外固定源と評価点との位置関係						・スクリーニング評価の対象の相違																																																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 310 1679 426">敷地外固定源</th> <th data-bbox="1679 310 1804 426">評価に用いた距離^{※1} (m)</th> <th data-bbox="1804 310 2178 426">評価点</th> <th data-bbox="2178 310 2341 426">高低差^{※3} (m)</th> <th data-bbox="2341 310 2516 426">発生源から評価点を見た方位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 426 1679 499" rowspan="2">アンモニア① 塩酸①-1, 塩酸①-2</td> <td data-bbox="1679 426 1804 499" rowspan="2">7300^{※2}</td> <td data-bbox="1804 426 2178 464">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 426 2341 499" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 426 2516 499" rowspan="2">NE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 464 2178 499">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 499 1679 573" rowspan="2">アンモニア②</td> <td data-bbox="1679 499 1804 573" rowspan="2">7500^{※2}</td> <td data-bbox="1804 499 2178 537">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 499 2341 573" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 499 2516 573" rowspan="2">NE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 537 2178 573">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 573 1679 678" rowspan="2">アンモニア③ 塩酸③-1, 塩酸③-2 塩酸③-3</td> <td data-bbox="1679 573 1804 611">3300</td> <td data-bbox="1804 573 2178 611">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 573 2341 646" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 573 2516 611">NNW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1679 611 1804 678">3400</td> <td data-bbox="1804 611 2178 646">緊急時対策所外気取入口</td> <td data-bbox="2341 611 2516 646">NNW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 678 1679 783" rowspan="2">アンモニア④ 塩酸④-1, 塩酸④-2 硝酸④, メタノール④</td> <td data-bbox="1679 678 1804 783" rowspan="2">5300^{※2}</td> <td data-bbox="1804 678 2178 716">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 678 2341 772" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 678 2516 772" rowspan="2">E</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 716 2178 753">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 783 1679 856" rowspan="2">アンモニア⑤</td> <td data-bbox="1679 783 1804 856" rowspan="2">5300^{※2}</td> <td data-bbox="1804 783 2178 821">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 783 2341 856" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 783 2516 856" rowspan="2">E</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 821 2178 856">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 856 1679 930" rowspan="2">アンモニア⑥</td> <td data-bbox="1679 856 1804 930" rowspan="2">9300^{※2}</td> <td data-bbox="1804 856 2178 894">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 856 2341 930" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 856 2516 930" rowspan="2">SSW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 894 2178 930">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 930 1679 1003" rowspan="2">アンモニア⑦</td> <td data-bbox="1679 930 1804 1003" rowspan="2">7800^{※2}</td> <td data-bbox="1804 930 2178 968">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 930 2341 1003" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 930 2516 1003" rowspan="2">SSW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 968 2178 1003">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1003 1679 1077" rowspan="2">塩酸⑧-1, 塩酸⑧-2 塩酸⑧-3, 塩酸⑧-4</td> <td data-bbox="1679 1003 1804 1041">720</td> <td data-bbox="1804 1003 2178 1041">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 1003 2341 1077" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 1003 2516 1041">ENE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1679 1041 1804 1077">440</td> <td data-bbox="1804 1041 2178 1077">緊急時対策所外気取入口</td> <td data-bbox="2341 1041 2516 1077">NE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1077 1679 1150" rowspan="2">塩酸⑨-1, 塩酸⑨-2</td> <td data-bbox="1679 1077 1804 1150" rowspan="2">8900^{※2}</td> <td data-bbox="1804 1077 2178 1115">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 1077 2341 1150" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 1077 2516 1150" rowspan="2">ENE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 1115 2178 1150">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1150 1679 1224" rowspan="2">硝酸⑩-1, 硝酸⑩-2</td> <td data-bbox="1679 1150 1804 1224" rowspan="2">4500^{※2}</td> <td data-bbox="1804 1150 2178 1188">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 1150 2341 1224" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 1150 2516 1224" rowspan="2">ESE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 1188 2178 1224">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1224 1679 1297" rowspan="2">メタノール⑪</td> <td data-bbox="1679 1224 1804 1297" rowspan="2">7000^{※2}</td> <td data-bbox="1804 1224 2178 1262">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 1224 2341 1297" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 1224 2516 1297" rowspan="2">NNE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 1262 2178 1297">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1297 1679 1371" rowspan="2">メタノール⑫</td> <td data-bbox="1679 1297 1804 1371" rowspan="2">8900^{※2}</td> <td data-bbox="1804 1297 2178 1335">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 1297 2341 1371" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 1297 2516 1371" rowspan="2">ENE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 1335 2178 1371">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1371 1679 1444" rowspan="2">ガソリン⑬</td> <td data-bbox="1679 1371 1804 1409">1100</td> <td data-bbox="1804 1371 2178 1409">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 1371 2341 1444" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 1371 2516 1409">E</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1679 1409 1804 1444">840</td> <td data-bbox="1804 1409 2178 1444">緊急時対策所外気取入口</td> <td data-bbox="2341 1409 2516 1444">E</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1444 1679 1518" rowspan="2">ガソリン⑭</td> <td data-bbox="1679 1444 1804 1518" rowspan="2">5100^{※2}</td> <td data-bbox="1804 1444 2178 1482">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 1444 2341 1518" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 1444 2516 1518" rowspan="2">NNE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 1482 2178 1518">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1518 1679 1591" rowspan="2">ガソリン⑮</td> <td data-bbox="1679 1518 1804 1591" rowspan="2">4200^{※2}</td> <td data-bbox="1804 1518 2178 1556">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 1518 2341 1591" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 1518 2516 1591" rowspan="2">SSW</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 1556 2178 1591">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1591 1679 1665" rowspan="2">ガソリン⑯</td> <td data-bbox="1679 1591 1804 1665" rowspan="2">7500^{※2}</td> <td data-bbox="1804 1591 2178 1629">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 1591 2341 1665" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 1591 2516 1665" rowspan="2">ENE</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 1629 2178 1665">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1665 1679 1738" rowspan="2">塩化水素⑰ 硫化水素⑰</td> <td data-bbox="1679 1665 1804 1738" rowspan="2">5500^{※2}</td> <td data-bbox="1804 1665 2178 1703">中央制御室外気取入口</td> <td data-bbox="2178 1665 2341 1738" rowspan="2">-</td> <td data-bbox="2341 1665 2516 1738" rowspan="2">E</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1804 1703 2178 1738">緊急時対策所外気取入口</td> </tr> </tbody> </table>							敷地外固定源	評価に用いた距離 ^{※1} (m)	評価点	高低差 ^{※3} (m)	発生源から評価点を見た方位	アンモニア① 塩酸①-1, 塩酸①-2	7300 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	NE	緊急時対策所外気取入口	アンモニア②	7500 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	NE	緊急時対策所外気取入口	アンモニア③ 塩酸③-1, 塩酸③-2 塩酸③-3	3300	中央制御室外気取入口	-	NNW	3400	緊急時対策所外気取入口	NNW	アンモニア④ 塩酸④-1, 塩酸④-2 硝酸④, メタノール④	5300 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	E	緊急時対策所外気取入口	アンモニア⑤	5300 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	E	緊急時対策所外気取入口	アンモニア⑥	9300 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	SSW	緊急時対策所外気取入口	アンモニア⑦	7800 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	SSW	緊急時対策所外気取入口	塩酸⑧-1, 塩酸⑧-2 塩酸⑧-3, 塩酸⑧-4	720	中央制御室外気取入口	-	ENE	440	緊急時対策所外気取入口	NE	塩酸⑨-1, 塩酸⑨-2	8900 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	ENE	緊急時対策所外気取入口	硝酸⑩-1, 硝酸⑩-2	4500 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	ESE	緊急時対策所外気取入口	メタノール⑪	7000 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	NNE	緊急時対策所外気取入口	メタノール⑫	8900 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	ENE	緊急時対策所外気取入口	ガソリン⑬	1100	中央制御室外気取入口	-	E	840	緊急時対策所外気取入口	E	ガソリン⑭	5100 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	NNE	緊急時対策所外気取入口	ガソリン⑮	4200 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	SSW	緊急時対策所外気取入口	ガソリン⑯	7500 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	ENE	緊急時対策所外気取入口	塩化水素⑰ 硫化水素⑰	5500 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	E	緊急時対策所外気取入口
敷地外固定源	評価に用いた距離 ^{※1} (m)	評価点	高低差 ^{※3} (m)	発生源から評価点を見た方位																																																																																																																			
アンモニア① 塩酸①-1, 塩酸①-2	7300 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	NE																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
アンモニア②	7500 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	NE																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
アンモニア③ 塩酸③-1, 塩酸③-2 塩酸③-3	3300	中央制御室外気取入口	-	NNW																																																																																																																			
	3400	緊急時対策所外気取入口		NNW																																																																																																																			
アンモニア④ 塩酸④-1, 塩酸④-2 硝酸④, メタノール④	5300 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	E																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
アンモニア⑤	5300 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	E																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
アンモニア⑥	9300 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	SSW																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
アンモニア⑦	7800 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	SSW																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
塩酸⑧-1, 塩酸⑧-2 塩酸⑧-3, 塩酸⑧-4	720	中央制御室外気取入口	-	ENE																																																																																																																			
	440	緊急時対策所外気取入口		NE																																																																																																																			
塩酸⑨-1, 塩酸⑨-2	8900 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	ENE																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
硝酸⑩-1, 硝酸⑩-2	4500 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	ESE																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
メタノール⑪	7000 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	NNE																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
メタノール⑫	8900 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	ENE																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
ガソリン⑬	1100	中央制御室外気取入口	-	E																																																																																																																			
	840	緊急時対策所外気取入口		E																																																																																																																			
ガソリン⑭	5100 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	NNE																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
ガソリン⑮	4200 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	SSW																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
ガソリン⑯	7500 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	ENE																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
塩化水素⑰ 硫化水素⑰	5500 ^{※2}	中央制御室外気取入口	-	E																																																																																																																			
		緊急時対策所外気取入口																																																																																																																					
<p>※1 100m未満若しくは10m未満を切り捨てた値を記載</p> <p>※2 敷地外固定源と代表評価点との距離</p> <p>※3 評価点との高低差を考慮せず地上放出として取り扱う。</p>																																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
	<p>6. 蒸発率等及び相対濃度の評価について</p> <p>発生源ごとに、有毒化学物質の性状及び保管状態から放出形態を想定し、有毒ガスの単位時間当たりの大気中への放出量及びその継続時間を評価する。気体状の発生源については、全量が1時間で放出し、評価点まで拡散するものとする。液体状の発生源については、防液堤内に漏えいしたあとは、堰面積、温度等に応じた蒸発率で蒸発するものとする。なお、液体状の発生源のうち、届出情報より堰面積の情報が得られなかったものについては、全量が1時間で放出し、評価点まで拡散するものとした。</p> <p>(1) 蒸発率について</p> <p>蒸発率は、文献「Modeling Hydrochloric Acid Evaporation in ALOHA」及び「伝熱工学資料（改訂第5版 日本機械学会）」に基づき、以下に示す計算式で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">・蒸発率E $E = A \times K_M \times \left(\frac{M_w \times P_v}{R \times T} \right) \quad \dots (3-1)$ <ul style="list-style-type: none">・物質移動係数K_M $K_M = 0.0048 \times U^{\frac{7}{9}} \times Z^{-\frac{1}{9}} \times S_c^{-\frac{2}{3}} \quad \dots (3-2)$ $S_c = \frac{v}{D_M} \quad \dots (3-3)$ $D_M = D_{H_2O} \times \sqrt{\frac{M_{WH_2O}}{M_{Wm}}} \quad \dots (3-4)$ $D_{H_2O} = D_0 \times \left(\frac{T}{273.15} \right)^{1.75} \quad \dots (3-5)$ <ul style="list-style-type: none">・補正後の蒸発率E_C $E_C = - \left(\frac{P_a}{P_v} \right) \ln \left(1 - \frac{P_v}{P_a} \right) \times E \quad \dots (3-6)$	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>単位</th> <th>記号の意味</th> <th>代入値</th> <th>代入値又は算出式の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E</td> <td>kg/s</td> <td>蒸発率</td> <td>—</td> <td>・(3-1)式により算出</td> </tr> <tr> <td>E_c</td> <td>kg/s</td> <td>補正後の蒸発率</td> <td>—</td> <td>・(3-6)式により算出</td> </tr> <tr> <td>K_M</td> <td>m/s</td> <td>化学物質の物質移動係数</td> <td>—</td> <td>・(3-2)式により算出</td> </tr> <tr> <td>M_w, M_{Wm}</td> <td>kg/kmol</td> <td>化学物質のモル質量</td> <td>—</td> <td>・物性値</td> </tr> <tr> <td>P_a</td> <td>Pa</td> <td>大気圧</td> <td>101,325</td> <td>・標準大気圧 文献：理科年表 平成31年（机上版）丸善出版</td> </tr> <tr> <td>P_v</td> <td>Pa</td> <td>化学物質の分圧</td> <td>—</td> <td>・物性値</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>J/kmol・K</td> <td>気体定数</td> <td>8314.45</td> <td>・気体定数 文献：理科年表 平成31年（机上版）丸善出版</td> </tr> <tr> <td>T</td> <td>K</td> <td>温度</td> <td>—</td> <td>・気象データ</td> </tr> <tr> <td>U</td> <td>m/s</td> <td>風速</td> <td>—</td> <td>・気象データ</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>m²</td> <td>堰面積</td> <td>—</td> <td>・固定源に設置されている防液堤の堰面積</td> </tr> <tr> <td>Z</td> <td>m</td> <td>プール直径</td> <td>—</td> <td>・堰面積より算出 ($Z = (4/\pi \times A)^{0.5}$)</td> </tr> <tr> <td>$S_c$</td> <td>—</td> <td>化学物質のシュミット数</td> <td>—</td> <td>・(3-3)式により算出</td> </tr> <tr> <td>ν</td> <td>m²/s</td> <td>空気の動粘性係数</td> <td>—</td> <td>・雰囲気温度 (T) と大気圧における空気の密度及び粘性係数の文献値より算出 ($\nu = \text{粘性係数} / \text{密度}$) 文献：伝熱工学資料 改訂第5版 日本機械学会</td> </tr> <tr> <td>D_M</td> <td>m²/s</td> <td>化学物質の分子拡散係数</td> <td>—</td> <td>・(3-4)式により算出</td> </tr> <tr> <td>D_0</td> <td>m²/s</td> <td>水の物質拡散係数</td> <td>2.2×10^{-5}</td> <td>・定数（温度0℃、大気圧P_aのとき） 文献：伝熱工学資料 改訂第5版 日本機械学会</td> </tr> <tr> <td>D_{H_2O}</td> <td>m²/s</td> <td>水の物質拡散係数</td> <td>—</td> <td>・(3-5)式により算出（温度T、大気圧P_aのとき）</td> </tr> <tr> <td>M_{WH_2O}</td> <td>kg/kmol</td> <td>水のモル質量</td> <td>18.015</td> <td>・物性値 文献：伝熱工学資料 改訂第5版 日本機械学会</td> </tr> </tbody> </table>	記号	単位	記号の意味	代入値	代入値又は算出式の根拠	E	kg/s	蒸発率	—	・(3-1)式により算出	E_c	kg/s	補正後の蒸発率	—	・(3-6)式により算出	K_M	m/s	化学物質の物質移動係数	—	・(3-2)式により算出	M_w, M_{Wm}	kg/kmol	化学物質のモル質量	—	・物性値	P_a	Pa	大気圧	101,325	・標準大気圧 文献：理科年表 平成31年（机上版）丸善出版	P_v	Pa	化学物質の分圧	—	・物性値	R	J/kmol・K	気体定数	8314.45	・気体定数 文献：理科年表 平成31年（机上版）丸善出版	T	K	温度	—	・気象データ	U	m/s	風速	—	・気象データ	A	m ²	堰面積	—	・固定源に設置されている防液堤の堰面積	Z	m	プール直径	—	・堰面積より算出 ($Z = (4/\pi \times A)^{0.5}$)	S_c	—	化学物質のシュミット数	—	・(3-3)式により算出	ν	m ² /s	空気の動粘性係数	—	・雰囲気温度 (T) と大気圧における空気の密度及び粘性係数の文献値より算出 ($\nu = \text{粘性係数} / \text{密度}$) 文献：伝熱工学資料 改訂第5版 日本機械学会	D_M	m ² /s	化学物質の分子拡散係数	—	・(3-4)式により算出	D_0	m ² /s	水の物質拡散係数	2.2×10^{-5}	・定数（温度0℃、大気圧 P_a のとき） 文献：伝熱工学資料 改訂第5版 日本機械学会	D_{H_2O}	m ² /s	水の物質拡散係数	—	・(3-5)式により算出（温度 T 、大気圧 P_a のとき）	M_{WH_2O}	kg/kmol	水のモル質量	18.015	・物性値 文献：伝熱工学資料 改訂第5版 日本機械学会	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング評価の対象の相違
記号	単位	記号の意味	代入値	代入値又は算出式の根拠																																																																																								
E	kg/s	蒸発率	—	・(3-1)式により算出																																																																																								
E_c	kg/s	補正後の蒸発率	—	・(3-6)式により算出																																																																																								
K_M	m/s	化学物質の物質移動係数	—	・(3-2)式により算出																																																																																								
M_w, M_{Wm}	kg/kmol	化学物質のモル質量	—	・物性値																																																																																								
P_a	Pa	大気圧	101,325	・標準大気圧 文献：理科年表 平成31年（机上版）丸善出版																																																																																								
P_v	Pa	化学物質の分圧	—	・物性値																																																																																								
R	J/kmol・K	気体定数	8314.45	・気体定数 文献：理科年表 平成31年（机上版）丸善出版																																																																																								
T	K	温度	—	・気象データ																																																																																								
U	m/s	風速	—	・気象データ																																																																																								
A	m ²	堰面積	—	・固定源に設置されている防液堤の堰面積																																																																																								
Z	m	プール直径	—	・堰面積より算出 ($Z = (4/\pi \times A)^{0.5}$)																																																																																								
S_c	—	化学物質のシュミット数	—	・(3-3)式により算出																																																																																								
ν	m ² /s	空気の動粘性係数	—	・雰囲気温度 (T) と大気圧における空気の密度及び粘性係数の文献値より算出 ($\nu = \text{粘性係数} / \text{密度}$) 文献：伝熱工学資料 改訂第5版 日本機械学会																																																																																								
D_M	m ² /s	化学物質の分子拡散係数	—	・(3-4)式により算出																																																																																								
D_0	m ² /s	水の物質拡散係数	2.2×10^{-5}	・定数（温度0℃、大気圧 P_a のとき） 文献：伝熱工学資料 改訂第5版 日本機械学会																																																																																								
D_{H_2O}	m ² /s	水の物質拡散係数	—	・(3-5)式により算出（温度 T 、大気圧 P_a のとき）																																																																																								
M_{WH_2O}	kg/kmol	水のモル質量	18.015	・物性値 文献：伝熱工学資料 改訂第5版 日本機械学会																																																																																								
<p>2. 大気拡散評価について</p> <p>相対濃度は、気象指針の大気拡散の評価式である(1)式及び(2-1、2)式に従い、各評価点と敷地外固定源との位置関係に基づき評価する。</p> <p>スクリーニング評価に使用する相対濃度は、大気拡散の評価式により求めた相対濃度のうち年間毎時刻での外気濃度を小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値とする。</p>	<p>(2) 相対濃度及び評価点における有毒化学物質の濃度について</p> <p>相対濃度は、気象指針の大気拡散の評価式である(1)式、(2-1)式及び(2-2)式に従い、発生源と評価点との位置関係に基づき評価する。</p> <p>スクリーニング評価に使用する相対濃度は、放出量を一定として扱う有毒化学物質については、大気拡散の評価式により年間毎時刻のデータから求めた相対濃度を小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用いる。</p> <p>また、堰を考慮する有毒化学物質については、年間毎時刻のデータから求めた相対濃度及び蒸発率より求めた評価点における有毒化学物質の濃度を小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用いる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 ・記載表現の相違 ・スクリーニング評価の対象の相違 ・記載方針の相違 ・スクリーニング評価の対象の相違 ・記載方針の相違 																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
<p>累積出現頻度 97%に当たる値が得られない場合においては、累積出現頻度 98%に当たる値をスクリーニング評価に使用する。</p> <p>実効放出継続時間は、気象指針に示された実効放出継続時間のうち最も短い1時間とする。</p> <p>解析に用いる気象条件は、女川原子力発電所の安全解析に使用している気象（2012年1月～2012年12月）とする。</p> <p>大気拡散評価の条件を表2に、相対濃度の累積出現頻度の評価結果を図15に示す。</p> <p>なお、評価点と敷地内可動源は十分に離隔していることから、建屋影響の考慮は実施していない。</p> $\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^T (\chi/Q)_i \cdot \delta_i \quad \dots(1)$ <p>(建屋影響を考慮しない場合)</p> $(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}^2}\right) \quad \dots(2-1)$ <p>(建屋影響を考慮する場合)</p> $(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \Sigma_{yi} \cdot \Sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\Sigma_{zi}^2}\right) \quad \dots(2-2)$ <p>χ/Q : 実効放出継続時間中の相対濃度 (s/m³) T : 実効放出継続時間 (h) $(\chi/Q)_i$: 時刻<i>i</i>における相対濃度 (s/m³) δ_i : 時刻<i>i</i>において風向が当該方位<i>d</i>にあるとき $\delta_i=1$ 時刻<i>i</i>において風向が当該方位<i>d</i>にないとき $\delta_i=0$ σ_{yi} : 時刻<i>i</i>における濃度分布の<i>y</i>方向の拡がりのパラメータ (m) σ_{zi} : 時刻<i>i</i>における濃度分布の<i>z</i>方向の拡がりのパラメータ (m) U_i : 時刻<i>i</i>における風速 (m/s) H : 放出源の有効高さ (m) Σ_{yi} : $\left(\sigma_{yi}^2 + \frac{cA}{\pi}\right)^{1/2}$ Σ_{zi} : $\left(\sigma_{zi}^2 + \frac{cA}{\pi}\right)^{1/2}$ A : 建屋等の風向方向の投影面積 (m²) c : 形状係数</p>	<p>累積出現頻度 97%に当たる値が得られない場合においては、累積出現頻度 97%値を超えて最初に値が出現した累積出現頻度の値を用いる。</p> <p>実効放出継続時間は、大気拡散の評価式で設定できる最短時間である1時間とする。</p> <p>評価に用いる気象データは、2018年9月26日に原子炉設置変更許可を受けた東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の被ばく評価に使用している気象期間（2005年4月～2006年3月）のデータとする。</p> <p>大気拡散評価の条件を第4表に、放出率を一定として扱う有毒化学物質については相対濃度の累積出現頻度の評価結果を第53図から第67図に、堰を考慮する有毒化学物質については評価点における有毒化学物質の濃度の累積出現頻度の評価結果を第68図から第87図に示す。</p> $\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^T (\chi/Q)_i \cdot \delta_i \quad \dots(1)$ <p>(建屋影響を考慮しない場合)</p> $(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}^2}\right) \quad \dots(2-1)$ <p>(建屋影響を考慮する場合)</p> $(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \Sigma_{yi} \cdot \Sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot \exp\left(-\frac{H^2}{2\Sigma_{zi}^2}\right) \quad \dots(2-2)$ <p>χ/Q : 実効放出継続時間中の相対濃度 (s/m³) T : 実効放出継続時間 (h) $(\chi/Q)_i$: 時刻<i>i</i>における相対濃度 (s/m³) δ_i : 時刻<i>i</i>において風向が当該方位<i>d</i>にあるとき $\delta_i=1$ 時刻<i>i</i>において風向が当該方位<i>d</i>にないとき $\delta_i=0$ σ_{yi} : 時刻<i>i</i>における濃度分布の<i>y</i>方向の拡がりのパラメータ (m) σ_{zi} : 時刻<i>i</i>における濃度分布の<i>z</i>方向の拡がりのパラメータ (m) U_i : 時刻<i>i</i>における風速 (m/s) H : 放出源の有効高さ (m) Σ_{yi} : $\left(\sigma_{yi}^2 + \frac{cA}{\pi}\right)^{1/2}$ Σ_{zi} : $\left(\sigma_{zi}^2 + \frac{cA}{\pi}\right)^{1/2}$ A : 建屋等の風向方向の投影面積 (m²) c : 形状係数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング評価の対象の相違 ・記載表現の相違 ・記載表現の相違 ・評価に使用する気象データの相違 ・記載表現の相違 ・スクリーニング評価の対象の相違 ・スクリーニング評価の対象の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）			東海第二発電所 有毒ガス			差異理由
表2 大気拡散評価の条件			第4表 大気拡散評価の条件			
項目	評価条件	選定理由	項目	評価条件	選定理由	
大気拡散評価モデル	「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」の大気拡散の評価式に従い算出	有毒ガスの放出形態を考慮して設定（別紙8-1参照）	大気拡散評価モデル	「気象指針」の大気拡散の評価式に従い算出	有毒ガスの放出形態を考慮して設定（別紙10-1参照）	・記載表現の相違
気象データ	女川原子力発電所における1年間の気象データ（2012年1月～2012年12月）	当該気象を除く至近10年（2010年1月～2020年12月）の気象データと比較して特に異常な年ではなく、また、評価対象とする地理的範囲を代表する気象であることから設定（別紙7参照）	気象データ	東海第二発電所における1年間の気象データ（2005年4月～2006年3月）	原子炉設置変更許可時点の至近10年（2008年4月～2018年3月）の気象データと比較して特に異常な年ではなく、また、評価対象とする地理的範囲を代表する気象であることから設定（別紙9参照）	・評価に使用する気象データの相違 ・検定に使用する気象データの統計期間の相違
実効放出継続時間	1時間	「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」の、想定事故時の大気拡散の評価式（短時間放出）の適用のため	実効放出継続時間	1時間	「気象指針」の、想定事故時の大気拡散の評価式（短時間放出）の適用のため	・記載表現の相違
放出源及び放出源高さ	固定源ごとに評価点との位置関係を考慮し設定	ガイドに示されたとおり設定	放出源及び放出源高さ	固定源ごとに評価点との位置関係を考慮し設定	ガイドに示されたとおり設定	
相対濃度の累積出現頻度	毎時刻の相対濃度を年間について小さい方から累積して97%※	ガイドに示されたとおり設定	累積出現頻度	小さい方から累積して97%※	ガイドに示されたとおり設定	・スクリーニング評価の対象の相違
建屋影響	考慮しない	発生源から評価点の離隔が十分あるため（別紙8-2参照）	建屋巻き込み	・敷地内固定源：考慮する ・敷地外固定源：考慮しない	敷地外固定源は、発生源から評価点の離隔が十分あるため考慮しない（別紙10-2参照）	・記載表現の相違
相対濃度の評価点	中央制御室外気取入口及び緊急時対策所外気取入口	ガイドに示されたとおり設定	濃度の評価点	・中央制御室外気取入口 ・緊急時対策所外気取入口 ・重要操作地点	ガイドに示されたとおり設定	・記載表現の相違 ・スクリーニング評価の対象の相違 ・評価方針の相違
※：累積出現頻度97%値が得られない場合においては、累積出現頻度98%に当たる値を用いる			※累積出現頻度 97%値が得られない場合においては、累積出現頻度 97%値を超えて最初に値が出現した累積出現頻度の値を用いる。			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

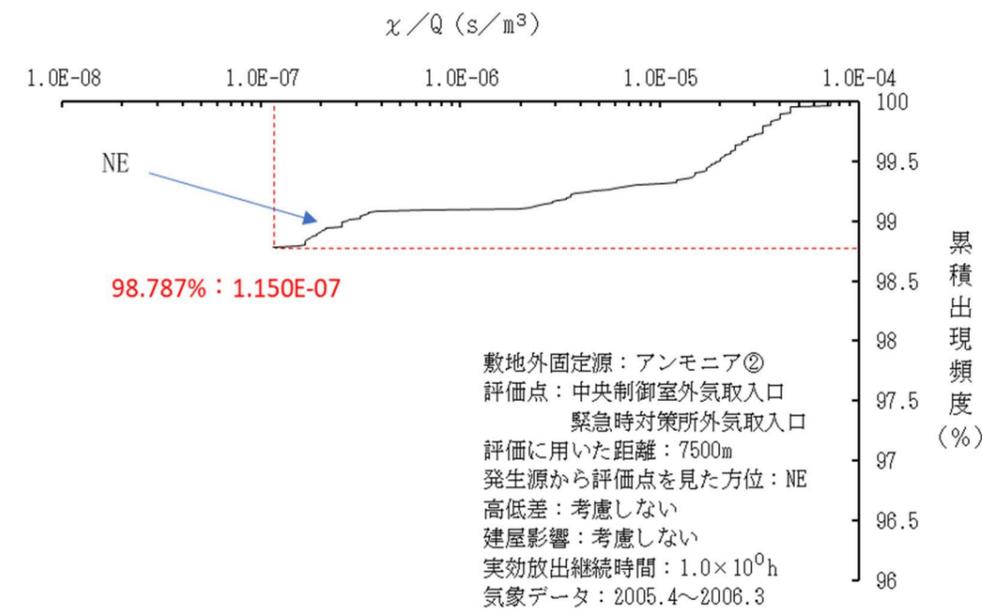
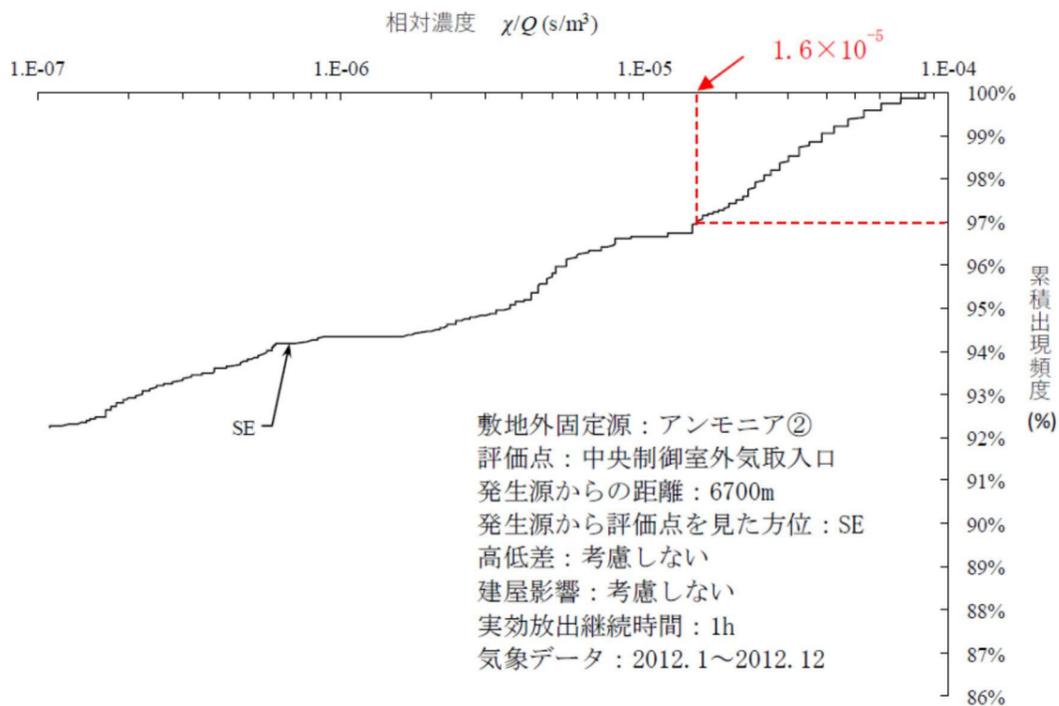
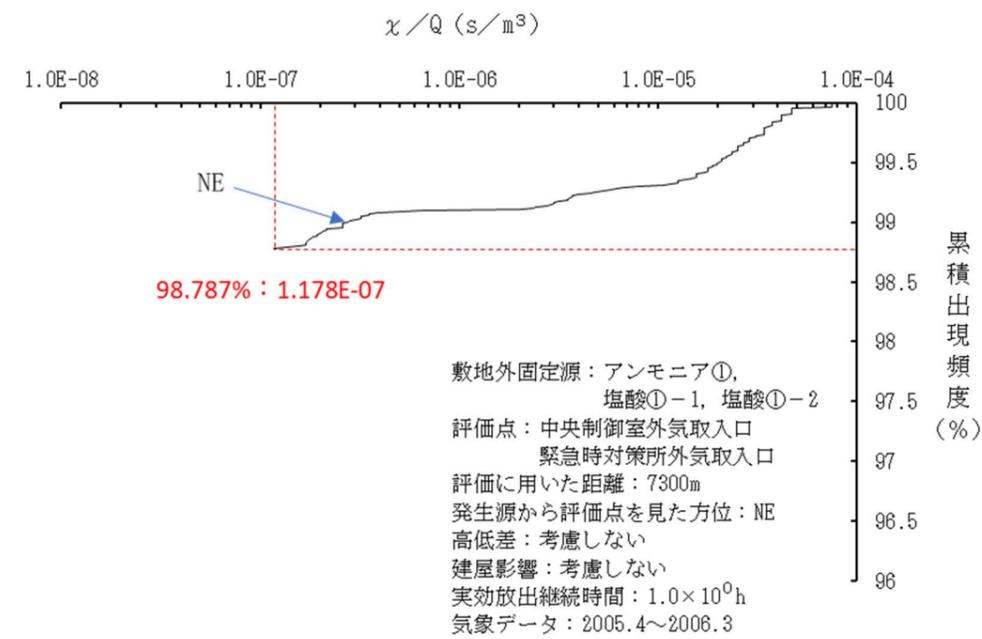
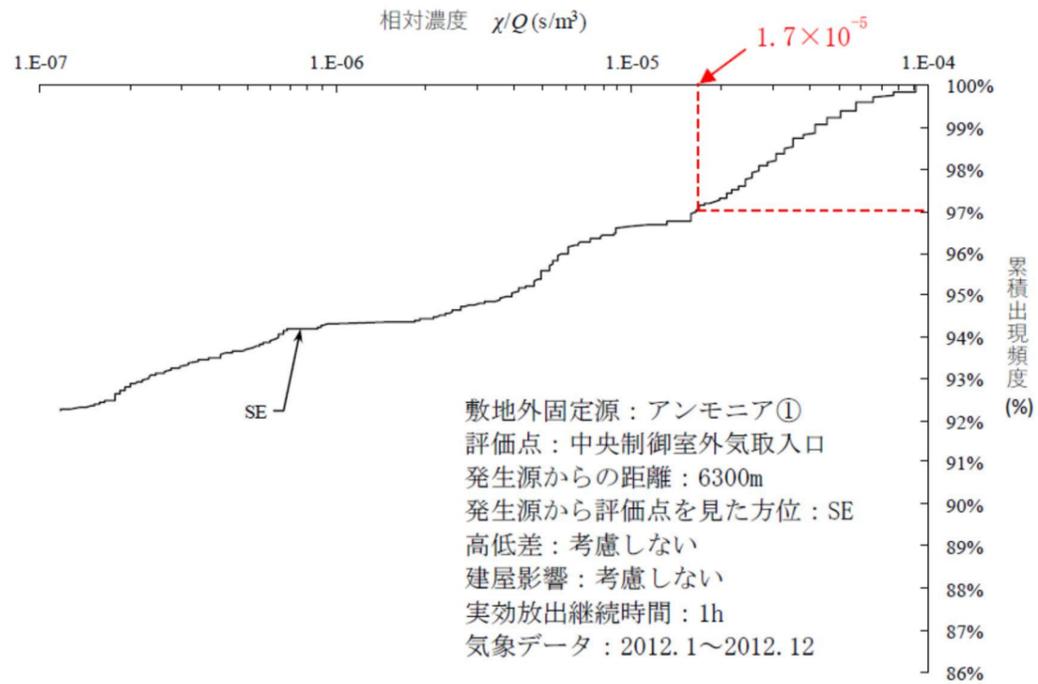
中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由

・スクリーニング評価の対象の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由

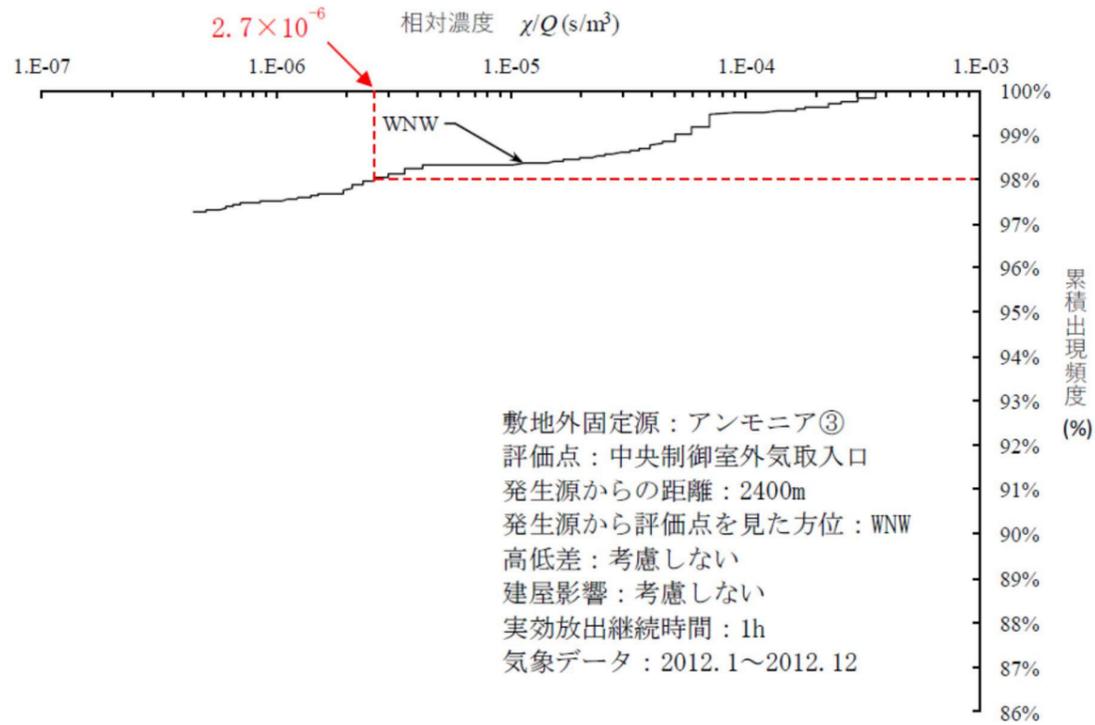
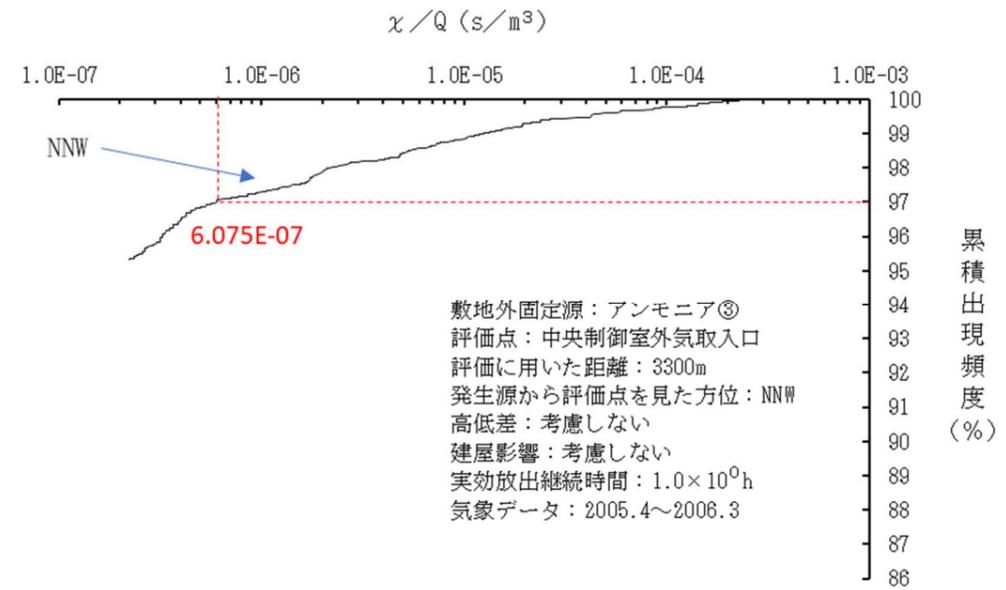


図15 相対濃度 (χ/Q) の累積出現頻度の評価結果 (3/8)



第55図 相対濃度 (χ/Q) の累積出現頻度の評価結果 (1/2)
(敷地外固定源：アンモニア③)

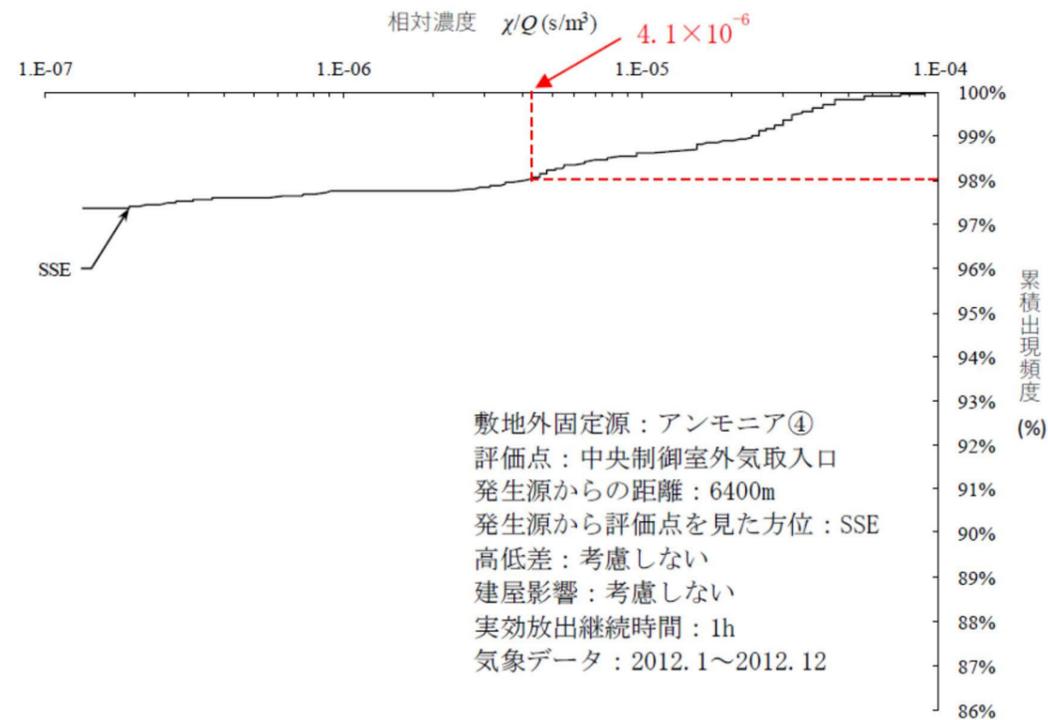
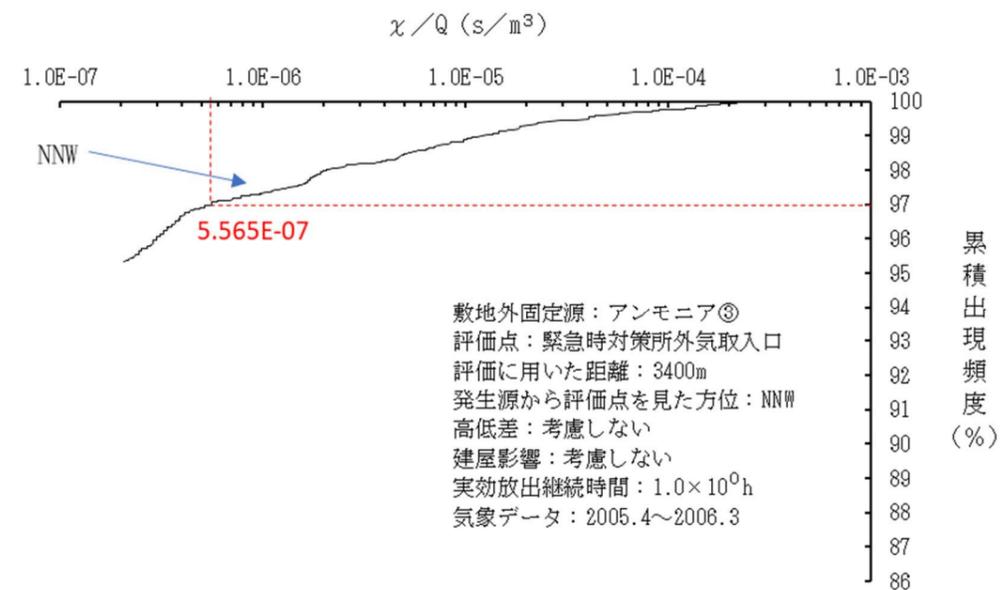


図15 相対濃度 (χ/Q) の累積出現頻度の評価結果 (4/8)



第55図 相対濃度 (χ/Q) の累積出現頻度の評価結果 (2/2)
(敷地外固定源：アンモニア③)

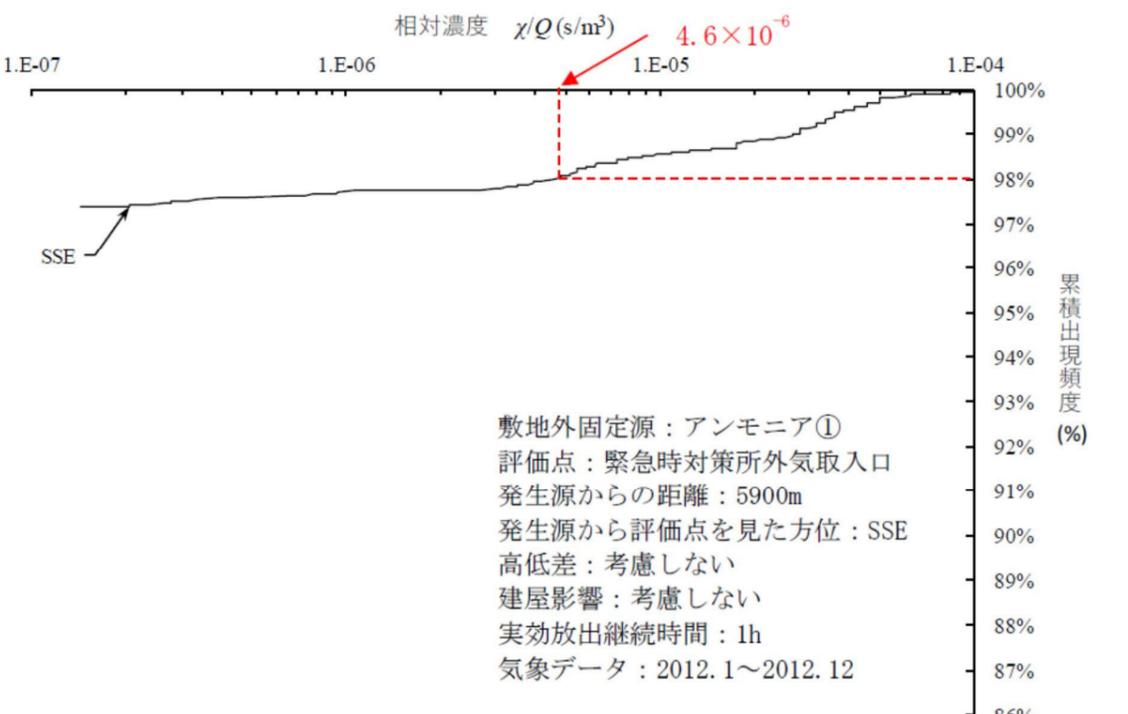
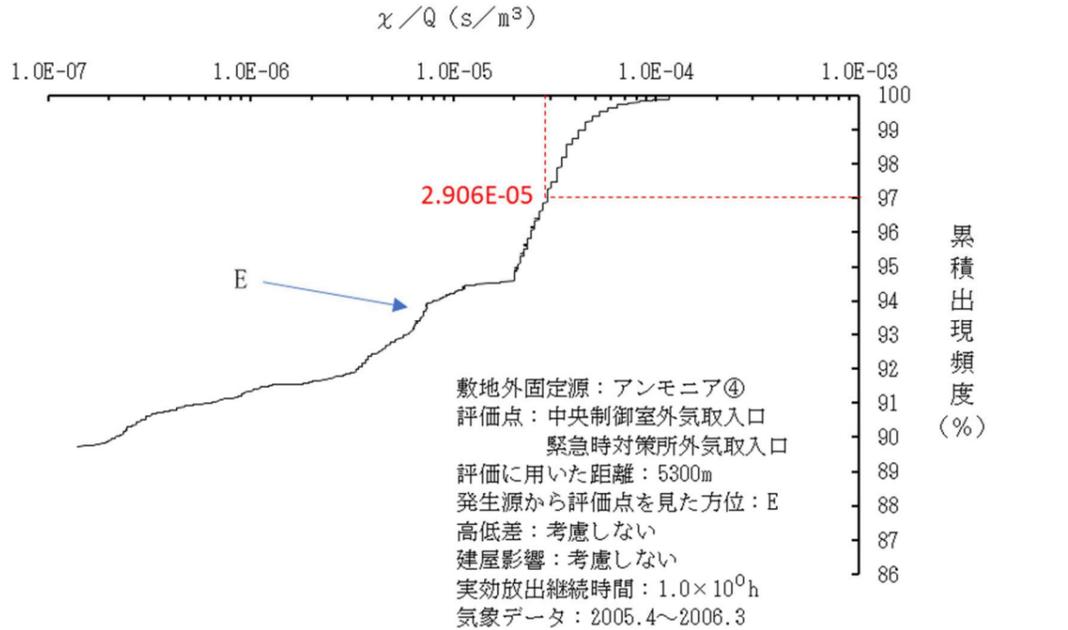
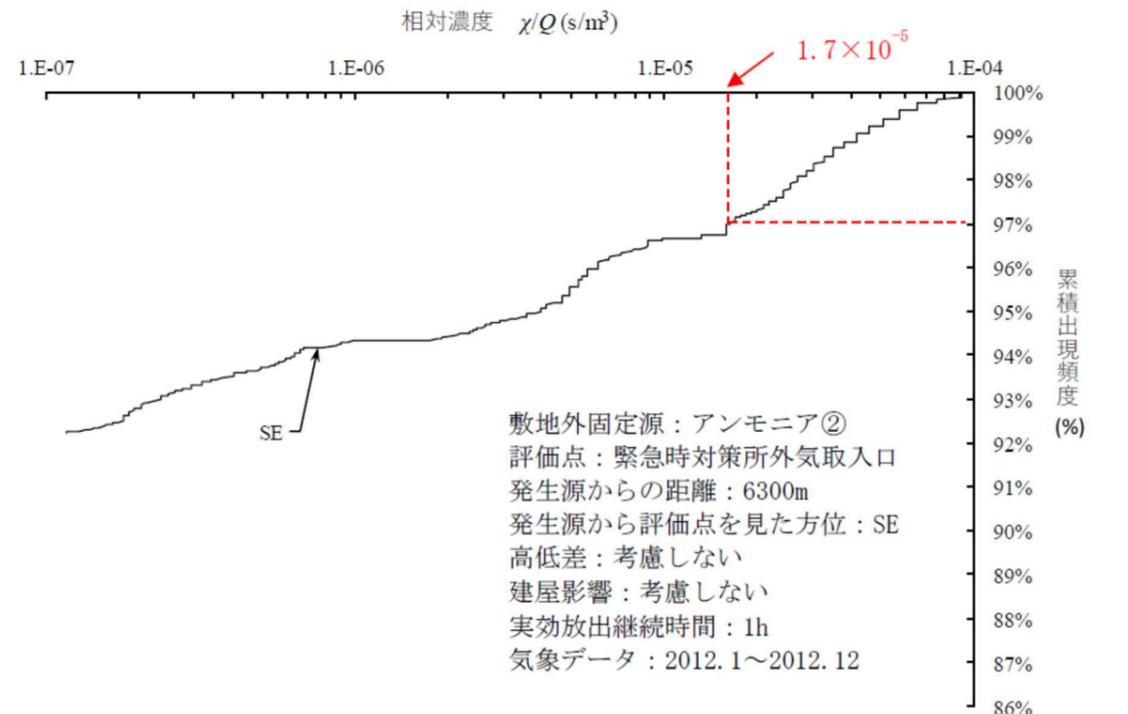
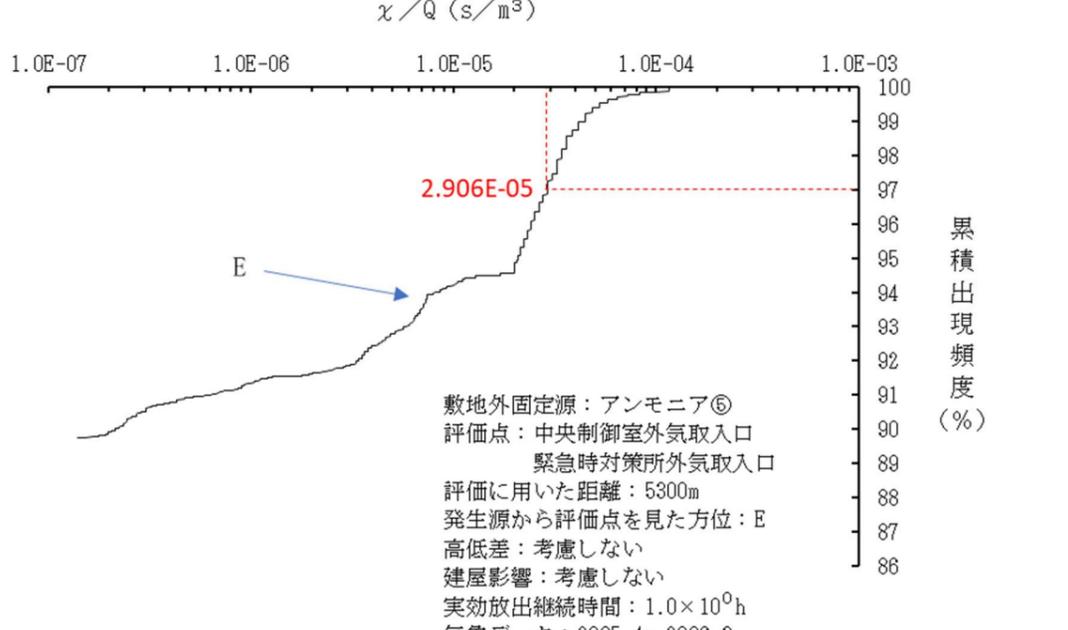
・スクリーニング評価の対象の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

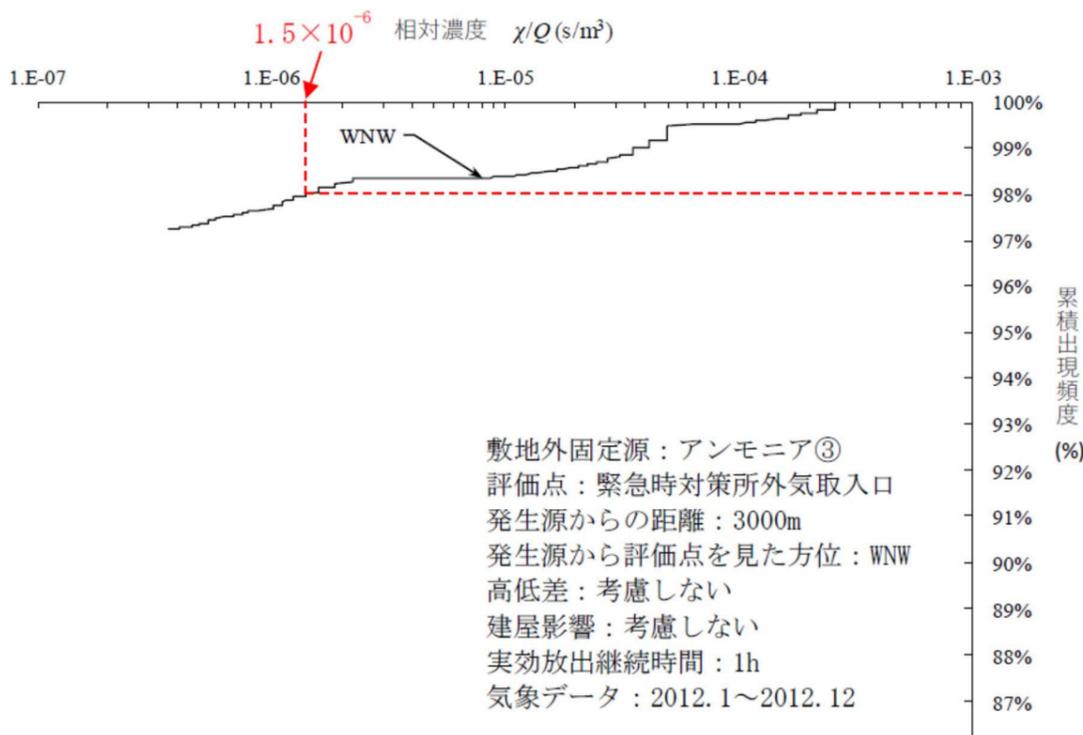
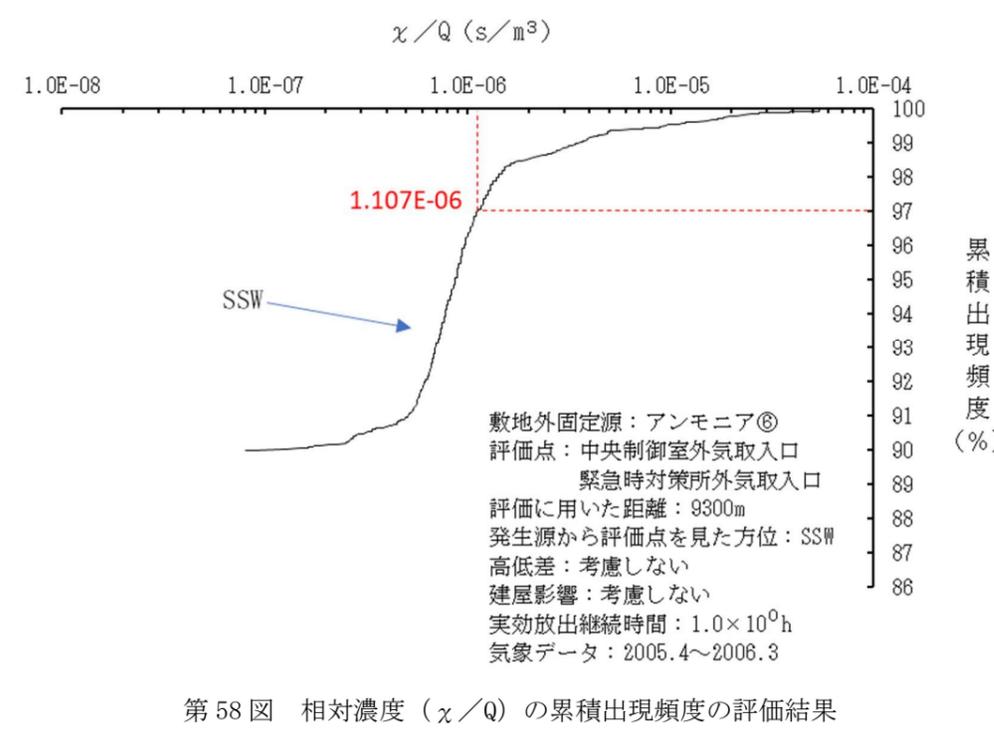
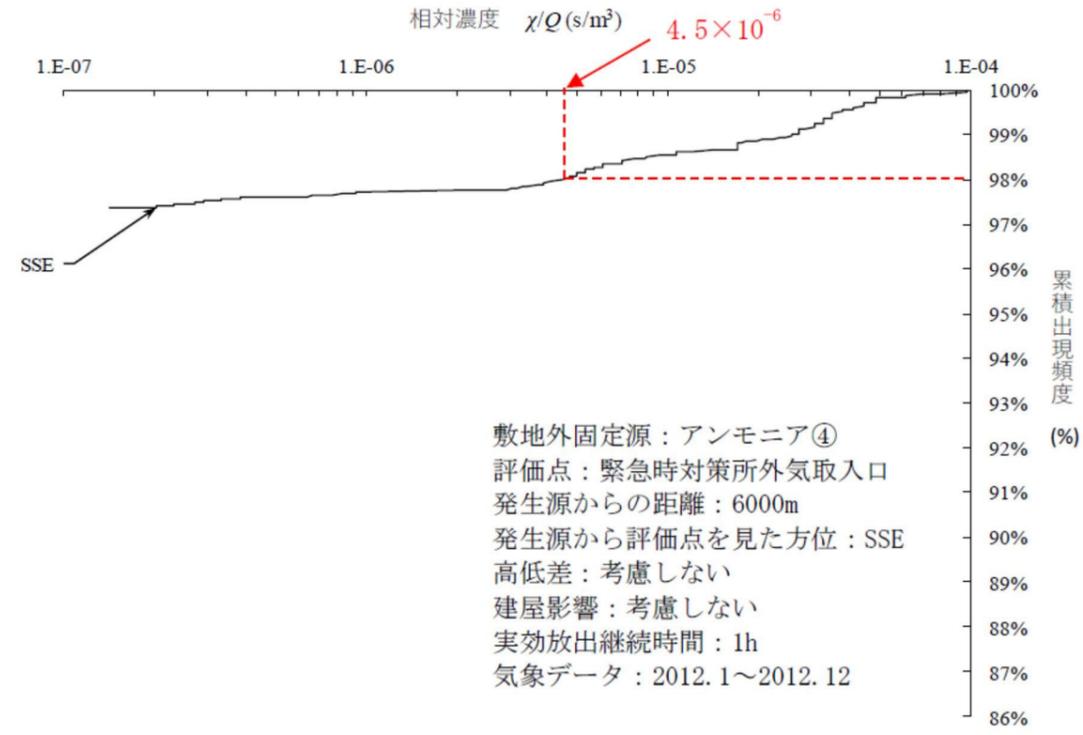
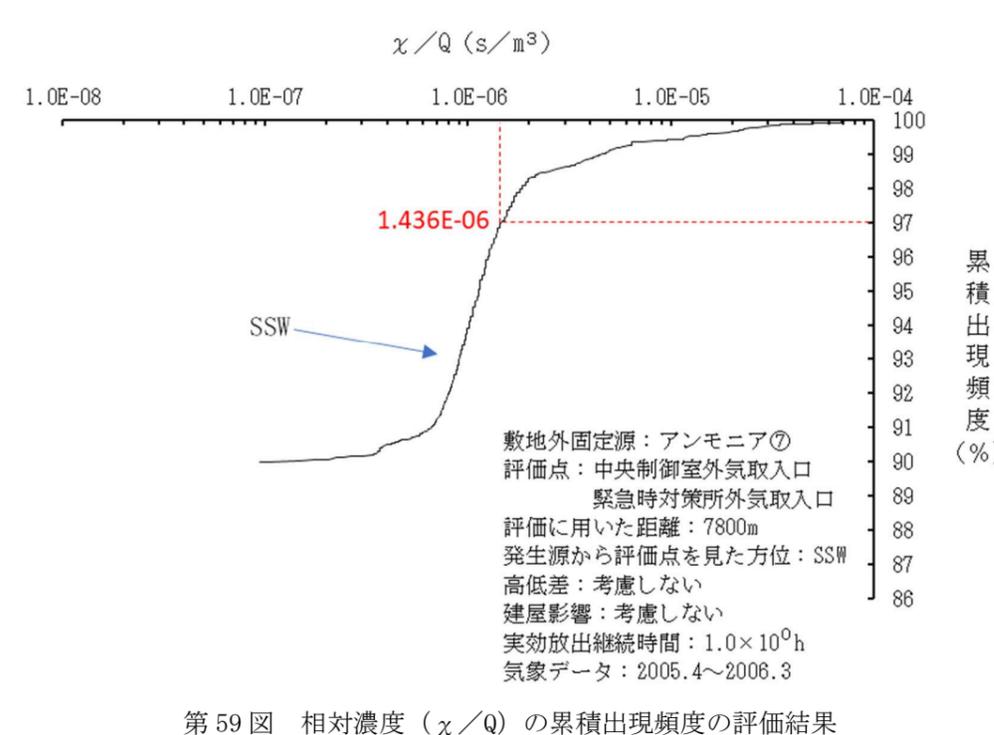
女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
 <p>図15 相対濃度 (χ/Q) の累積出現頻度の評価結果 (5/8)</p>	 <p>第56図 相対濃度 (χ/Q) の累積出現頻度の評価結果 (敷地外固定源: アンモニア④)</p>	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>
 <p>図15 相対濃度 (χ/Q) の累積出現頻度の評価結果 (6/8)</p>	 <p>第57図 相対濃度 (χ/Q) の累積出現頻度の評価結果 (敷地外固定源: アンモニア⑤)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
 <p>図15 相対濃度 (χ/Q) の累積出現頻度の評価結果 (7/8)</p>	 <p>第58図 相対濃度 (χ/Q) の累積出現頻度の評価結果 (敷地外固定源：アンモニア⑥)</p>	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>
 <p>図15 相対濃度 (χ/Q) の累積出現頻度の評価結果 (8/8)</p>	 <p>第59図 相対濃度 (χ/Q) の累積出現頻度の評価結果 (敷地外固定源：アンモニア⑦)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

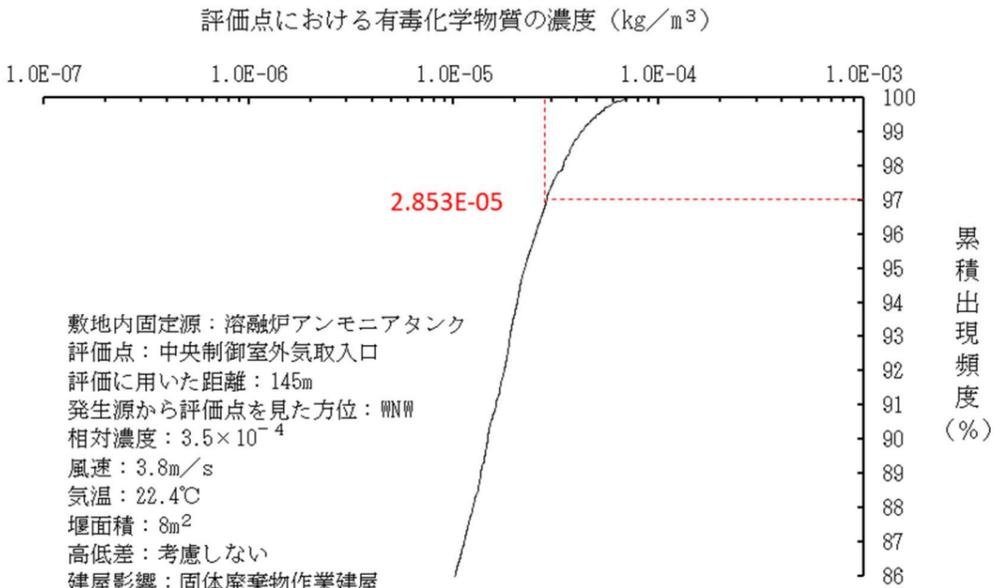
女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
	<p>第60図 相対濃度（χ/Q）の累積出現頻度の評価結果（1/2） （敷地外固定源：塩酸⑧-3）</p> <p>～</p> <p>第67図 相対濃度（χ/Q）の累積出現頻度の評価結果 （敷地外固定源：塩化水素⑰，硫化水素⑰） まで省略</p>	<p>・第60図 相対濃度（χ/Q）の累積出現頻度の評価結果（1/2）（敷地外固定源：塩酸⑧-3）～第67図 相対濃度（χ/Q）の累積出現頻度の評価結果（敷地外固定源：塩化水素⑰，硫化水素⑰）は、まとめ資料「中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」別紙15に示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
	<p style="text-align: center;">評価点における有毒化学物質の濃度 (kg/m³)</p>  <p>敷地内固定源：溶融炉アンモニアタンク 評価点：中央制御室外気取入口 評価に用いた距離：145m 発生源から評価点を見た方位：NNW 相対濃度：3.5×10^{-4} 風速：3.8m/s 気温：22.4℃ 堰面積：8m² 高低差：考慮しない 建屋影響：固体廃棄物作業建屋 実効放出継続時間：1.0×10^0h 気象データ：2005.4～2006.3</p> <p>第 68 図 評価点における有毒化学物質の濃度の累積出現頻度の評価結果 (敷地内固定源：アンモニア—評価点：中央制御室外気取入口)</p>	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>
	<p>第 69 図 評価点における有毒化学物質の濃度の累積出現頻度の評価結果 (敷地内固定源：アンモニア—評価点：緊急時対策所外気取入口)</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>第 87 図 評価点における有毒化学物質の濃度の累積出現頻度の評価結果 (敷地外固定源：ガソリン⑮) まで省略</p>	<p>・第 69 図 評価点における有毒化学物質の濃度の累積出現頻度の評価結果（敷地内固定源：アンモニア—評価点：緊急時対策所外気取入口）～第 87 図 評価点における有毒化学物質の濃度の累積出現頻度の評価結果（敷地外固定源：ガソリン⑮）は、まとめ資料「中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」別紙 15 に示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由																																																																																																								
<p>3. スクリーニング評価に用いる相対濃度について スクリーニング評価に使用する相対濃度を表3及び表4に示す。 スクリーニング評価においては、当該の相対濃度を用いて評価点における有毒ガス濃度を求める。その際、アンモニアのモル質量は17.0g/mol、気温は25℃、気圧は1気圧として評価する。</p> <p>表3 相対濃度の評価結果（中央制御室外気取入口）</p> <table border="1" data-bbox="112 531 1305 856"> <thead> <tr> <th rowspan="2">敷地外固定源</th> <th colspan="7">相対濃度評価条件</th> <th rowspan="2">相対濃度^{※2} (s/m³)</th> </tr> <tr> <th>距離^{※1} (m)</th> <th>発生源から 評価点を見た方位</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>大気安定度</th> <th>実効放出 継続時間 (h)</th> <th>建屋影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア①</td> <td>6300</td> <td>SE</td> <td>2.8</td> <td>NW</td> <td>F</td> <td>1</td> <td>考慮しない</td> <td>1.7×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>アンモニア②</td> <td>6700</td> <td>SE</td> <td>2.8</td> <td>NW</td> <td>F</td> <td>1</td> <td>考慮しない</td> <td>1.6×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>アンモニア③</td> <td>2400</td> <td>WNW</td> <td>0.8</td> <td>ESE</td> <td>B</td> <td>1</td> <td>考慮しない</td> <td>2.7×10^{-6※3}</td> </tr> <tr> <td>アンモニア④</td> <td>6400</td> <td>SSE</td> <td>1.9</td> <td>NNW</td> <td>D</td> <td>1</td> <td>考慮しない</td> <td>4.1×10^{-6※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：100m未満切り捨て ※2：有効数字3桁目切り上げ ※3：累積出現頻度98%</p> <p>表4 相対濃度の評価結果（緊急時対策所外気取入口）</p> <table border="1" data-bbox="112 1079 1305 1404"> <thead> <tr> <th rowspan="2">敷地外固定源</th> <th colspan="7">相対濃度評価条件</th> <th rowspan="2">相対濃度^{※2} (s/m³)</th> </tr> <tr> <th>距離^{※1} (m)</th> <th>発生源から 評価点を見た方位</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>大気安定度</th> <th>実効放出 継続時間 (h)</th> <th>建屋影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア①</td> <td>5900</td> <td>SSE</td> <td>1.9</td> <td>NNW</td> <td>D</td> <td>1</td> <td>考慮しない</td> <td>4.6×10^{-6※3}</td> </tr> <tr> <td>アンモニア②</td> <td>6300</td> <td>SE</td> <td>2.8</td> <td>NW</td> <td>F</td> <td>1</td> <td>考慮しない</td> <td>1.7×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>アンモニア③</td> <td>3000</td> <td>WNW</td> <td>0.8</td> <td>ESE</td> <td>B</td> <td>1</td> <td>考慮しない</td> <td>1.5×10^{-6※3}</td> </tr> <tr> <td>アンモニア④</td> <td>6000</td> <td>SSE</td> <td>1.9</td> <td>NNW</td> <td>D</td> <td>1</td> <td>考慮しない</td> <td>4.5×10^{-6※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：100m未満切り捨て ※2：有効数字3桁目切り上げ ※3：累積出現頻度98%</p>	敷地外固定源	相対濃度評価条件							相対濃度 ^{※2} (s/m ³)	距離 ^{※1} (m)	発生源から 評価点を見た方位	風速 (m/s)	風向	大気安定度	実効放出 継続時間 (h)	建屋影響	アンモニア①	6300	SE	2.8	NW	F	1	考慮しない	1.7×10 ⁻⁵	アンモニア②	6700	SE	2.8	NW	F	1	考慮しない	1.6×10 ⁻⁵	アンモニア③	2400	WNW	0.8	ESE	B	1	考慮しない	2.7×10 ^{-6※3}	アンモニア④	6400	SSE	1.9	NNW	D	1	考慮しない	4.1×10 ^{-6※3}	敷地外固定源	相対濃度評価条件							相対濃度 ^{※2} (s/m ³)	距離 ^{※1} (m)	発生源から 評価点を見た方位	風速 (m/s)	風向	大気安定度	実効放出 継続時間 (h)	建屋影響	アンモニア①	5900	SSE	1.9	NNW	D	1	考慮しない	4.6×10 ^{-6※3}	アンモニア②	6300	SE	2.8	NW	F	1	考慮しない	1.7×10 ⁻⁵	アンモニア③	3000	WNW	0.8	ESE	B	1	考慮しない	1.5×10 ^{-6※3}	アンモニア④	6000	SSE	1.9	NNW	D	1	考慮しない	4.5×10 ^{-6※3}	<p>7. スクリーニング評価に用いる蒸発率等及び相対濃度について スクリーニング評価に使用する蒸発率又は放出率及び相対濃度を第5表に示す。</p>	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>
敷地外固定源		相対濃度評価条件								相対濃度 ^{※2} (s/m ³)																																																																																																
	距離 ^{※1} (m)	発生源から 評価点を見た方位	風速 (m/s)	風向	大気安定度	実効放出 継続時間 (h)	建屋影響																																																																																																			
アンモニア①	6300	SE	2.8	NW	F	1	考慮しない	1.7×10 ⁻⁵																																																																																																		
アンモニア②	6700	SE	2.8	NW	F	1	考慮しない	1.6×10 ⁻⁵																																																																																																		
アンモニア③	2400	WNW	0.8	ESE	B	1	考慮しない	2.7×10 ^{-6※3}																																																																																																		
アンモニア④	6400	SSE	1.9	NNW	D	1	考慮しない	4.1×10 ^{-6※3}																																																																																																		
敷地外固定源	相対濃度評価条件							相対濃度 ^{※2} (s/m ³)																																																																																																		
	距離 ^{※1} (m)	発生源から 評価点を見た方位	風速 (m/s)	風向	大気安定度	実効放出 継続時間 (h)	建屋影響																																																																																																			
アンモニア①	5900	SSE	1.9	NNW	D	1	考慮しない	4.6×10 ^{-6※3}																																																																																																		
アンモニア②	6300	SE	2.8	NW	F	1	考慮しない	1.7×10 ⁻⁵																																																																																																		
アンモニア③	3000	WNW	0.8	ESE	B	1	考慮しない	1.5×10 ^{-6※3}																																																																																																		
アンモニア④	6000	SSE	1.9	NNW	D	1	考慮しない	4.5×10 ^{-6※3}																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由

第5表 蒸発率等及び大気拡散評価の評価結果（1/7）
（中央制御室外気取入口）

固定源	蒸発率又は放出率の評価条件						蒸発率又は 放出率 (kg/s)	蒸発率から 求めた 放出継続 時間(h)
	貯蔵量	薬品濃度(wt%)		堰面積(m ²)				
		届出情報	評価条件	届出情報	評価条件			
敷地内	溶融炉 アンモニア タンク	1.0(m ³)	25	26 ^{*1}	8	8	8.2×10 ⁻²	8.8×10 ⁻¹
敷地外	アンモニア①	10000(kg)	25	25	—	— ^{*6}	6.9×10 ⁻¹ ^{*7}	—
	塩酸①-1	5000(kg)	35	35	—	— ^{*6}	4.9×10 ⁻¹ ^{*7}	—
	塩酸①-2	9450(kg)	35	35	—	— ^{*6}	9.2×10 ⁻¹ ^{*7}	—
	アンモニア②	2000(kg)	10	10	—	— ^{*6}	5.6×10 ⁻² ^{*7}	—
	アンモニア③	150000(kg) ×2基	99	99	292	— ^{*5}	8.3×10 ¹ ^{*7}	—
	塩酸③-1	22420(kg) ×2基	35	35	129	129	1.4×10 ⁻¹	3.2×10 ¹
	塩酸③-2	44840(kg)	35	35	148	148	1.5×10 ⁻¹	2.8×10 ¹
	塩酸③-3	7080(kg)	35	35	25	25	2.9×10 ⁻²	2.4×10 ¹
	アンモニア④	18(kg)	—	100 ^{*2}	—	— ^{*6}	5.0×10 ⁻³ ^{*7}	—
	塩酸④-1	900(kg)	35	35	11.5	12 ^{*4}	1.8×10 ⁻²	4.9×10 ⁰
	塩酸④-2	3000(L)	35	35	9	9	1.4×10 ⁻²	2.5×10 ¹
	硝酸④	7000(kg)	62	62	12.8	13 ^{*4}	1.7×10 ⁻³	7.1×10 ²
	メタノール④	3000(L)	50	50	9	9	1.2×10 ⁻³	3.5×10 ²
	アンモニア⑤	11.28(t)	—	100 ^{*2}	—	—	3.1×10 ⁰ ^{*7}	—
	アンモニア⑥	1800(kg)	—	100 ^{*2}	—	—	5.0×10 ⁻¹ ^{*7}	—
	アンモニア⑦	800(kg)	—	100 ^{*2}	—	—	2.2×10 ⁻¹ ^{*7}	—
	塩酸⑧-1	2400(kg)	35	35	8.8	9 ^{*4}	1.4×10 ⁻²	1.7×10 ¹
塩酸⑧-2	1180(kg)	35	35	10	10	1.5×10 ⁻²	7.4×10 ⁰	
塩酸⑧-3	2000(kg)	35以上	37 ^{*3}	—	— ^{*6}	2.1×10 ⁻¹ ^{*7}	—	
塩酸⑧-4	354(kg)	35以上	37 ^{*3}	0.64	1	3.8×10 ⁻³	9.5×10 ⁰	
塩酸⑨-1	1180(kg)	35	35	—	— ^{*6}	1.1×10 ⁻¹ ^{*7}	—	
塩酸⑨-2	3540(kg)	35	35	—	— ^{*6}	3.4×10 ⁻¹ ^{*7}	—	
硝酸⑩-1	3.0(m ³)	67.5	68 ^{*4}	51	51	8.9×10 ⁻³	1.0×10 ²	
硝酸⑩-2	1.5(m ³)	67.5	68 ^{*4}	92	92	1.5×10 ⁻²	2.9×10 ¹	
メタノール⑪	12500(L)	—	100 ^{*2}	—	— ^{*6}	3.5×10 ⁰ ^{*7}	—	
メタノール⑫	1405(L)	—	100 ^{*2}	—	— ^{*6}	3.9×10 ⁻¹ ^{*7}	—	
ガソリン⑬	2800(L)	—	—	—	— ^{*6}	6.2×10 ⁻¹ ^{*7}	—	
ガソリン⑭	576(L)	—	—	—	— ^{*6}	1.3×10 ⁻¹ ^{*7}	—	
ガソリン⑮	910000(L)	—	—	3249.43	3250 ^{*4}	5.3×10 ¹	1.5×10 ¹	
	2625000(L)							
ガソリン⑯	574(L)	—	—	—	— ^{*6}	1.3×10 ⁻¹ ^{*7}	—	
塩化水素⑰	6.4(m ³)	—	100 ^{*2}	—	—	1.8×10 ⁻³ ^{*7}	—	
硫化水素⑰	6.4(m ³)	—	100 ^{*2}	—	—	1.8×10 ⁻³ ^{*7}	—	

・スクリーニング評価の対象の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)		東海第二発電所 有毒ガス									差異理由
敷地内	固定源	相対濃度評価条件								相対濃度 (s/m ³)	
		評価に用いた距離 (m)	発生源から評価点を見た方位	風速 (m/s)	風向	大気安定度	気温 (°C)	実効放出継続時間 (h)	建屋影響及び投影面積 (m ²)		
	溶融炉アンモニアタンク	145	WNW	3.8	ENE	D	22.4	1	1000 ^{※9}	3.5×10 ⁻⁴ ^{※10}	・スクリーニング評価の対象の相違
敷地内	アンモニア①	7300 ^{※8}	NE	3.3	SW	B	9.9	1	考慮せず	1.2×10 ⁻⁷	
	塩酸①-1	7300 ^{※8}	NE	3.3	SW	B	9.9	1	考慮せず	1.2×10 ⁻⁷	
	塩酸①-2	7300 ^{※8}	NE	3.3	SW	B	9.9	1	考慮せず	1.2×10 ⁻⁷	
	アンモニア②	7500 ^{※8}	NE	3.3	SW	B	9.9	1	考慮せず	1.2×10 ⁻⁷	
	アンモニア③	3300	NNW	1.4	SSE	B	23.7	1	考慮せず	6.1×10 ⁻⁷	
	塩酸③-1	3300	NNW	1.4	SSE	B	25.4	1	考慮せず	6.1×10 ⁻⁷ ^{※10}	
	塩酸③-2	3300	NNW	1.4	SSE	B	25.4	1	考慮せず	6.1×10 ⁻⁷ ^{※10}	
	塩酸③-3	3300	NNW	1.4	SSE	B	25.4	1	考慮せず	6.1×10 ⁻⁷ ^{※10}	
	アンモニア④	5300 ^{※8}	E	2.0	W	F	0.0	1	考慮せず	2.9×10 ⁻⁵	
	塩酸④-1	5300 ^{※8}	E	2.3	W	E	22.7	1	考慮せず	9.6×10 ⁻⁶ ^{※10}	
	塩酸④-2	5300 ^{※8}	E	2.3	W	E	22.7	1	考慮せず	9.6×10 ⁻⁶ ^{※10}	
	硝酸④	5300 ^{※8}	E	1.7	W	F	5.2	1	考慮せず	3.4×10 ⁻⁵ ^{※10}	
敷地外	メタノール④	5300 ^{※8}	E	1.1	W	F	3.6	1	考慮せず	5.3×10 ⁻⁵ ^{※10}	
	アンモニア⑤	5300 ^{※8}	E	2.0	W	F	0.0	1	考慮せず	2.9×10 ⁻⁵	
	アンモニア⑥	9300 ^{※8}	SSW	4.0	NNE	D	7.7	1	考慮せず	1.1×10 ⁻⁶	
	アンモニア⑦	7800 ^{※8}	SSW	4.0	NNE	D	7.7	1	考慮せず	1.4×10 ⁻⁶	
	塩酸⑧-1	720	ENE	1.8	WSW	A	26.1	1	考慮せず	5.6×10 ⁻⁶ ^{※10}	
	塩酸⑧-2	720	ENE	1.8	WSW	A	26.1	1	考慮せず	5.6×10 ⁻⁶ ^{※10}	
	塩酸⑧-3	720	ENE	1.8	WSW	A	26.1	1	考慮せず	5.6×10 ⁻⁶	
	塩酸⑧-4	720	ENE	1.8	WSW	A	26.1	1	考慮せず	5.6×10 ⁻⁶ ^{※10}	
	塩酸⑨-1	8900 ^{※8}	ENE	3.6	WSW	B	21.9	1	考慮せず	9.0×10 ⁻⁸	
	塩酸⑨-2	8900 ^{※8}	ENE	3.6	WSW	B	21.9	1	考慮せず	9.0×10 ⁻⁸	
	硝酸⑩-1	4500 ^{※8}	ESE	1.5	WNW	F	10.0	1	考慮せず	4.9×10 ⁻⁵ ^{※10}	
	硝酸⑩-2	4500 ^{※8}	ESE	1.5	WNW	F	10.0	1	考慮せず	4.9×10 ⁻⁵ ^{※10}	
	メタノール⑪	7000 ^{※8}	NNE	3.7	SSW	B	25.0	1	考慮せず	1.1×10 ⁻⁷	
	メタノール⑫	8900 ^{※8}	ENE	3.6	WSW	B	21.9	1	考慮せず	9.0×10 ⁻⁸	
	敷地外	ガソリン⑬	1100	E	2.0	W	F	0.0	1	考慮せず	2.9×10 ⁻⁴
ガソリン⑭		5100 ^{※8}	NNE	3.7	SSW	B	25.0	1	考慮せず	1.5×10 ⁻⁷	
ガソリン⑮		4200 ^{※8}	SSW	4.5	NNE	D	19.8	1	考慮せず	3.3×10 ⁻⁶ ^{※10}	
ガソリン⑯		7500 ^{※8}	ENE	3.6	WSW	B	21.9	1	考慮せず	1.1×10 ⁻⁷	
塩化水素⑰		5500 ^{※8}	E	2.0	W	F	0.0	1	考慮せず	2.8×10 ⁻⁵	
	硫化水素⑰	5500 ^{※8}	E	2.0	W	F	0.0	1	考慮せず	2.8×10 ⁻⁵	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
	<p>※1 敷地内固定源のアンモニアについては、薬品濃度が25%であるが、運用に余裕を見込んだ値としてスクリーニング評価では26%と設定した。</p> <p>※2 届出情報及び開示情報から情報が得られなかった薬品濃度は、スクリーニング評価では100%と設定した。</p> <p>※3 塩酸の薬品濃度が35%以上となっているものについては、JIS（日本産業規格）により、塩酸の薬品濃度規格値が35.0%～37.0%と定められているため、スクリーニング評価では37%と設定した。</p> <p>※4 スクリーニング評価時に、薬品濃度及び堰面積については小数第一位を切り上げた値とした。</p> <p>※5 堰面積が得られたものの、薬品濃度99%のアンモニアは常温常圧で気体と考えられるため、防液堤を考慮せず1時間で全量放出するとしてスクリーニング評価を実施した。</p> <p>※6 届出情報及び開示情報から情報が得られなかった堰面積は、防液堤を考慮せず1時間で全量放出するとしてスクリーニング評価を実施した。</p> <p>※7 全量1時間放出としてスクリーニング評価を行うため放出率（kg/s）を設定</p> <p>※8 スクリーニング評価結果が保守的となるよう外気取入口がある建屋のうち最も近い評価点までの距離とした。</p> <p>※9 巻き込みを生じる代表建屋を「固体廃棄物作業建屋」とする。</p> <p>※10 評価点における有毒化学物質の濃度を小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値の相対濃度（s/m³）</p>	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由

第5表 蒸発率等及び大気拡散評価の評価結果（2/7）
（緊急時対策所外気取入口）

敷地内	固定源	蒸発率又は放出率の評価条件					蒸発率又は放出率 (kg/s)	蒸発率から求めた放出継続時間 (h)
		貯蔵量	薬品濃度 (wt%)		堰面積 (m ²)			
			届出情報	評価条件	届出情報	評価条件		
	溶融炉 アンモニア タンク	1.0 (m ³)	25	26 ^{*1}	8	8	7.7×10 ⁻²	9.4×10 ⁻¹
敷地外	アンモニア①	10000 (kg)	25	25	—	— ^{*6}	6.9×10 ⁻¹ ^{*7}	—
	塩酸①-1	5000 (kg)	35	35	—	— ^{*6}	4.9×10 ⁻¹ ^{*7}	—
	塩酸①-2	9450 (kg)	35	35	—	— ^{*6}	9.2×10 ⁻¹ ^{*7}	—
	アンモニア②	2000 (kg)	10	10	—	— ^{*6}	5.6×10 ⁻² ^{*7}	—
	アンモニア③	150000 (kg) ×2基	99	99	292	— ^{*5}	8.3×10 ¹ ^{*7}	—
	塩酸③-1	22420 (kg) ×2基	35	35	129	129	1.4×10 ⁻¹	3.2×10 ¹
	塩酸③-2	44840 (kg)	35	35	148	148	1.6×10 ⁻¹	2.8×10 ¹
	塩酸③-3	7080 (kg)	35	35	25	25	2.9×10 ⁻²	2.4×10 ¹
	アンモニア④	18 (kg)	—	100 ^{*2}	—	— ^{*6}	5.0×10 ⁻³ ^{*7}	—
	塩酸④-1	900 (kg)	35	35	11.5	12 ^{*4}	1.8×10 ⁻²	4.9×10 ⁰
	塩酸④-2	3000 (L)	35	35	9	9	1.4×10 ⁻²	2.5×10 ¹
	硝酸④	7000 (kg)	62	62	12.8	13 ^{*4}	1.7×10 ⁻³	7.1×10 ²
	メタノール④	3000 (L)	50	50	9	9	1.2×10 ⁻³	3.5×10 ²
	アンモニア⑤	11.28 (t)	—	100 ^{*2}	—	—	3.1×10 ⁰ ^{*7}	—
	アンモニア⑥	1800 (kg)	—	100 ^{*2}	—	—	5.0×10 ⁻¹ ^{*7}	—
	アンモニア⑦	800 (kg)	—	100 ^{*2}	—	—	2.2×10 ⁻¹ ^{*7}	—
	塩酸⑧-1	2400 (kg)	35	35	8.8	9 ^{*4}	3.9×10 ⁻³	6.0×10 ¹
	塩酸⑧-2	1180 (kg)	35	35	10	10	4.3×10 ⁻³	2.7×10 ¹
	塩酸⑧-3	2000 (kg)	35以上	37 ^{*3}	—	— ^{*6}	2.1×10 ⁻¹ ^{*7}	—
	塩酸⑧-4	354 (kg)	35以上	37 ^{*3}	0.64	1	1.1×10 ⁻³	3.4×10 ¹
塩酸⑨-1	1180 (kg)	35	35	—	— ^{*6}	1.1×10 ⁻¹ ^{*7}	—	
塩酸⑨-2	3540 (kg)	35	35	—	— ^{*6}	3.4×10 ⁻¹ ^{*7}	—	
硝酸⑩-1	3.0 (m ³)	67.5	68 ^{*4}	51	51	8.9×10 ⁻³	1.0×10 ²	
硝酸⑩-2	1.5 (m ³)	67.5	68 ^{*4}	92	92	1.5×10 ⁻²	2.9×10 ¹	
メタノール⑪	12500 (L)	—	100 ^{*2}	—	— ^{*6}	3.5×10 ⁰ ^{*7}	—	
メタノール⑫	1405 (L)	—	100 ^{*2}	—	— ^{*6}	3.9×10 ⁻¹ ^{*7}	—	
ガソリン⑬	2800 (L)	—	—	—	— ^{*6}	6.2×10 ⁻¹ ^{*7}	—	
ガソリン⑭	576 (L)	—	—	—	— ^{*6}	1.3×10 ⁻¹ ^{*7}	—	
ガソリン⑮	910000 (L)	—	—	3249.43	3250 ^{*4}	5.3×10 ¹	1.5×10 ¹	
	2625000 (L)	—	—					
ガソリン⑯	574 (L)	—	—	—	— ^{*6}	1.3×10 ⁻¹ ^{*7}	—	
塩化水素⑰	6.4 (m ³)	—	100 ^{*2}	—	—	1.8×10 ⁻³ ^{*7}	—	
硫化水素⑰	6.4 (m ³)	—	100 ^{*2}	—	—	1.8×10 ⁻³ ^{*7}	—	

・スクリーニング評価の対象の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)		東海第二発電所 有毒ガス									差異理由																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">固定源</th> <th colspan="9">相対濃度評価条件</th> </tr> <tr> <th>評価に用いた距離 (m)</th> <th>発生源から評価点を見た方位</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>大気安定度</th> <th>気温 (°C)</th> <th>実効放出継続時間 (h)</th> <th>建屋影響及び投影面積 (m²)</th> <th>相対濃度 (s/m³)</th> </tr> </thead> </table>									固定源	相対濃度評価条件									評価に用いた距離 (m)	発生源から評価点を見た方位	風速 (m/s)	風向	大気安定度	気温 (°C)	実効放出継続時間 (h)	建屋影響及び投影面積 (m ²)	相対濃度 (s/m ³)	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>
固定源	相対濃度評価条件																													
	評価に用いた距離 (m)	発生源から評価点を見た方位	風速 (m/s)	風向	大気安定度	気温 (°C)	実効放出継続時間 (h)	建屋影響及び投影面積 (m ²)	相対濃度 (s/m ³)																					
敷地内	溶融炉アンモニアタンク	480	W	5.4	ENE	D	16.8	1	3000 ^{**9}	5.1×10 ⁻⁵ *10																				
敷地外	アンモニア①	7300 ^{**8}	NE	3.3	SW	B	9.9	1	考慮せず	1.2×10 ⁻⁷																				
	塩酸①-1	7300 ^{**8}	NE	3.3	SW	B	9.9	1	考慮せず	1.2×10 ⁻⁷																				
	塩酸①-2	7300 ^{**8}	NE	3.3	SW	B	9.9	1	考慮せず	1.2×10 ⁻⁷																				
	アンモニア②	7500 ^{**8}	NE	3.3	SW	B	9.9	1	考慮せず	1.2×10 ⁻⁷																				
	アンモニア③	3400	NNW	1.4	SSE	B	26.7	1	考慮せず	5.6×10 ⁻⁷																				
	塩酸③-1	3400	NNW	1.4	SSE	B	25.4	1	考慮せず	5.6×10 ⁻⁷ *10																				
	塩酸③-2	3400	NNW	1.4	SSE	B	25.4	1	考慮せず	5.6×10 ⁻⁷ *10																				
	塩酸③-3	3400	NNW	1.4	SSE	B	25.4	1	考慮せず	5.6×10 ⁻⁷ *10																				
	アンモニア④	5300	E	2.0	W	F	0.0	1	考慮せず	2.9×10 ⁻⁵																				
	塩酸④-1	5300	E	2.3	W	E	22.7	1	考慮せず	9.6×10 ⁻⁶ *10																				
	塩酸④-2	5300	E	2.3	W	E	22.7	1	考慮せず	9.6×10 ⁻⁶ *10																				
	硝酸④	5300	E	1.7	W	F	5.2	1	考慮せず	3.4×10 ⁻⁵ *10																				
	メタノール④	5300	E	1.1	W	F	3.6	1	考慮せず	5.3×10 ⁻⁵ *10																				
	アンモニア⑤	5300	E	2.0	W	F	0.0	1	考慮せず	2.9×10 ⁻⁵																				
	アンモニア⑥	9300 ^{**8}	SSW	4.0	NNE	D	7.7	1	考慮せず	1.1×10 ⁻⁶																				
	アンモニア⑦	7800 ^{**8}	SSW	4.0	NNE	D	7.7	1	考慮せず	1.4×10 ⁻⁶																				
	塩酸⑧-1	440	NE	1.6	SW	A	6.3	1	考慮せず	3.1×10 ⁻⁵ *10																				
塩酸⑧-2	440	NE	1.6	SW	A	6.3	1	考慮せず	3.1×10 ⁻⁵ *10																					
塩酸⑧-3	440	NE	1.8	SW	A	7.3	1	考慮せず	2.7×10 ⁻⁵																					
塩酸⑧-4	440	NE	1.6	SW	A	6.3	1	考慮せず	3.1×10 ⁻⁵ *10																					
塩酸⑨-1	8900	ENE	3.6	WSW	B	21.9	1	考慮せず	9.0×10 ⁻⁸																					
塩酸⑨-2	8900	ENE	3.6	WSW	B	21.9	1	考慮せず	9.0×10 ⁻⁸																					
硝酸⑩-1	4500	ESE	1.5	WNW	F	10.0	1	考慮せず	4.9×10 ⁻⁵ *10																					
硝酸⑩-2	4500	ESE	1.5	WNW	F	10.0	1	考慮せず	4.9×10 ⁻⁵ *10																					
メタノール⑪	7000 ^{**8}	NNE	3.7	SSW	B	25.0	1	考慮せず	1.1×10 ⁻⁷																					
メタノール⑫	8900	ENE	3.6	WSW	B	21.9	1	考慮せず	9.0×10 ⁻⁸																					
ガソリン⑬	840	E	2.0	W	F	0.0	1	考慮せず	4.5×10 ⁻⁴																					
ガソリン⑭	5100 ^{**8}	NNE	3.7	SSW	B	25.0	1	考慮せず	1.5×10 ⁻⁷																					
ガソリン⑮	4200 ^{**8}	SSW	4.5	NNE	D	19.8	1	考慮せず	3.3×10 ⁻⁶ *10																					
ガソリン⑯	7500	ENE	3.6	WSW	B	21.9	1	考慮せず	1.1×10 ⁻⁷																					
塩化水素⑰	5500	E	2.0	W	F	0.0	1	考慮せず	2.8×10 ⁻⁵																					
硫化水素⑰	5500	E	2.0	W	F	0.0	1	考慮せず	2.8×10 ⁻⁵																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
	<p>※1 敷地内固定源のアンモニアについては、薬品濃度が25%であるが、運用に余裕を見込んだ値としてスクリーニング評価では26%と設定した。</p> <p>※2 届出情報及び開示情報から情報が得られなかった薬品濃度は、スクリーニング評価では100%と設定した。</p> <p>※3 塩酸の薬品濃度が35%以上となっているものについては、JIS（日本産業規格）により、塩酸の薬品濃度規格値が35.0%～37.0%と定められているため、スクリーニング評価では37%と設定した。</p> <p>※4 スクリーニング評価時に、薬品濃度及び堰面積については小数第一位を切り上げた値とした。</p> <p>※5 堰面積が得られたものの、薬品濃度99%のアンモニアは常温常圧で気体と考えられるため、防液堤を考慮せず1時間で全量放出するとしてスクリーニング評価を実施した。</p> <p>※6 届出情報及び開示情報から情報が得られなかった堰面積は、防液堤を考慮せず1時間で全量放出するとしてスクリーニング評価を実施した。</p> <p>※7 全量1時間放出としてスクリーニング評価を行うため放出率（kg/s）を設定</p> <p>※8 スクリーニング評価結果が保守的となるよう外気取入口がある建屋のうち最も近い評価点までの距離とした。</p> <p>※9 巻き込みを生じる代表建屋を「固体廃棄物作業建屋」とする。</p> <p>※10 評価点における有毒化学物質の濃度を小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値の相対濃度（s/m³）</p>	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由

第5表 蒸発率等及び大気拡散評価の評価結果（3/7）

（東側接続口①）

	固定源	蒸発率評価条件			蒸発率 (kg/s)	蒸発率から求めた 放出継続時間(h)
		貯蔵量 (m ³)	薬品濃度 (wt%)	堰面積 (m ²)		
敷地内	溶融炉 アンモニア タンク	1.0	26	8	8.2×10^{-2}	8.8×10^{-1}

	固定源	相対濃度評価条件							相対濃度 (s/m ³)	
		評価に 用いた 距離 (m)	発生源から 評価点 を見た方位	風速 (m/s)	風向	大気 安定度	気温 (℃)	実効放出 継続時間 (h)		建屋影響 及び 投影面積 (m ²)
敷地内	溶融炉 アンモニア タンク	95	NW	2.0	SE	B	29.0	1	1000*	4.9×10^{-4}

※ 巻き込みを生じる代表建屋を「固体廃棄物作業建屋」とする。

第5表 蒸発率等及び大気拡散評価の評価結果（4/7）

（東側接続口②）

	固定源	蒸発率評価条件			蒸発率 (kg/s)	蒸発率から求めた 放出継続時間(h)
		貯蔵量 (m ³)	薬品濃度 (wt%)	堰面積 (m ²)		
敷地内	溶融炉 アンモニア タンク	1.0	26	8	1.1×10^{-1}	6.4×10^{-1}

	固定源	相対濃度評価条件							相対濃度 (s/m ³)	
		評価に 用いた 距離 (m)	発生源から 評価点 を見た方位	風速 (m/s)	風向	大気 安定度	気温 (℃)	実効放出 継続時間 (h)		建屋影響 及び 投影面積 (m ²)
敷地内	溶融炉 アンモニア タンク	85	WNW	4.1	NE	D	26.2	1	1000*	4.1×10^{-4}

※ 巻き込みを生じる代表建屋を「固体廃棄物作業建屋」とする。

・スクリーニング評価の対象の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由

・スクリーニング評価の対象の相違

第5表 蒸発率等及び大気拡散評価の評価結果（5/7）

（高所東側接続口）

	固定源	蒸発率評価条件			蒸発率 (kg/s)	蒸発率から求めた 放出継続時間(h)
		貯蔵量 (m ³)	薬品濃度 (wt%)	堰面積 (m ²)		
敷地内	溶融炉 アンモニア タンク	1.0	26	8	9.8×10^{-2}	7.4×10^{-1}

	固定源	相対濃度評価条件							相対濃度 (s/m ³)	
		評価に 用いた 距離 (m)	発生源から 評価点 を見た方位	風速 (m/s)	風向	大気 安定度	気温 (℃)	実効放出 継続時間 (h)		建屋影響 及び 投影面積 (m ²)
敷地内	溶融炉 アンモニア タンク	230	WSW	4.1	NE	D	24.1	1	1000*	2.3×10^{-4}

※ 巻き込みを生じる代表建屋を「固体廃棄物作業建屋」とする。

第5表 蒸発率等及び大気拡散評価の評価結果（6/7）

（西側接続口）

	固定源	蒸発率評価条件			蒸発率 (kg/s)	蒸発率から求めた 放出継続時間(h)
		貯蔵量 (m ³)	薬品濃度 (wt%)	堰面積 (m ²)		
敷地内	溶融炉 アンモニア タンク	1.0	26	8	2.0×10^{-2}	3.7×10^0

	固定源	相対濃度評価条件							相対濃度 (s/m ³)	
		評価に 用いた 距離 (m)	発生源から 評価点 を見た方位	風速 (m/s)	風向	大気 安定度	気温 (℃)	実効放出 継続時間 (h)		建屋影響 及び 投影面積 (m ²)
敷地内	溶融炉 アンモニア タンク	150	W	0.7	ESE	D	20.6	1	1400*	1.5×10^{-3}

※ 巻き込みを生じる代表建屋を「廃棄物処理建屋」とする。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由																																															
	<p style="text-align: center;">第5表 蒸発率等及び大気拡散評価の評価結果 (7/7)</p> <p style="text-align: center;">(高所西側接続口)</p> <table border="1" data-bbox="1406 438 2457 625"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">固定源</th> <th colspan="3">蒸発率評価条件</th> <th rowspan="2">蒸発率 (kg/s)</th> <th rowspan="2">蒸発率から求めた 放出継続時間 (h)</th> </tr> <tr> <th>貯蔵量 (m³)</th> <th>薬品濃度 (wt%)</th> <th>堰面積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地内</td> <td>溶融炉 アンモニア タンク</td> <td>1.0</td> <td>26</td> <td>8</td> <td>6.5×10^{-2}</td> <td>1.1×10^0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1406 680 2457 926"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">固定源</th> <th colspan="8">相対濃度評価条件</th> </tr> <tr> <th>評価に 用いた 距離 (m)</th> <th>発生源から 評価点 を見た方位</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>大気 安定度</th> <th>気温 (°C)</th> <th>実効放出 継続時間 (h)</th> <th>建屋影響 及び 投影面積 (m²)</th> <th>相対濃度 (s/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地内</td> <td>溶融炉 アンモニア タンク</td> <td>280</td> <td>WSW</td> <td>2.7</td> <td>NE</td> <td>D</td> <td>22.9</td> <td>1</td> <td>1000*</td> <td>2.8×10^{-4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 巻き込みを生じる代表建屋を「固体廃棄物作業建屋」とする。</p>		固定源	蒸発率評価条件			蒸発率 (kg/s)	蒸発率から求めた 放出継続時間 (h)	貯蔵量 (m ³)	薬品濃度 (wt%)	堰面積 (m ²)	敷地内	溶融炉 アンモニア タンク	1.0	26	8	6.5×10^{-2}	1.1×10^0		固定源	相対濃度評価条件								評価に 用いた 距離 (m)	発生源から 評価点 を見た方位	風速 (m/s)	風向	大気 安定度	気温 (°C)	実効放出 継続時間 (h)	建屋影響 及び 投影面積 (m ²)	相対濃度 (s/m ³)	敷地内	溶融炉 アンモニア タンク	280	WSW	2.7	NE	D	22.9	1	1000*	2.8×10^{-4}	<p>・スクリーニング評価の対象の相違</p>
	固定源			蒸発率評価条件					蒸発率 (kg/s)	蒸発率から求めた 放出継続時間 (h)																																							
		貯蔵量 (m ³)	薬品濃度 (wt%)	堰面積 (m ²)																																													
敷地内	溶融炉 アンモニア タンク	1.0	26	8	6.5×10^{-2}	1.1×10^0																																											
	固定源	相対濃度評価条件																																															
		評価に 用いた 距離 (m)	発生源から 評価点 を見た方位	風速 (m/s)	風向	大気 安定度	気温 (°C)	実効放出 継続時間 (h)	建屋影響 及び 投影面積 (m ²)	相対濃度 (s/m ³)																																							
敷地内	溶融炉 アンモニア タンク	280	WSW	2.7	NE	D	22.9	1	1000*	2.8×10^{-4}																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由
	<p>8. 固定源による有毒ガス影響評価について</p> <p>固定源が液体状の発生源の場合は、蒸発率と相対濃度を用いて、評価点における有毒化学物質の濃度を（4-2-1）式にて算出する。また、固定源がガス状の発生源の場合又は液体状の発生源のうち、全量が1時間で放出するとしたものについては、放出率と相対濃度を用いて、評価点における有毒化学物質の濃度を（4-2-2）式にて算出する。これらの評価点における有毒化学物質の濃度は、年間毎時刻での評価点における有毒化学物質の濃度を小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用いる。</p> <p>なお、累積出現頻度97%値が得られない場合においては、累積出現頻度97%値を超えて最初に値が出現した累積出現頻度の値を用いる。</p> <p>有毒ガスの外気濃度（ppm）の評価は（4-1）式を用いて算出する。その際、気温は 25℃、気圧は 1 気圧として評価した。</p> $C_{ppm} = \frac{C}{M} \times 22.4 \times \frac{T}{273.15} \times 10^6 \quad \dots(4-1)$ $C = E_c \times \frac{\chi}{Q} \quad \dots(4-2-1) \text{（液体状有毒化学物質の評価）}$ $C = q_{GW} \times \frac{\chi}{Q} \quad \dots(4-2-2) \text{（ガス状有毒化学物質の評価）}$ <p>C_{ppm} : 外気濃度（ppm） C : 外気濃度（kg/m³） M : 物質のモル質量（g/mol） T : 気温（K） E_c : 補正後の蒸発率（kg/s） q_{GW} : 質量放出率（kg/s） $\frac{\chi}{Q}$: 相対濃度（s/m³）</p> <p>評価の結果、隣接方位を含めた有毒ガス濃度の合算値が最大となる方位であっても、中央制御室外気取入口及び緊急時対策所外気取入口において、それらの各有毒ガス濃度の、それぞれの有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が1より小さいことを確認した。また、重要操作地点の評価点においても、敷地内固定源のアンモニアの有毒ガス濃度が、アンモニアの有毒ガス防護判断基準値を超えないことを確認した。</p> <p>固定源による有毒ガス影響評価結果を第6表に、隣接方位を含めた固定源による有毒ガス影響評価結果のうち、中央制御室外気取入口における評価結果を第7表及び第88図に、緊急時対策所外気取入口における評価結果を第8表及び第89図に示す。</p>	<p>・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）		東海第二発電所 有毒ガス					差異理由																																																																																																																																																																																																																	
		第6表 固定源による有毒ガス影響評価結果（1/7） （中央制御室外気取入口）					・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。																																																																																																																																																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">敷地内</th> <th rowspan="2">固定源</th> <th rowspan="2">評価点から発生源を見た方位</th> <th rowspan="2">蒸発率又は放出率 (kg/s)</th> <th rowspan="2">相対濃度 (s/m³)</th> <th colspan="2">評価結果</th> </tr> <tr> <th>評価点における有毒ガス濃度^{※2} (ppm)</th> <th>防護判断基準値との比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>溶融炉アンモニアタンク</td> <td>ESE</td> <td>8.2×10⁻²</td> <td>3.5×10⁻⁴</td> <td>4.1×10¹</td> <td>1.4×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="20">敷地外</td> <td>アンモニア①</td> <td>SW</td> <td>6.9×10⁻¹ ※1</td> <td>1.2×10⁻⁷</td> <td>1.2×10⁻¹</td> <td>3.9×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>塩酸①-1</td> <td>SW</td> <td>4.9×10⁻¹ ※1</td> <td>1.2×10⁻⁷</td> <td>3.8×10⁻²</td> <td>7.7×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>塩酸①-2</td> <td>SW</td> <td>9.2×10⁻¹ ※1</td> <td>1.2×10⁻⁷</td> <td>7.3×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>アンモニア②</td> <td>SW</td> <td>5.6×10⁻² ※1</td> <td>1.2×10⁻⁷</td> <td>9.2×10⁻³</td> <td>3.1×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>アンモニア③</td> <td>SSE</td> <td>8.3×10¹ ※1</td> <td>6.1×10⁻⁷</td> <td>7.2×10¹</td> <td>2.4×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>塩酸③-1</td> <td>SSE</td> <td>1.4×10⁻¹</td> <td>6.1×10⁻⁷</td> <td>5.6×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>塩酸③-2</td> <td>SSE</td> <td>1.6×10⁻¹</td> <td>6.1×10⁻⁷</td> <td>6.3×10⁻²</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>塩酸③-3</td> <td>SSE</td> <td>2.9×10⁻²</td> <td>6.1×10⁻⁷</td> <td>1.2×10⁻²</td> <td>2.4×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>アンモニア④</td> <td>W</td> <td>5.0×10⁻³ ※1</td> <td>2.9×10⁻⁵</td> <td>2.1×10⁻¹</td> <td>7.0×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>塩酸④-1</td> <td>W</td> <td>1.8×10⁻²</td> <td>9.6×10⁻⁶</td> <td>1.2×10⁻¹</td> <td>2.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>塩酸④-2</td> <td>W</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>9.6×10⁻⁶</td> <td>8.9×10⁻²</td> <td>1.8×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>硝酸④</td> <td>W</td> <td>1.7×10⁻³</td> <td>3.4×10⁻⁵</td> <td>2.3×10⁻²</td> <td>9.0×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>メタノール④</td> <td>W</td> <td>1.2×10⁻³</td> <td>5.3×10⁻⁵</td> <td>4.8×10⁻²</td> <td>2.4×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>アンモニア⑤</td> <td>W</td> <td>3.1×10⁰ ※1</td> <td>2.9×10⁻⁵</td> <td>1.3×10²</td> <td>4.4×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>アンモニア⑥</td> <td>NNE</td> <td>5.0×10⁻¹ ※1</td> <td>1.1×10⁻⁶</td> <td>8.0×10⁻¹</td> <td>2.7×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>アンモニア⑦</td> <td>NNE</td> <td>2.2×10⁻¹ ※1</td> <td>1.4×10⁻⁶</td> <td>4.6×10⁻¹</td> <td>1.5×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-1</td> <td>WSW</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>5.6×10⁻⁶</td> <td>5.2×10⁻²</td> <td>1.0×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-2</td> <td>WSW</td> <td>1.5×10⁻²</td> <td>5.6×10⁻⁶</td> <td>5.8×10⁻²</td> <td>1.2×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-3</td> <td>WSW</td> <td>2.1×10⁻¹ ※1</td> <td>5.6×10⁻⁶</td> <td>7.7×10⁻¹</td> <td>1.5×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-4</td> <td>WSW</td> <td>3.8×10⁻³</td> <td>5.6×10⁻⁶</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>2.9×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑨-1</td> <td>WSW</td> <td>1.1×10⁻¹ ※1</td> <td>9.0×10⁻⁸</td> <td>7.0×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑨-2</td> <td>WSW</td> <td>3.4×10⁻¹ ※1</td> <td>9.0×10⁻⁸</td> <td>2.1×10⁻²</td> <td>4.2×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>硝酸⑩-1</td> <td>WNW</td> <td>8.9×10⁻³</td> <td>4.9×10⁻⁵</td> <td>1.7×10⁻¹</td> <td>6.7×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>硝酸⑩-2</td> <td>WNW</td> <td>1.5×10⁻²</td> <td>4.9×10⁻⁵</td> <td>2.9×10⁻¹</td> <td>1.2×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>メタノール⑪</td> <td>SSW</td> <td>3.5×10⁰ ※1</td> <td>1.1×10⁻⁷</td> <td>2.9×10⁻¹</td> <td>1.4×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>メタノール⑫</td> <td>WSW</td> <td>3.9×10⁻¹ ※1</td> <td>9.0×10⁻⁸</td> <td>2.7×10⁻²</td> <td>1.3×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>ガソリン⑬</td> <td>W</td> <td>6.2×10⁻¹ ※1</td> <td>2.9×10⁻⁴</td> <td>5.7×10¹</td> <td>8.2×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>ガソリン⑭</td> <td>SSW</td> <td>1.3×10⁻¹ ※1</td> <td>1.5×10⁻⁷</td> <td>5.8×10⁻³</td> <td>8.3×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>ガソリン⑮</td> <td>NNE</td> <td>5.3×10¹</td> <td>3.3×10⁻⁶</td> <td>5.4×10¹</td> <td>7.8×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>ガソリン⑯</td> <td>WSW</td> <td>1.3×10⁻¹ ※1</td> <td>1.1×10⁻⁷</td> <td>4.2×10⁻³</td> <td>6.0×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>塩化水素⑰</td> <td>W</td> <td>1.8×10⁻³ ※1</td> <td>2.8×10⁻⁵</td> <td>5.4×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>硫化水素⑱</td> <td>W</td> <td>1.8×10⁻³ ※1</td> <td>2.8×10⁻⁵</td> <td>5.4×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻²</td> </tr> </tbody> </table>						敷地内	固定源	評価点から発生源を見た方位	蒸発率又は放出率 (kg/s)	相対濃度 (s/m ³)	評価結果		評価点における有毒ガス濃度 ^{※2} (ppm)	防護判断基準値との比		溶融炉アンモニアタンク	ESE	8.2×10 ⁻²	3.5×10 ⁻⁴	4.1×10 ¹	1.4×10 ⁻¹	敷地外	アンモニア①	SW	6.9×10 ⁻¹ ※1	1.2×10 ⁻⁷	1.2×10 ⁻¹	3.9×10 ⁻⁴	塩酸①-1	SW	4.9×10 ⁻¹ ※1	1.2×10 ⁻⁷	3.8×10 ⁻²	7.7×10 ⁻⁴	塩酸①-2	SW	9.2×10 ⁻¹ ※1	1.2×10 ⁻⁷	7.3×10 ⁻²	1.4×10 ⁻³	アンモニア②	SW	5.6×10 ⁻² ※1	1.2×10 ⁻⁷	9.2×10 ⁻³	3.1×10 ⁻⁵	アンモニア③	SSE	8.3×10 ¹ ※1	6.1×10 ⁻⁷	7.2×10 ¹	2.4×10 ⁻¹	塩酸③-1	SSE	1.4×10 ⁻¹	6.1×10 ⁻⁷	5.6×10 ⁻²	1.1×10 ⁻³	塩酸③-2	SSE	1.6×10 ⁻¹	6.1×10 ⁻⁷	6.3×10 ⁻²	1.3×10 ⁻³	塩酸③-3	SSE	2.9×10 ⁻²	6.1×10 ⁻⁷	1.2×10 ⁻²	2.4×10 ⁻⁴	アンモニア④	W	5.0×10 ⁻³ ※1	2.9×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻¹	7.0×10 ⁻⁴	塩酸④-1	W	1.8×10 ⁻²	9.6×10 ⁻⁶	1.2×10 ⁻¹	2.3×10 ⁻³	塩酸④-2	W	1.4×10 ⁻²	9.6×10 ⁻⁶	8.9×10 ⁻²	1.8×10 ⁻³	硝酸④	W	1.7×10 ⁻³	3.4×10 ⁻⁵	2.3×10 ⁻²	9.0×10 ⁻⁴	メタノール④	W	1.2×10 ⁻³	5.3×10 ⁻⁵	4.8×10 ⁻²	2.4×10 ⁻⁴	アンモニア⑤	W	3.1×10 ⁰ ※1	2.9×10 ⁻⁵	1.3×10 ²	4.4×10 ⁻¹	アンモニア⑥	NNE	5.0×10 ⁻¹ ※1	1.1×10 ⁻⁶	8.0×10 ⁻¹	2.7×10 ⁻³	アンモニア⑦	NNE	2.2×10 ⁻¹ ※1	1.4×10 ⁻⁶	4.6×10 ⁻¹	1.5×10 ⁻³	塩酸⑧-1	WSW	1.4×10 ⁻²	5.6×10 ⁻⁶	5.2×10 ⁻²	1.0×10 ⁻³	塩酸⑧-2	WSW	1.5×10 ⁻²	5.6×10 ⁻⁶	5.8×10 ⁻²	1.2×10 ⁻³	塩酸⑧-3	WSW	2.1×10 ⁻¹ ※1	5.6×10 ⁻⁶	7.7×10 ⁻¹	1.5×10 ⁻²	塩酸⑧-4	WSW	3.8×10 ⁻³	5.6×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻²	2.9×10 ⁻⁴	塩酸⑨-1	WSW	1.1×10 ⁻¹ ※1	9.0×10 ⁻⁸	7.0×10 ⁻³	1.4×10 ⁻⁴	塩酸⑨-2	WSW	3.4×10 ⁻¹ ※1	9.0×10 ⁻⁸	2.1×10 ⁻²	4.2×10 ⁻⁴	硝酸⑩-1	WNW	8.9×10 ⁻³	4.9×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻¹	6.7×10 ⁻³	硝酸⑩-2	WNW	1.5×10 ⁻²	4.9×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻¹	1.2×10 ⁻²	メタノール⑪	SSW	3.5×10 ⁰ ※1	1.1×10 ⁻⁷	2.9×10 ⁻¹	1.4×10 ⁻³	メタノール⑫	WSW	3.9×10 ⁻¹ ※1	9.0×10 ⁻⁸	2.7×10 ⁻²	1.3×10 ⁻⁴	ガソリン⑬	W	6.2×10 ⁻¹ ※1	2.9×10 ⁻⁴	5.7×10 ¹	8.2×10 ⁻²	ガソリン⑭	SSW	1.3×10 ⁻¹ ※1	1.5×10 ⁻⁷	5.8×10 ⁻³	8.3×10 ⁻⁶	ガソリン⑮	NNE	5.3×10 ¹	3.3×10 ⁻⁶	5.4×10 ¹	7.8×10 ⁻²	ガソリン⑯	WSW	1.3×10 ⁻¹ ※1	1.1×10 ⁻⁷	4.2×10 ⁻³	6.0×10 ⁻⁶	塩化水素⑰	W	1.8×10 ⁻³ ※1	2.8×10 ⁻⁵	5.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻³	硫化水素⑱	W	1.8×10 ⁻³ ※1	2.8×10 ⁻⁵	5.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²
敷地内	固定源	評価点から発生源を見た方位	蒸発率又は放出率 (kg/s)	相対濃度 (s/m ³)	評価結果																																																																																																																																																																																																																			
					評価点における有毒ガス濃度 ^{※2} (ppm)	防護判断基準値との比																																																																																																																																																																																																																		
	溶融炉アンモニアタンク	ESE	8.2×10 ⁻²	3.5×10 ⁻⁴	4.1×10 ¹	1.4×10 ⁻¹																																																																																																																																																																																																																		
敷地外	アンモニア①	SW	6.9×10 ⁻¹ ※1	1.2×10 ⁻⁷	1.2×10 ⁻¹	3.9×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸①-1	SW	4.9×10 ⁻¹ ※1	1.2×10 ⁻⁷	3.8×10 ⁻²	7.7×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸①-2	SW	9.2×10 ⁻¹ ※1	1.2×10 ⁻⁷	7.3×10 ⁻²	1.4×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	アンモニア②	SW	5.6×10 ⁻² ※1	1.2×10 ⁻⁷	9.2×10 ⁻³	3.1×10 ⁻⁵																																																																																																																																																																																																																		
	アンモニア③	SSE	8.3×10 ¹ ※1	6.1×10 ⁻⁷	7.2×10 ¹	2.4×10 ⁻¹																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸③-1	SSE	1.4×10 ⁻¹	6.1×10 ⁻⁷	5.6×10 ⁻²	1.1×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸③-2	SSE	1.6×10 ⁻¹	6.1×10 ⁻⁷	6.3×10 ⁻²	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸③-3	SSE	2.9×10 ⁻²	6.1×10 ⁻⁷	1.2×10 ⁻²	2.4×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
	アンモニア④	W	5.0×10 ⁻³ ※1	2.9×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻¹	7.0×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸④-1	W	1.8×10 ⁻²	9.6×10 ⁻⁶	1.2×10 ⁻¹	2.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸④-2	W	1.4×10 ⁻²	9.6×10 ⁻⁶	8.9×10 ⁻²	1.8×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	硝酸④	W	1.7×10 ⁻³	3.4×10 ⁻⁵	2.3×10 ⁻²	9.0×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
	メタノール④	W	1.2×10 ⁻³	5.3×10 ⁻⁵	4.8×10 ⁻²	2.4×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
	アンモニア⑤	W	3.1×10 ⁰ ※1	2.9×10 ⁻⁵	1.3×10 ²	4.4×10 ⁻¹																																																																																																																																																																																																																		
	アンモニア⑥	NNE	5.0×10 ⁻¹ ※1	1.1×10 ⁻⁶	8.0×10 ⁻¹	2.7×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	アンモニア⑦	NNE	2.2×10 ⁻¹ ※1	1.4×10 ⁻⁶	4.6×10 ⁻¹	1.5×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸⑧-1	WSW	1.4×10 ⁻²	5.6×10 ⁻⁶	5.2×10 ⁻²	1.0×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸⑧-2	WSW	1.5×10 ⁻²	5.6×10 ⁻⁶	5.8×10 ⁻²	1.2×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸⑧-3	WSW	2.1×10 ⁻¹ ※1	5.6×10 ⁻⁶	7.7×10 ⁻¹	1.5×10 ⁻²																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸⑧-4	WSW	3.8×10 ⁻³	5.6×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻²	2.9×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
塩酸⑨-1	WSW	1.1×10 ⁻¹ ※1	9.0×10 ⁻⁸	7.0×10 ⁻³	1.4×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																			
塩酸⑨-2	WSW	3.4×10 ⁻¹ ※1	9.0×10 ⁻⁸	2.1×10 ⁻²	4.2×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																			
硝酸⑩-1	WNW	8.9×10 ⁻³	4.9×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻¹	6.7×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																			
硝酸⑩-2	WNW	1.5×10 ⁻²	4.9×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻¹	1.2×10 ⁻²																																																																																																																																																																																																																			
メタノール⑪	SSW	3.5×10 ⁰ ※1	1.1×10 ⁻⁷	2.9×10 ⁻¹	1.4×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																			
メタノール⑫	WSW	3.9×10 ⁻¹ ※1	9.0×10 ⁻⁸	2.7×10 ⁻²	1.3×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																			
ガソリン⑬	W	6.2×10 ⁻¹ ※1	2.9×10 ⁻⁴	5.7×10 ¹	8.2×10 ⁻²																																																																																																																																																																																																																			
ガソリン⑭	SSW	1.3×10 ⁻¹ ※1	1.5×10 ⁻⁷	5.8×10 ⁻³	8.3×10 ⁻⁶																																																																																																																																																																																																																			
ガソリン⑮	NNE	5.3×10 ¹	3.3×10 ⁻⁶	5.4×10 ¹	7.8×10 ⁻²																																																																																																																																																																																																																			
ガソリン⑯	WSW	1.3×10 ⁻¹ ※1	1.1×10 ⁻⁷	4.2×10 ⁻³	6.0×10 ⁻⁶																																																																																																																																																																																																																			
塩化水素⑰	W	1.8×10 ⁻³ ※1	2.8×10 ⁻⁵	5.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																			
硫化水素⑱	W	1.8×10 ⁻³ ※1	2.8×10 ⁻⁵	5.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²																																																																																																																																																																																																																			
		※1 全量1時間放出としてスクリーニング評価を行うため放出率 (kg/s) を設定 ※2 25℃ (298.15K), 1気圧における各有毒化学物質の体積分率。各有毒化学物質のモル質量は別紙8参照																																																																																																																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)		東海第二発電所 有毒ガス					差異理由																																																																																																																																																																																																																	
		第6表 固定源による有毒ガス影響評価結果 (2/7) (緊急時対策所外気取入口)					・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。																																																																																																																																																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">敷地内</th> <th rowspan="2">固定源</th> <th rowspan="2">評価点から発生源を見た方位</th> <th rowspan="2">蒸発率等又は放出率 (kg/s)</th> <th rowspan="2">相対濃度 (s/m³)</th> <th colspan="2">評価結果</th> </tr> <tr> <th>評価点における有毒ガス濃度*2 (ppm)</th> <th>防護判断基準値との比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>溶融炉アンモニアタンク</td> <td>E</td> <td>7.7×10⁻²</td> <td>5.1×10⁻⁵</td> <td>5.7×10⁰</td> <td>1.9×10⁻²</td> </tr> <tr> <td rowspan="20">敷地外</td> <td>アンモニア①</td> <td>SW</td> <td>6.9×10⁻¹ ※1</td> <td>1.2×10⁻⁷</td> <td>1.2×10⁻¹</td> <td>3.9×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>塩酸①-1</td> <td>SW</td> <td>4.9×10⁻¹ ※1</td> <td>1.2×10⁻⁷</td> <td>3.8×10⁻²</td> <td>7.7×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>塩酸①-2</td> <td>SW</td> <td>9.2×10⁻¹ ※1</td> <td>1.2×10⁻⁷</td> <td>7.3×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>アンモニア②</td> <td>SW</td> <td>5.6×10⁻² ※1</td> <td>1.2×10⁻⁷</td> <td>9.2×10⁻³</td> <td>3.1×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>アンモニア③</td> <td>SSE</td> <td>8.3×10¹ ※1</td> <td>5.6×10⁻⁷</td> <td>6.6×10¹</td> <td>2.2×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>塩酸③-1</td> <td>SSE</td> <td>1.4×10⁻¹</td> <td>5.6×10⁻⁷</td> <td>5.1×10⁻²</td> <td>1.0×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>塩酸③-2</td> <td>SSE</td> <td>1.6×10⁻¹</td> <td>5.6×10⁻⁷</td> <td>5.8×10⁻²</td> <td>1.2×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>塩酸③-3</td> <td>SSE</td> <td>2.9×10⁻²</td> <td>5.6×10⁻⁷</td> <td>1.1×10⁻²</td> <td>2.2×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>アンモニア④</td> <td>W</td> <td>5.0×10⁻³ ※1</td> <td>2.9×10⁻⁵</td> <td>2.1×10⁻¹</td> <td>7.0×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>塩酸④-1</td> <td>W</td> <td>1.8×10⁻²</td> <td>9.6×10⁻⁶</td> <td>1.2×10⁻¹</td> <td>2.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>塩酸④-2</td> <td>W</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>9.6×10⁻⁶</td> <td>8.9×10⁻²</td> <td>1.8×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>硝酸④</td> <td>W</td> <td>1.7×10⁻³</td> <td>3.4×10⁻⁵</td> <td>2.3×10⁻²</td> <td>9.0×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>メタノール④</td> <td>W</td> <td>1.2×10⁻³</td> <td>5.3×10⁻⁵</td> <td>4.8×10⁻²</td> <td>2.4×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>アンモニア⑤</td> <td>W</td> <td>3.1×10⁰ ※1</td> <td>2.9×10⁻⁹</td> <td>1.3×10²</td> <td>4.4×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>アンモニア⑥</td> <td>NNE</td> <td>5.0×10⁻¹ ※1</td> <td>1.1×10⁻⁶</td> <td>8.0×10⁻¹</td> <td>2.7×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>アンモニア⑦</td> <td>NNE</td> <td>2.2×10⁻¹ ※1</td> <td>1.4×10⁻⁶</td> <td>4.6×10⁻¹</td> <td>1.5×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-1</td> <td>SW</td> <td>3.9×10⁻³</td> <td>3.1×10⁻⁵</td> <td>7.9×10⁻²</td> <td>1.6×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-2</td> <td>SW</td> <td>4.3×10⁻³</td> <td>3.1×10⁻⁵</td> <td>8.8×10⁻²</td> <td>1.8×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-3</td> <td>SW</td> <td>2.1×10⁻¹ ※1</td> <td>2.7×10⁻⁵</td> <td>3.8×10⁰</td> <td>7.5×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-4</td> <td>SW</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>3.1×10⁻⁵</td> <td>2.2×10⁻²</td> <td>4.4×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑨-1</td> <td>WSW</td> <td>1.1×10⁻¹ ※1</td> <td>9.0×10⁻⁸</td> <td>7.0×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑨-2</td> <td>WSW</td> <td>3.4×10⁻¹ ※1</td> <td>9.0×10⁻⁸</td> <td>2.1×10⁻²</td> <td>4.2×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>硝酸⑩-1</td> <td>WNW</td> <td>8.9×10⁻³</td> <td>4.9×10⁻⁵</td> <td>1.7×10⁻¹</td> <td>6.7×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>硝酸⑩-2</td> <td>WNW</td> <td>1.5×10⁻²</td> <td>4.9×10⁻⁵</td> <td>2.9×10⁻¹</td> <td>1.2×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>メタノール⑪</td> <td>SSW</td> <td>3.5×10⁰ ※1</td> <td>1.1×10⁻⁷</td> <td>2.9×10⁻¹</td> <td>1.4×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>メタノール⑫</td> <td>WSW</td> <td>3.9×10⁻¹ ※1</td> <td>9.0×10⁻⁸</td> <td>2.7×10⁻²</td> <td>1.3×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>ガソリン⑬</td> <td>W</td> <td>6.2×10⁻¹ ※1</td> <td>4.5×10⁻⁴</td> <td>8.7×10¹</td> <td>1.2×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>ガソリン⑭</td> <td>SSW</td> <td>1.3×10⁻¹ ※1</td> <td>1.5×10⁻⁷</td> <td>5.8×10⁻³</td> <td>8.3×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>ガソリン⑮</td> <td>NNE</td> <td>5.3×10¹</td> <td>3.3×10⁻⁶</td> <td>5.4×10¹</td> <td>7.8×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>ガソリン⑯</td> <td>WSW</td> <td>1.3×10⁻¹ ※1</td> <td>1.1×10⁻⁷</td> <td>4.2×10⁻³</td> <td>6.0×10⁻⁶</td> </tr> <tr> <td>塩化水素⑰</td> <td>W</td> <td>1.8×10⁻³ ※1</td> <td>2.8×10⁻⁵</td> <td>5.4×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>硫化水素⑱</td> <td>W</td> <td>1.8×10⁻³ ※1</td> <td>2.8×10⁻⁵</td> <td>5.4×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻²</td> </tr> </tbody> </table>						敷地内	固定源	評価点から発生源を見た方位	蒸発率等又は放出率 (kg/s)	相対濃度 (s/m ³)	評価結果		評価点における有毒ガス濃度*2 (ppm)	防護判断基準値との比		溶融炉アンモニアタンク	E	7.7×10 ⁻²	5.1×10 ⁻⁵	5.7×10 ⁰	1.9×10 ⁻²	敷地外	アンモニア①	SW	6.9×10 ⁻¹ ※1	1.2×10 ⁻⁷	1.2×10 ⁻¹	3.9×10 ⁻⁴	塩酸①-1	SW	4.9×10 ⁻¹ ※1	1.2×10 ⁻⁷	3.8×10 ⁻²	7.7×10 ⁻⁴	塩酸①-2	SW	9.2×10 ⁻¹ ※1	1.2×10 ⁻⁷	7.3×10 ⁻²	1.4×10 ⁻³	アンモニア②	SW	5.6×10 ⁻² ※1	1.2×10 ⁻⁷	9.2×10 ⁻³	3.1×10 ⁻⁵	アンモニア③	SSE	8.3×10 ¹ ※1	5.6×10 ⁻⁷	6.6×10 ¹	2.2×10 ⁻¹	塩酸③-1	SSE	1.4×10 ⁻¹	5.6×10 ⁻⁷	5.1×10 ⁻²	1.0×10 ⁻³	塩酸③-2	SSE	1.6×10 ⁻¹	5.6×10 ⁻⁷	5.8×10 ⁻²	1.2×10 ⁻³	塩酸③-3	SSE	2.9×10 ⁻²	5.6×10 ⁻⁷	1.1×10 ⁻²	2.2×10 ⁻⁴	アンモニア④	W	5.0×10 ⁻³ ※1	2.9×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻¹	7.0×10 ⁻⁴	塩酸④-1	W	1.8×10 ⁻²	9.6×10 ⁻⁶	1.2×10 ⁻¹	2.3×10 ⁻³	塩酸④-2	W	1.4×10 ⁻²	9.6×10 ⁻⁶	8.9×10 ⁻²	1.8×10 ⁻³	硝酸④	W	1.7×10 ⁻³	3.4×10 ⁻⁵	2.3×10 ⁻²	9.0×10 ⁻⁴	メタノール④	W	1.2×10 ⁻³	5.3×10 ⁻⁵	4.8×10 ⁻²	2.4×10 ⁻⁴	アンモニア⑤	W	3.1×10 ⁰ ※1	2.9×10 ⁻⁹	1.3×10 ²	4.4×10 ⁻¹	アンモニア⑥	NNE	5.0×10 ⁻¹ ※1	1.1×10 ⁻⁶	8.0×10 ⁻¹	2.7×10 ⁻³	アンモニア⑦	NNE	2.2×10 ⁻¹ ※1	1.4×10 ⁻⁶	4.6×10 ⁻¹	1.5×10 ⁻³	塩酸⑧-1	SW	3.9×10 ⁻³	3.1×10 ⁻⁵	7.9×10 ⁻²	1.6×10 ⁻³	塩酸⑧-2	SW	4.3×10 ⁻³	3.1×10 ⁻⁵	8.8×10 ⁻²	1.8×10 ⁻³	塩酸⑧-3	SW	2.1×10 ⁻¹ ※1	2.7×10 ⁻⁵	3.8×10 ⁰	7.5×10 ⁻²	塩酸⑧-4	SW	1.1×10 ⁻³	3.1×10 ⁻⁵	2.2×10 ⁻²	4.4×10 ⁻⁴	塩酸⑨-1	WSW	1.1×10 ⁻¹ ※1	9.0×10 ⁻⁸	7.0×10 ⁻³	1.4×10 ⁻⁴	塩酸⑨-2	WSW	3.4×10 ⁻¹ ※1	9.0×10 ⁻⁸	2.1×10 ⁻²	4.2×10 ⁻⁴	硝酸⑩-1	WNW	8.9×10 ⁻³	4.9×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻¹	6.7×10 ⁻³	硝酸⑩-2	WNW	1.5×10 ⁻²	4.9×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻¹	1.2×10 ⁻²	メタノール⑪	SSW	3.5×10 ⁰ ※1	1.1×10 ⁻⁷	2.9×10 ⁻¹	1.4×10 ⁻³	メタノール⑫	WSW	3.9×10 ⁻¹ ※1	9.0×10 ⁻⁸	2.7×10 ⁻²	1.3×10 ⁻⁴	ガソリン⑬	W	6.2×10 ⁻¹ ※1	4.5×10 ⁻⁴	8.7×10 ¹	1.2×10 ⁻¹	ガソリン⑭	SSW	1.3×10 ⁻¹ ※1	1.5×10 ⁻⁷	5.8×10 ⁻³	8.3×10 ⁻⁶	ガソリン⑮	NNE	5.3×10 ¹	3.3×10 ⁻⁶	5.4×10 ¹	7.8×10 ⁻²	ガソリン⑯	WSW	1.3×10 ⁻¹ ※1	1.1×10 ⁻⁷	4.2×10 ⁻³	6.0×10 ⁻⁶	塩化水素⑰	W	1.8×10 ⁻³ ※1	2.8×10 ⁻⁵	5.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻³	硫化水素⑱	W	1.8×10 ⁻³ ※1	2.8×10 ⁻⁵	5.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²
敷地内	固定源	評価点から発生源を見た方位	蒸発率等又は放出率 (kg/s)	相対濃度 (s/m ³)	評価結果																																																																																																																																																																																																																			
					評価点における有毒ガス濃度*2 (ppm)	防護判断基準値との比																																																																																																																																																																																																																		
	溶融炉アンモニアタンク	E	7.7×10 ⁻²	5.1×10 ⁻⁵	5.7×10 ⁰	1.9×10 ⁻²																																																																																																																																																																																																																		
敷地外	アンモニア①	SW	6.9×10 ⁻¹ ※1	1.2×10 ⁻⁷	1.2×10 ⁻¹	3.9×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸①-1	SW	4.9×10 ⁻¹ ※1	1.2×10 ⁻⁷	3.8×10 ⁻²	7.7×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸①-2	SW	9.2×10 ⁻¹ ※1	1.2×10 ⁻⁷	7.3×10 ⁻²	1.4×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	アンモニア②	SW	5.6×10 ⁻² ※1	1.2×10 ⁻⁷	9.2×10 ⁻³	3.1×10 ⁻⁵																																																																																																																																																																																																																		
	アンモニア③	SSE	8.3×10 ¹ ※1	5.6×10 ⁻⁷	6.6×10 ¹	2.2×10 ⁻¹																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸③-1	SSE	1.4×10 ⁻¹	5.6×10 ⁻⁷	5.1×10 ⁻²	1.0×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸③-2	SSE	1.6×10 ⁻¹	5.6×10 ⁻⁷	5.8×10 ⁻²	1.2×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸③-3	SSE	2.9×10 ⁻²	5.6×10 ⁻⁷	1.1×10 ⁻²	2.2×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
	アンモニア④	W	5.0×10 ⁻³ ※1	2.9×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻¹	7.0×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸④-1	W	1.8×10 ⁻²	9.6×10 ⁻⁶	1.2×10 ⁻¹	2.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸④-2	W	1.4×10 ⁻²	9.6×10 ⁻⁶	8.9×10 ⁻²	1.8×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	硝酸④	W	1.7×10 ⁻³	3.4×10 ⁻⁵	2.3×10 ⁻²	9.0×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
	メタノール④	W	1.2×10 ⁻³	5.3×10 ⁻⁵	4.8×10 ⁻²	2.4×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
	アンモニア⑤	W	3.1×10 ⁰ ※1	2.9×10 ⁻⁹	1.3×10 ²	4.4×10 ⁻¹																																																																																																																																																																																																																		
	アンモニア⑥	NNE	5.0×10 ⁻¹ ※1	1.1×10 ⁻⁶	8.0×10 ⁻¹	2.7×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	アンモニア⑦	NNE	2.2×10 ⁻¹ ※1	1.4×10 ⁻⁶	4.6×10 ⁻¹	1.5×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸⑧-1	SW	3.9×10 ⁻³	3.1×10 ⁻⁵	7.9×10 ⁻²	1.6×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸⑧-2	SW	4.3×10 ⁻³	3.1×10 ⁻⁵	8.8×10 ⁻²	1.8×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸⑧-3	SW	2.1×10 ⁻¹ ※1	2.7×10 ⁻⁵	3.8×10 ⁰	7.5×10 ⁻²																																																																																																																																																																																																																		
	塩酸⑧-4	SW	1.1×10 ⁻³	3.1×10 ⁻⁵	2.2×10 ⁻²	4.4×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																		
塩酸⑨-1	WSW	1.1×10 ⁻¹ ※1	9.0×10 ⁻⁸	7.0×10 ⁻³	1.4×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																			
塩酸⑨-2	WSW	3.4×10 ⁻¹ ※1	9.0×10 ⁻⁸	2.1×10 ⁻²	4.2×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																			
硝酸⑩-1	WNW	8.9×10 ⁻³	4.9×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻¹	6.7×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																			
硝酸⑩-2	WNW	1.5×10 ⁻²	4.9×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻¹	1.2×10 ⁻²																																																																																																																																																																																																																			
メタノール⑪	SSW	3.5×10 ⁰ ※1	1.1×10 ⁻⁷	2.9×10 ⁻¹	1.4×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																			
メタノール⑫	WSW	3.9×10 ⁻¹ ※1	9.0×10 ⁻⁸	2.7×10 ⁻²	1.3×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																																																																			
ガソリン⑬	W	6.2×10 ⁻¹ ※1	4.5×10 ⁻⁴	8.7×10 ¹	1.2×10 ⁻¹																																																																																																																																																																																																																			
ガソリン⑭	SSW	1.3×10 ⁻¹ ※1	1.5×10 ⁻⁷	5.8×10 ⁻³	8.3×10 ⁻⁶																																																																																																																																																																																																																			
ガソリン⑮	NNE	5.3×10 ¹	3.3×10 ⁻⁶	5.4×10 ¹	7.8×10 ⁻²																																																																																																																																																																																																																			
ガソリン⑯	WSW	1.3×10 ⁻¹ ※1	1.1×10 ⁻⁷	4.2×10 ⁻³	6.0×10 ⁻⁶																																																																																																																																																																																																																			
塩化水素⑰	W	1.8×10 ⁻³ ※1	2.8×10 ⁻⁵	5.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻³																																																																																																																																																																																																																			
硫化水素⑱	W	1.8×10 ⁻³ ※1	2.8×10 ⁻⁵	5.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²																																																																																																																																																																																																																			
		※1 全量1時間放出としてスクリーニング評価を行うため放出率 (kg/s) を設定 ※2 25℃ (298.15K), 1気圧における各有毒化学物質の体積分率。各有毒化学物質のモル質量は別紙8参照																																																																																																																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由																																																			
<p style="text-align: center;">第6表 固定源による有毒ガス影響評価結果 (3/7)</p> <p style="text-align: center;">(東側接続口①)</p> <table border="1" data-bbox="1400 426 2466 655"> <thead> <tr> <th rowspan="2">固定源</th> <th rowspan="2">発生源から評価点を見た方位</th> <th rowspan="2">蒸発率 (kg/s)</th> <th rowspan="2">相対濃度 (s/m³)</th> <th colspan="3">評価結果</th> </tr> <tr> <th>評価点における有毒ガス濃度* (ppm)</th> <th>防護判断基準値との比</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地内 溶融炉アンモニアタンク</td> <td>NW</td> <td>8.2×10⁻²</td> <td>4.9×10⁻⁴</td> <td>5.8×10¹</td> <td>1.9×10⁻¹</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 25℃ (298.15K), 1気圧におけるアンモニア (モル質量 17.0g/mol) の体積分率</p> <p style="text-align: center;">第6表 固定源による有毒ガス影響評価結果 (4/7)</p> <p style="text-align: center;">(東側接続口②)</p> <table border="1" data-bbox="1400 1043 2466 1272"> <thead> <tr> <th rowspan="2">固定源</th> <th rowspan="2">発生源から評価点を見た方位</th> <th rowspan="2">蒸発率 (kg/s)</th> <th rowspan="2">相対濃度 (s/m³)</th> <th colspan="3">評価結果</th> </tr> <tr> <th>評価点における有毒ガス濃度* (ppm)</th> <th>防護判断基準値との比</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地内 溶融炉アンモニアタンク</td> <td>WNW</td> <td>1.1×10⁻¹</td> <td>4.1×10⁻⁴</td> <td>6.6×10¹</td> <td>2.2×10⁻¹</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 25℃ (298.15K), 1気圧におけるアンモニア (モル質量 17.0g/mol) の体積分率</p> <p style="text-align: center;">第6表 固定源による有毒ガス影響評価結果 (5/7)</p> <p style="text-align: center;">(高所東側接続口)</p> <table border="1" data-bbox="1400 1631 2466 1860"> <thead> <tr> <th rowspan="2">固定源</th> <th rowspan="2">発生源から評価点を見た方位</th> <th rowspan="2">蒸発率 (kg/s)</th> <th rowspan="2">相対濃度 (s/m³)</th> <th colspan="3">評価結果</th> </tr> <tr> <th>評価点における有毒ガス濃度* (ppm)</th> <th>防護判断基準値との比</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地内 溶融炉アンモニアタンク</td> <td>WSW</td> <td>9.8×10⁻²</td> <td>2.3×10⁻⁴</td> <td>3.2×10¹</td> <td>1.1×10⁻¹</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 25℃ (298.15K), 1気圧におけるアンモニア (モル質量 17.0g/mol) の体積分率</p>		固定源	発生源から評価点を見た方位	蒸発率 (kg/s)	相対濃度 (s/m ³)	評価結果			評価点における有毒ガス濃度* (ppm)	防護判断基準値との比	評価	敷地内 溶融炉アンモニアタンク	NW	8.2×10 ⁻²	4.9×10 ⁻⁴	5.8×10 ¹	1.9×10 ⁻¹	影響なし	固定源	発生源から評価点を見た方位	蒸発率 (kg/s)	相対濃度 (s/m ³)	評価結果			評価点における有毒ガス濃度* (ppm)	防護判断基準値との比	評価	敷地内 溶融炉アンモニアタンク	WNW	1.1×10 ⁻¹	4.1×10 ⁻⁴	6.6×10 ¹	2.2×10 ⁻¹	影響なし	固定源	発生源から評価点を見た方位	蒸発率 (kg/s)	相対濃度 (s/m ³)	評価結果			評価点における有毒ガス濃度* (ppm)	防護判断基準値との比	評価	敷地内 溶融炉アンモニアタンク	WSW	9.8×10 ⁻²	2.3×10 ⁻⁴	3.2×10 ¹	1.1×10 ⁻¹	影響なし	<p>・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。</p>
固定源	発生源から評価点を見た方位					蒸発率 (kg/s)	相対濃度 (s/m ³)	評価結果																																													
		評価点における有毒ガス濃度* (ppm)	防護判断基準値との比	評価																																																	
敷地内 溶融炉アンモニアタンク	NW	8.2×10 ⁻²	4.9×10 ⁻⁴	5.8×10 ¹	1.9×10 ⁻¹	影響なし																																															
固定源	発生源から評価点を見た方位	蒸発率 (kg/s)	相対濃度 (s/m ³)	評価結果																																																	
				評価点における有毒ガス濃度* (ppm)	防護判断基準値との比	評価																																															
敷地内 溶融炉アンモニアタンク	WNW	1.1×10 ⁻¹	4.1×10 ⁻⁴	6.6×10 ¹	2.2×10 ⁻¹	影響なし																																															
固定源	発生源から評価点を見た方位	蒸発率 (kg/s)	相対濃度 (s/m ³)	評価結果																																																	
				評価点における有毒ガス濃度* (ppm)	防護判断基準値との比	評価																																															
敷地内 溶融炉アンモニアタンク	WSW	9.8×10 ⁻²	2.3×10 ⁻⁴	3.2×10 ¹	1.1×10 ⁻¹	影響なし																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由

第6表 固定源による有毒ガス影響評価結果（6/7）

（西側接続口）

固定源	発生源から評価点を見た方位	蒸発率 (kg/s)	相対濃度 (s/m ³)	評価結果		
				評価点における有毒ガス濃度* (ppm)	防護判断基準値との比	評価
敷地内 溶融炉 アンモニア タンク	W	2.0×10 ⁻²	1.5×10 ⁻³	4.1×10 ¹	1.4×10 ⁻¹	影響なし

※ 25℃（298.15K），1気圧におけるアンモニア（モル質量 17.0g/mol）の体積分率

第6表 固定源による有毒ガス影響評価結果（7/7）

（高所西側接続口）

固定源	発生源から評価点を見た方位	蒸発率 (kg/s)	相対濃度 (s/m ³)	評価結果		
				評価点における有毒ガス濃度* (ppm)	防護判断基準値との比	評価
敷地内 溶融炉 アンモニア タンク	WSW	6.5×10 ⁻²	2.8×10 ⁻⁴	2.7×10 ¹	8.9×10 ⁻²	影響なし

※ 25℃（298.15K），1気圧におけるアンモニア（モル質量 17.0g/mol）の体積分率

・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

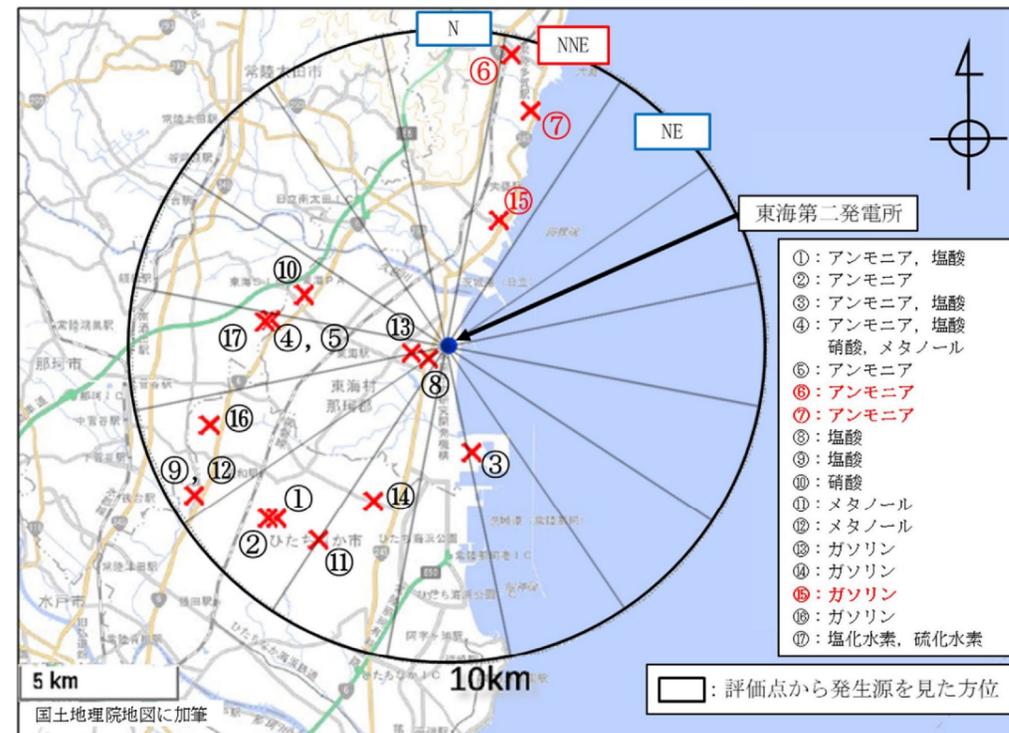
差異理由

第7表 隣接方位を含めた固定源による有毒ガス影響評価結果（1/8）
（評価点：中央制御室外気取入口 中心方位：NNE）

評価点	評価点から固定源を見た方位	固定源	当該方位における防護判断基準値との比 ^{※1}		隣接方位を含めた防護判断基準値との比の合計 ^{※2}	評価
			アンモニア	ガソリン		
中央制御室外気取入口	N	—	—	—	8.3×10 ⁻²	影響なし
	NNE	アンモニア⑥	2.7×10 ⁻³	8.2×10 ⁻²		
		アンモニア⑦	1.5×10 ⁻³			
		ガソリン⑮	7.8×10 ⁻²			
NE	—	—	—			

※1 固定源がない方位に“—”を記載

※2 有効数字2桁に切り上げた値を記載



第88図 評価点から発生源を見た方位（1/8）

・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

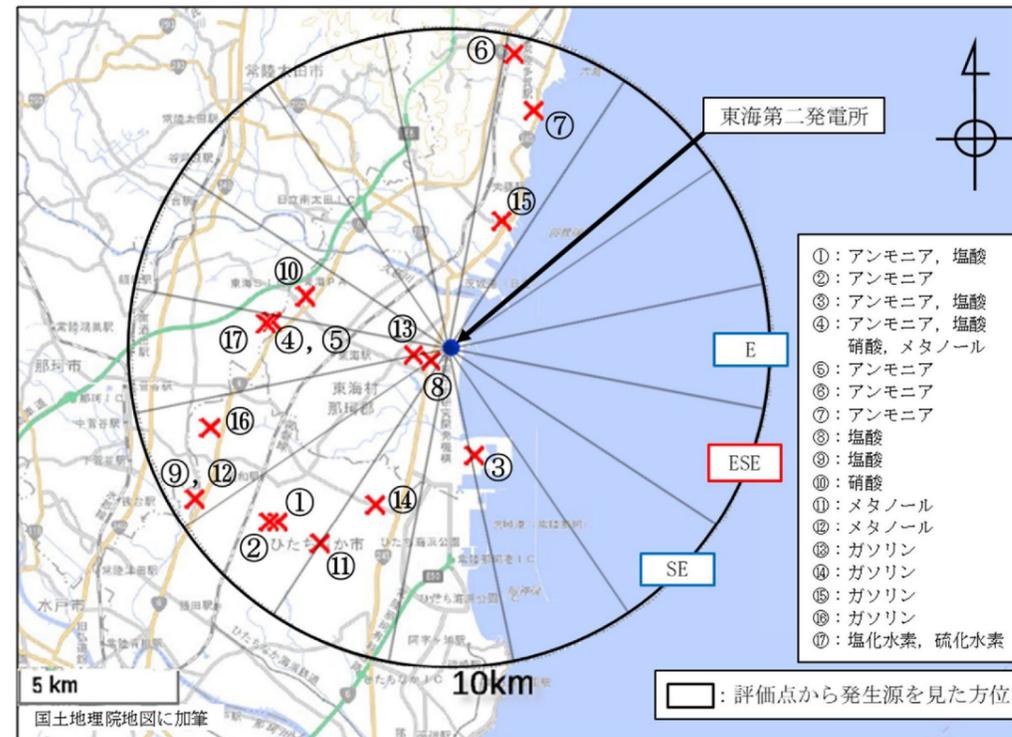
差異理由

第7表 隣接方位を含めた固定源による有毒ガス影響評価結果（2/8）
（評価点：中央制御室外気取入口 中心方位：ESE）

評価点	評価点から固定源を見た方位	固定源	当該方位における防護判断基準値との比 ^{※1}	隣接方位を含めた防護判断基準値との比の合計 ^{※2}	評価
中央制御室外気取入口	E	—	—	1.4 × 10 ⁻¹	影響なし
	ESE	アンモニア（敷地内）	1.4 × 10 ⁻¹		
	SE	—	—		

※1 固定源がない方位に“—”を記載

※2 有効数字2桁に切り上げた値を記載



第88図 評価点から発生源を見た方位（2/8）

・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由

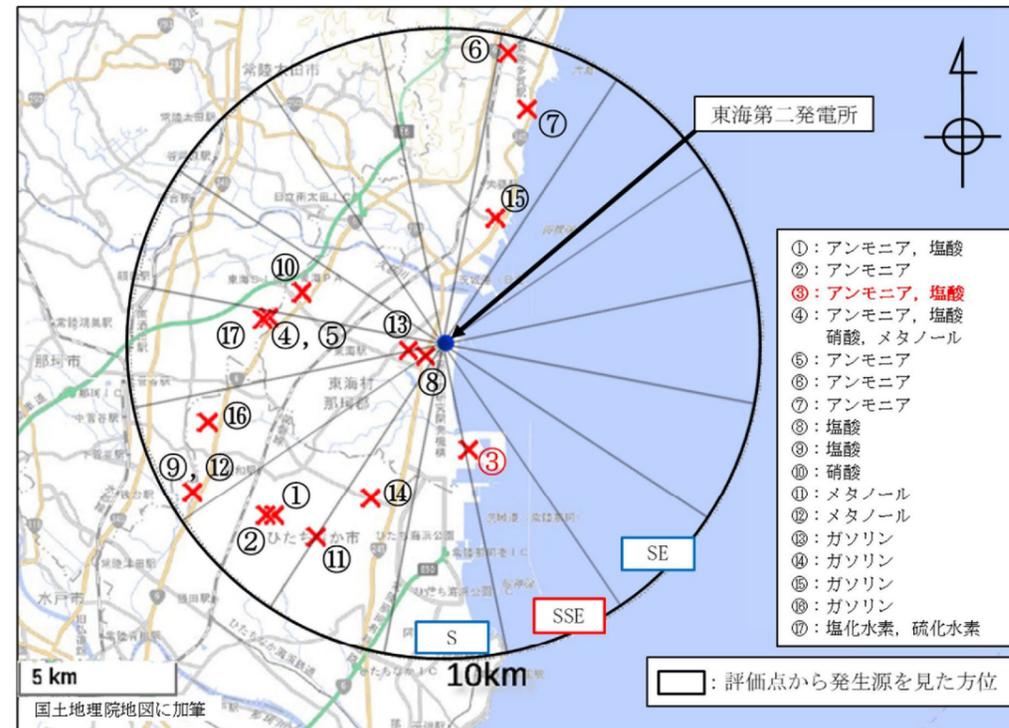
第7表 隣接方位を含めた固定源による有毒ガス影響評価結果（3/8）
（評価点：中央制御室外気取入口 中心方位：SSE）

評価点	評価点から固定源を見た方位	固定源	当該方位における防護判断基準値との比 ^{※1}		隣接方位を含めた防護判断基準値との比の合計 ^{※2}	評価
中央制御室外気取入口	SE	—	—	—	2.5×10 ⁻¹	影響なし
	SSE	アンモニア③	2.4×10 ⁻¹	2.4×10 ⁻¹		
		塩酸③-1	1.1×10 ⁻³			
		塩酸③-2	1.3×10 ⁻³			
		塩酸③-3	2.4×10 ⁻⁴			
S	—	—	—			

※1 固定源がない方位に“—”を記載

※2 有効数字2桁に切り上げた値を記載

・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。



第88図 評価点から発生源を見た方位（3/8）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由

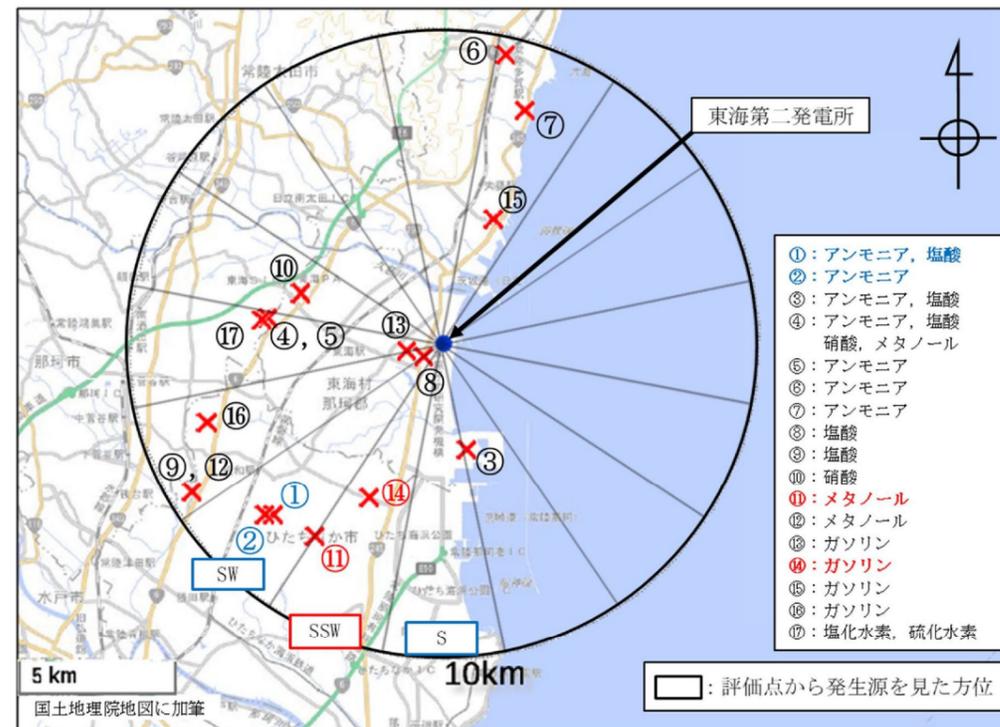
第7表 隣接方位を含めた固定源による有毒ガス影響評価結果（4/8）
（評価点：中央制御室外気取入口 中心方位：SSW）

評価点	評価点から固定源を見た方位	固定源	当該方位における防護判断基準値との比 ^{※1}		隣接方位を含めた防護判断基準値との比の合計 ^{※2}	評価
中央制御室外気取入口	S	—	—		4.1 × 10 ⁻³	影響なし
	SSW	メタノール⑩	1.4 × 10 ⁻³	1.5 × 10 ⁻³		
		ガソリン⑭	8.3 × 10 ⁻⁶			
	SW	アンモニア①	3.9 × 10 ⁻⁴	2.6 × 10 ⁻³		
		塩酸①-1	7.7 × 10 ⁻⁴			
		塩酸①-2	1.4 × 10 ⁻³			
アンモニア②		3.1 × 10 ⁻⁵				

※1 固定源がない方位に“—”を記載

※2 有効数字2桁に切り上げた値を記載

・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。



第88図 評価点から発生源を見た方位（4/8）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由																																													
	<p style="text-align: center;">第7表 隣接方位を含めた固定源による有毒ガス影響評価結果 (5/8) (評価点：中央制御室外気取入口 中心方位：SW)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>評価点から固定源を見た方位</th> <th>固定源</th> <th colspan="2">当該方位における防護判断基準値との比^{※1}</th> <th>隣接方位を含めた防護判断基準値との比の合計^{※2}</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">中央 制御室 外気 取入口</td> <td rowspan="2">SSW</td> <td>メタノール⑩</td> <td>1.4×10^{-3}</td> <td rowspan="2">1.5×10^{-3}</td> <td rowspan="13">2.3×10^{-2}</td> <td rowspan="13">影響なし</td> </tr> <tr> <td>ガソリン⑭</td> <td>8.3×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">SW</td> <td>アンモニア①</td> <td>3.9×10^{-4}</td> <td rowspan="4">2.6×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>塩酸①-1</td> <td>7.7×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>塩酸①-2</td> <td>1.4×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>アンモニア②</td> <td>3.1×10^{-5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">WSW</td> <td>塩酸⑧-1</td> <td>1.0×10^{-3}</td> <td rowspan="7">1.9×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-2</td> <td>1.2×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-3</td> <td>1.5×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-4</td> <td>2.9×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑨-1</td> <td>1.4×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑨-2</td> <td>4.2×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>メタノール⑫</td> <td>1.3×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガソリン⑮</td> <td>6.0×10^{-6}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 固定源がない方位に“-”を記載 ※2 有効数字2桁に切り上げた値を記載</p>	評価点	評価点から固定源を見た方位	固定源	当該方位における防護判断基準値との比 ^{※1}		隣接方位を含めた防護判断基準値との比の合計 ^{※2}	評価	中央 制御室 外気 取入口	SSW	メタノール⑩	1.4×10^{-3}	1.5×10^{-3}	2.3×10^{-2}	影響なし	ガソリン⑭	8.3×10^{-6}	SW	アンモニア①	3.9×10^{-4}	2.6×10^{-3}	塩酸①-1	7.7×10^{-4}	塩酸①-2	1.4×10^{-3}	アンモニア②	3.1×10^{-5}	WSW	塩酸⑧-1	1.0×10^{-3}	1.9×10^{-2}	塩酸⑧-2	1.2×10^{-3}	塩酸⑧-3	1.5×10^{-2}	塩酸⑧-4	2.9×10^{-4}	塩酸⑨-1	1.4×10^{-4}	塩酸⑨-2	4.2×10^{-4}	メタノール⑫	1.3×10^{-4}		ガソリン⑮	6.0×10^{-6}	<p>・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。</p>
評価点	評価点から固定源を見た方位	固定源	当該方位における防護判断基準値との比 ^{※1}		隣接方位を含めた防護判断基準値との比の合計 ^{※2}	評価																																									
中央 制御室 外気 取入口	SSW	メタノール⑩	1.4×10^{-3}	1.5×10^{-3}	2.3×10^{-2}	影響なし																																									
		ガソリン⑭	8.3×10^{-6}																																												
	SW	アンモニア①	3.9×10^{-4}	2.6×10^{-3}																																											
		塩酸①-1	7.7×10^{-4}																																												
		塩酸①-2	1.4×10^{-3}																																												
		アンモニア②	3.1×10^{-5}																																												
	WSW	塩酸⑧-1	1.0×10^{-3}	1.9×10^{-2}																																											
		塩酸⑧-2	1.2×10^{-3}																																												
		塩酸⑧-3	1.5×10^{-2}																																												
		塩酸⑧-4	2.9×10^{-4}																																												
		塩酸⑨-1	1.4×10^{-4}																																												
		塩酸⑨-2	4.2×10^{-4}																																												
		メタノール⑫	1.3×10^{-4}																																												
	ガソリン⑮	6.0×10^{-6}																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

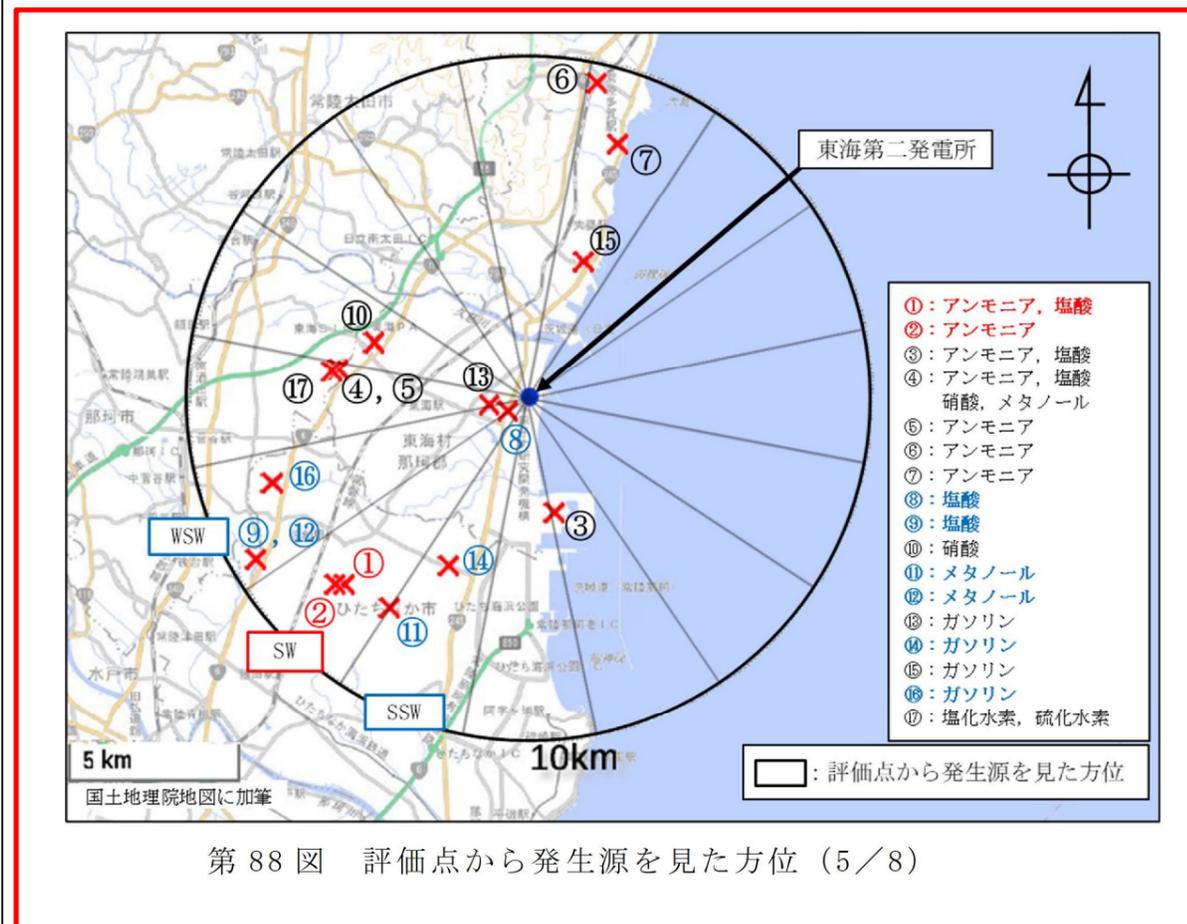
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由



・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由																																																																	
	<p style="text-align: center;">第7表 隣接方位を含めた固定源による有毒ガス影響評価結果 (6/8) (評価点：中央制御室外気取入口 中心方位：WSW)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">評価点</th> <th style="width: 15%;">評価点から固定源を見た方位</th> <th style="width: 15%;">固定源</th> <th style="width: 15%;">当該方位における防護判断基準値との比^{※1}</th> <th style="width: 15%;">隣接方位を含めた防護判断基準値との比の合計^{※2}</th> <th style="width: 10%;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">中央 制御室 外気 取入口</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">SW</td> <td>アンモニア①</td> <td style="text-align: right;">3.9×10^{-4}</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2.6×10^{-3}</td> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5.6×10^{-1}</td> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">影響なし</td> </tr> <tr> <td>塩酸①-1</td> <td style="text-align: right;">7.7×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>塩酸①-2</td> <td style="text-align: right;">1.4×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>アンモニア②</td> <td style="text-align: right;">3.1×10^{-5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">WSW</td> <td>塩酸⑧-1</td> <td style="text-align: right;">1.0×10^{-3}</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1.9×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-2</td> <td style="text-align: right;">1.2×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-3</td> <td style="text-align: right;">1.5×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-4</td> <td style="text-align: right;">2.9×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑨-1</td> <td style="text-align: right;">1.4×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑨-2</td> <td style="text-align: right;">4.2×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>メタノール⑫</td> <td style="text-align: right;">1.3×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">W</td> <td>ガソリン⑬</td> <td style="text-align: right;">6.0×10^{-6}</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5.4×10^{-1}</td> </tr> <tr> <td>アンモニア④</td> <td style="text-align: right;">7.0×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>塩酸④-1</td> <td style="text-align: right;">2.3×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>塩酸④-2</td> <td style="text-align: right;">1.8×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>硝酸④</td> <td style="text-align: right;">9.0×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>メタノール④</td> <td style="text-align: right;">2.4×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>アンモニア⑤</td> <td style="text-align: right;">4.4×10^{-1}</td> </tr> <tr> <td>ガソリン⑬</td> <td style="text-align: right;">8.2×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>塩化水素⑰</td> <td style="text-align: right;">1.1×10^{-3}</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>硫化水素⑰</td> <td style="text-align: right;">1.1×10^{-2}</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 固定源がない方位に“-”を記載 ※2 有効数字2桁に切り上げた値を記載</p>	評価点	評価点から固定源を見た方位	固定源	当該方位における防護判断基準値との比 ^{※1}	隣接方位を含めた防護判断基準値との比の合計 ^{※2}	評価	中央 制御室 外気 取入口	SW	アンモニア①	3.9×10^{-4}	2.6×10^{-3}	5.6×10^{-1}	影響なし	塩酸①-1	7.7×10^{-4}	塩酸①-2	1.4×10^{-3}	アンモニア②	3.1×10^{-5}	WSW	塩酸⑧-1	1.0×10^{-3}	1.9×10^{-2}	塩酸⑧-2	1.2×10^{-3}	塩酸⑧-3	1.5×10^{-2}	塩酸⑧-4	2.9×10^{-4}	塩酸⑨-1	1.4×10^{-4}	塩酸⑨-2	4.2×10^{-4}	メタノール⑫	1.3×10^{-4}	W	ガソリン⑬	6.0×10^{-6}	5.4×10^{-1}	アンモニア④	7.0×10^{-4}	塩酸④-1	2.3×10^{-3}	塩酸④-2	1.8×10^{-3}	硝酸④	9.0×10^{-4}	メタノール④	2.4×10^{-4}	アンモニア⑤	4.4×10^{-1}	ガソリン⑬	8.2×10^{-2}			塩化水素⑰	1.1×10^{-3}					硫化水素⑰	1.1×10^{-2}			<p>・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。</p>
評価点	評価点から固定源を見た方位	固定源	当該方位における防護判断基準値との比 ^{※1}	隣接方位を含めた防護判断基準値との比の合計 ^{※2}	評価																																																														
中央 制御室 外気 取入口	SW	アンモニア①	3.9×10^{-4}	2.6×10^{-3}	5.6×10^{-1}	影響なし																																																													
		塩酸①-1	7.7×10^{-4}																																																																
		塩酸①-2	1.4×10^{-3}																																																																
		アンモニア②	3.1×10^{-5}																																																																
	WSW	塩酸⑧-1	1.0×10^{-3}	1.9×10^{-2}																																																															
		塩酸⑧-2	1.2×10^{-3}																																																																
		塩酸⑧-3	1.5×10^{-2}																																																																
		塩酸⑧-4	2.9×10^{-4}																																																																
		塩酸⑨-1	1.4×10^{-4}																																																																
		塩酸⑨-2	4.2×10^{-4}																																																																
		メタノール⑫	1.3×10^{-4}																																																																
	W	ガソリン⑬	6.0×10^{-6}	5.4×10^{-1}																																																															
		アンモニア④	7.0×10^{-4}																																																																
塩酸④-1		2.3×10^{-3}																																																																	
塩酸④-2		1.8×10^{-3}																																																																	
硝酸④		9.0×10^{-4}																																																																	
メタノール④		2.4×10^{-4}																																																																	
アンモニア⑤		4.4×10^{-1}																																																																	
ガソリン⑬	8.2×10^{-2}																																																																		
		塩化水素⑰	1.1×10^{-3}																																																																
		硫化水素⑰	1.1×10^{-2}																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

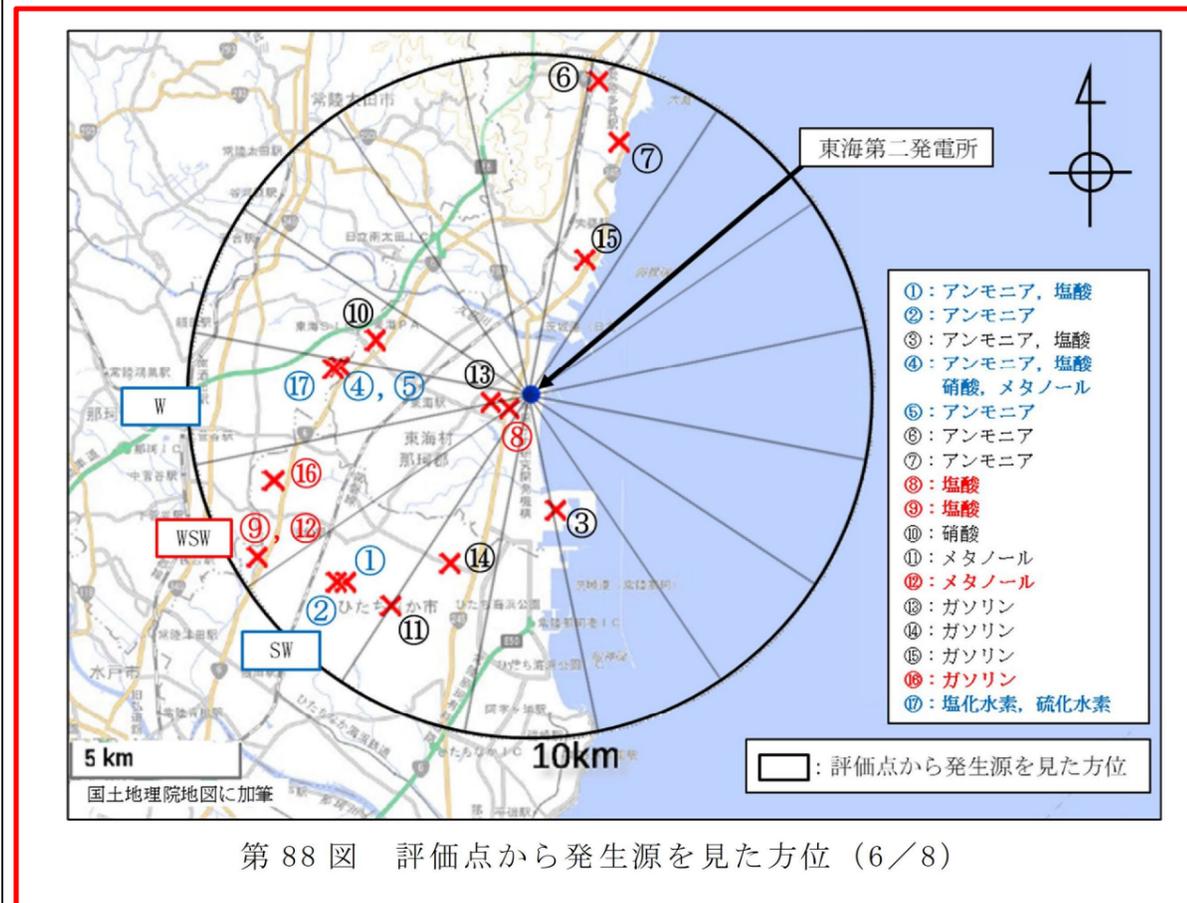
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）

東海第二発電所 有毒ガス

差異理由



・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)	東海第二発電所 有毒ガス	差異理由																																																													
	<p style="text-align: center;">第7表 隣接方位を含めた固定源による有毒ガス影響評価結果 (7/8) (評価点：中央制御室外気取入口 中心方位：W)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">評価点</th> <th style="width: 15%;">評価点から固定源を見た方位</th> <th style="width: 10%;">固定源</th> <th style="width: 15%;">当該方位における防護判断基準値との比^{※1}</th> <th style="width: 15%;">隣接方位を含めた防護判断基準値との比の合計^{※2}</th> <th style="width: 10%;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15" style="text-align: center; vertical-align: middle;">中央 制御室 外気 取入口</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">WSW</td> <td>塩酸⑧-1</td> <td style="text-align: center;">1.0×10^{-3}</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1.9×10^{-2}</td> <td rowspan="15" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5.8×10^{-1}</td> <td rowspan="15" style="text-align: center; vertical-align: middle;">影響なし</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-2</td> <td style="text-align: center;">1.2×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-3</td> <td style="text-align: center;">1.5×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑧-4</td> <td style="text-align: center;">2.9×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑨-1</td> <td style="text-align: center;">1.4×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>塩酸⑨-2</td> <td style="text-align: center;">4.2×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>メタノール⑫</td> <td style="text-align: center;">1.3×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>ガソリン⑯</td> <td style="text-align: center;">6.0×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">W</td> <td>アンモニア④</td> <td style="text-align: center;">7.0×10^{-4}</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5.4×10^{-1}</td> </tr> <tr> <td>塩酸④-1</td> <td style="text-align: center;">2.3×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>塩酸④-2</td> <td style="text-align: center;">1.8×10^{-3}</td> </tr> <tr> <td>硝酸④</td> <td style="text-align: center;">9.0×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>メタノール④</td> <td style="text-align: center;">2.4×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>アンモニア⑤</td> <td style="text-align: center;">4.4×10^{-1}</td> </tr> <tr> <td>ガソリン⑬</td> <td style="text-align: center;">8.2×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">WNW</td> <td>塩化水素⑰</td> <td style="text-align: center;">1.1×10^{-3}</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1.8×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td>硫化水素⑰</td> <td style="text-align: center;">1.1×10^{-2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>硝酸⑩-1</td> <td style="text-align: center;">6.7×10^{-3}</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>硝酸⑩-2</td> <td style="text-align: center;">1.2×10^{-2}</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 固定源がない方位に“-”を記載 ※2 有効数字2桁に切り上げた値を記載</p>	評価点	評価点から固定源を見た方位	固定源	当該方位における防護判断基準値との比 ^{※1}	隣接方位を含めた防護判断基準値との比の合計 ^{※2}	評価	中央 制御室 外気 取入口	WSW	塩酸⑧-1	1.0×10^{-3}	1.9×10^{-2}	5.8×10^{-1}	影響なし	塩酸⑧-2	1.2×10^{-3}	塩酸⑧-3	1.5×10^{-2}	塩酸⑧-4	2.9×10^{-4}	塩酸⑨-1	1.4×10^{-4}	塩酸⑨-2	4.2×10^{-4}	メタノール⑫	1.3×10^{-4}	ガソリン⑯	6.0×10^{-6}	W	アンモニア④	7.0×10^{-4}	5.4×10^{-1}	塩酸④-1	2.3×10^{-3}	塩酸④-2	1.8×10^{-3}	硝酸④	9.0×10^{-4}	メタノール④	2.4×10^{-4}	アンモニア⑤	4.4×10^{-1}	ガソリン⑬	8.2×10^{-2}	WNW	塩化水素⑰	1.1×10^{-3}	1.8×10^{-2}	硫化水素⑰	1.1×10^{-2}			硝酸⑩-1	6.7×10^{-3}					硝酸⑩-2	1.2×10^{-2}			<p>・東海第二は固定源による有毒ガス影響評価まで記載した。</p>
評価点	評価点から固定源を見た方位	固定源	当該方位における防護判断基準値との比 ^{※1}	隣接方位を含めた防護判断基準値との比の合計 ^{※2}	評価																																																										
中央 制御室 外気 取入口	WSW	塩酸⑧-1	1.0×10^{-3}	1.9×10^{-2}	5.8×10^{-1}	影響なし																																																									
		塩酸⑧-2	1.2×10^{-3}																																																												
		塩酸⑧-3	1.5×10^{-2}																																																												
		塩酸⑧-4	2.9×10^{-4}																																																												
		塩酸⑨-1	1.4×10^{-4}																																																												
		塩酸⑨-2	4.2×10^{-4}																																																												
		メタノール⑫	1.3×10^{-4}																																																												
		ガソリン⑯	6.0×10^{-6}																																																												
	W	アンモニア④	7.0×10^{-4}	5.4×10^{-1}																																																											
		塩酸④-1	2.3×10^{-3}																																																												
		塩酸④-2	1.8×10^{-3}																																																												
		硝酸④	9.0×10^{-4}																																																												
		メタノール④	2.4×10^{-4}																																																												
		アンモニア⑤	4.4×10^{-1}																																																												
		ガソリン⑬	8.2×10^{-2}																																																												
WNW	塩化水素⑰	1.1×10^{-3}	1.8×10^{-2}																																																												
	硫化水素⑰	1.1×10^{-2}																																																													
		硝酸⑩-1	6.7×10^{-3}																																																												
		硝酸⑩-2	1.2×10^{-2}																																																												